

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
富士川砂防事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7内河内第五砂防堰堤工事
工事地名	山梨県南巨摩郡早川町新倉地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 7年12月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 1月
2) 事務所名	富士川砂防事務所 工務課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2025011018	1 4) 単価適用年月	2026年 2月
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の本官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 2月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	砂防・地すべり等工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	886日間 自 令和 8年 4月 6日 (当初) 至 令和10年 9月 7日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	山梨県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	身延地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	早川	2 2) 処 分 費 等	572,280
		2 3) 公 告 日	令和 7年12月24日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目： 砂防事業費	2) 目： 砂防事業費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名：
-------------------	----------------	-----------------	---------

設計内訳書

工事名	R 7 内河内第五砂防堰堤工事 (当初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	砂防堰堤		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
砂防堰堤		式	1		381,412,661				
砂防土工		式	1		5,800,288				
盛土工		式	1		983,613				
盛土(流用土)	幅2.5m以上4.0m未満 岩塊・玉石混じり土砂	m3	160	5,677	908,320			単-1号	
盛土(流用土)	幅4.0m以上 岩塊・玉石混じり土砂	m3	60	567.4	34,044			単-2号	
盛土(流用土) 転圧無し	岩塊・玉石混じり土砂	式	1		41,249			内-1号	
法面整形工(ICT)		式	1		45,376				
法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	m2	80	567.2	45,376			単-3号	
残土処理工		式	1		4,771,299				
整地		式	1		587,250			内-2号	
土砂等運搬		式	1		4,184,049			内-3号	
法面工		式	1		15,960				

設計内訳書

工事名	R 7 内河内第五砂防堰堤工事 (当初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	砂防堰堤		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
植生工		式	1		15,960				
種子散布		m2	40	399	15,960			単-4号	
コンクリート堰堤工		式	1		343,560,317				
作業土工		式	1		16,236,742				
床掘り(掘削(砂防))		式	1		12,912,524			内-4号	
埋戻し		式	1		2,427,758			内-5号	
岩盤清掃		式	1		896,460			内-6号	
コンクリート堰堤本体工		式	1		180,870,144				
コンクリート	21-5-40(高炉B)	m3	4,726	32,170	152,035,420			単-5号	
堤冠コンクリート	27-5-40(高炉B)	m3	37.5	40,030	1,501,125			単-6号	
堤冠コンクリート	鉄材コンクリート	m3	2.5	179,100	447,750			単-7号	
鉄筋 [袖部]	SD345 D13	t	0.39	189,000	73,710			単-8号	

設計内訳書

工事名	R 7 内河内第五砂防堰堤工事 (当初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	砂防堰堤		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
鉄筋 [袖部]	SD345 D29～32	t	3.14	188,000	590,320			単-9号	
鉄筋 [堤冠部]		式	1		18,900			内-7号	
水抜暗渠	1000mm 外圧管1種	m	15.9	64,840	1,030,956			単-10号	
水抜暗渠 (流入防止工)	H-125×125×6.5×9	箇所	4	240,900	963,600			単-11号	
止水板	CC300×7	m	32	5,905	188,960			単-12号	
型枠		式	1		23,328,676			内-8号	
足場		式	1		690,727			内-9号	
コンクリート副堰堤工		式	1		117,240,431				
コンクリート	21-5-40(高炉B)	m3	2,965	33,040	97,963,600			単-13号	
堤冠コンクリート	27-5-40(高炉B)	m3	26.4	39,630	1,046,232			単-14号	
堤冠コンクリート	鉄材コンクリート	m3	1.6	145,000	232,000			単-15号	
鉄筋 [堤冠部]		式	1		13,230			内-10号	

設計内訳書

工事名	R 7内河内第五砂防堰堤工事 (当初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	砂防堰堤		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
チップソグ(岩盤面・打設面)		式	1		1,846,721			内-11号	
止水板	CC300×7	m	34	5,905	200,770			単-16号	
型枠		式	1		15,239,692			内-12号	
足場		式	1		698,186			内-13号	
間詰工		式	1		2,107,255				
間詰コンクリート		式	1		1,654,675			内-14号	
型枠		式	1		452,580			内-15号	
水叩工		式	1		10,054,195				
コンクリート	21-5-40(高炉B)	m3	286	32,750	9,366,500			単-17号	
チップソグ(岩盤面・打設面)		式	1		83,549			内-16号	
型枠		式	1		547,860			内-17号	
足場		式	1		56,286			内-18号	

設計内訳書

工事名	R 7 内河内第五砂防堰堤工事 (当初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	砂防堰堤		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
コンクリート擁壁工		式	1		17,051,550				
コンクリート	21-8-40(高炉B)	m3	263	34,970	9,197,110			単-18号	
目地板		式	1		123,990			内-19号	
水抜パイプ		式	1		64,291			内-20号	
型枠		式	1		7,490,564			内-21号	
足場		式	1		175,595			内-22号	
擁壁工		式	1		10,715,925				
擁壁基礎工(人口地山)		式	1		2,834,571				
コンクリート	21-5-40(高炉B)	m3	59	33,440	1,972,960			単-19号	
型枠		式	1		766,288			内-23号	
足場		式	1		95,323			内-24号	
場所打擁壁工 (副提左岸上段)		式	1		4,300,858				

設計内訳書

工事名	R 7 内河内第五砂防堰堤工事 (当初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	砂防堰堤		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
コンクリート	21-8-40(高炉B)	m3	64	35,640	2,280,960			単-20号	
型枠		式	1		1,886,852			内-25号	
足場		式	1		80,272			内-26号	
目地板		式	1		37,197			内-27号	
水抜パイプ		式	1		15,577			内-28号	
場所打擁壁工 (副提左岸下流側下段)		式	1		2,142,965				
コンクリート	21-8-40(高炉B) 埋戻 コンクリート含む	m3	51	34,110	1,739,610			単-21号	
型枠		式	1		382,218			内-29号	
足場		式	1		20,068			内-30号	
水抜パイプ		式	1		1,069			内-31号	
場所打擁壁工 (副提左岸上流側下段)		式	1		1,437,531				
コンクリート	21-8-40(高炉B) 埋戻 コンクリート含む	m3	30	34,110	1,023,300			単-22号	

設計内訳書

工事名	R 7 内河内第五砂防堰堤工事 (当初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	砂防堰堤		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
型枠		式	1		383,442			内-32号	
足場		式	1		30,102			内-33号	
水抜パイプ		式	1		687			内-34号	
砂防堰堤付属物設置工		式	1		1,702,314				
銘板工		式	1		1,074,000				
銘板	鋳物用銅合金地金 1200×800×30	枚	1	1,074,000	1,074,000			単-23号	
点検施設工		式	1		628,314				
ステップ	φ22×400	本	69	9,106	628,314			単-24号	
構造物撤去工		式	1		389,924				
構造物取壊し工		式	1		35,482				
舗装版破砕	コンクリート舗装版 舗装版厚 15cm	m2	157	226	35,482			単-25号	
運搬処理工		式	1		271,128				

設計内訳書

工事名	R 7 内河内第五砂防堰堤工事 (当初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	砂防堰堤		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
殻運搬	コンクリート殻(鉄筋)	式	1		181,128			内-35号	
殻処分	コンクリート殻(鉄筋)	m3	24	3,750	90,000			単-26号	
大型土のう撤去工		式	1		83,314				
大型土のう撤去	2t用	袋	53	1,018	53,954			単-27号	
運搬処理	廃プラスチック	式	1		29,360			内-36号	
仮設工		式	1		19,227,933				
工事用道路工		式	1		1,301,609				
工事用道路盛土		式	1		890,470			内-37号	
工事用道路補修		式	1		411,139			内-38号	
仮橋・仮栈橋工		式	1		1,251,003				
仮橋上部		式	1		658,575			内-39号	
覆工板設置・撤去[仮橋・仮栈橋]		式	1		592,428			内-40号	

設計内訳書

工事名	R 7 内河内第五砂防堰堤工事 (当初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	砂防堰堤		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
砂防仮締切工		式	1		16,675,321				
土砂締切		式	1		531,560			内-41号	
コンクリート締切		式	1		16,143,761			内-42号	
直接工事費		式	1		381,412,661				
共通仮設費		式	1		36,433,431				
共通仮設費		式	1		7,818,431				
運搬費		式	1		376,428				
仮設材運搬費		式	1		376,428			内-43号	
準備費		式	1		235,571				
伐採・伐木		式	1		81,450			内-44号	
木根等処分費		式	1		154,121			内-45号	
安全費		式	1		3,600,282				

設計内訳書

工事名	R 7 内河内第五砂防堰堤工事 (当初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	砂防堰堤		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
繊維網(落石防護ネット)		式	1		3,600,282			内-46号	
役務費		式	1		97,150				
借地料		式	1		97,150			内-47号	
技術管理費		式	1		598,000				
システム初期費(ICT)		式	1		598,000			内-48号	
営繕費		式	1		54,000				
火薬庫類		式	1		54,000			内-49号	
現場環境改善費(率計上)		式	1		2,857,000				
共通仮設費(率計上)		式	1		28,615,000				
純工事費		式	1		417,846,092				
現場管理費		式	1		93,639,000				
工事原価		式	1		511,485,092				

設計内訳書

工事名	R 7 内河内第五砂防堰堤工事 (当初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	砂防堰堤		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
一般管理費等		式	1		69,604,908				
工事価格		式	1		581,090,000				
消費税相当額		式	1		58,109,000				
工事費計		式	1		639,199,000				

一式当たり内訳書

盛土(流用土) 転圧無し

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込 (ルーズ) (砂防)	標準 岩塊・玉石							
[土砂投入]		m ³	130	317.3	41,249			
合 計					41,249			

一式当たり内訳書

整地

第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m ³	4,500	130.5	587,250			
合 計					587,250			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬 [土砂]	標準 バックホウ山積0.8m ³ (平積0.6m ³) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 3.0km以下	m ³	1,240	792.7	982,948			
土砂等運搬 [軟岩]	標準 バックホウ山積0.8m ³ (平積0.6m ³) 軟岩 無し 3.0km以下	m ³	3,310	967.1	3,201,101			
合 計					4,184,049			

一式当たり内訳書

床掘り(掘削(砂防))

第 4号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削(砂防)	岩塊・玉石 3,000m ³ 以上 無し	m ³	2,500	352.9	882,250			
床掘り	岩塊・玉石 現場制約あり	m ³	270	16,160	4,363,200			
掘削(砂防)	軟岩 機械走行面より5m以内	m ³	3,200	1,707	5,462,400			
掘削(砂防)	軟岩 機械走行面より5m超 可	m ³	120	7,513	901,560			
積込(ルーズ)(砂防)	標準 土砂	m ³	3,600	264.7	952,920			
土砂等運搬(砂防)	標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 0.5km以下	m ³	640	505.1	323,264			
[場内仮置] 基面整正		m ²	50	538.6	26,930			
合 計					12,912,524			

一式当たり内訳書

埋戻し

第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	m ³	230	2,105	484,150			
積込（ルーズ）（砂防）	標準 岩塊・玉石							
[土砂投入]		m ³	150	317.3	47,595			
土砂揚重	土砂バケット 50t ^{ラフ} テレシクレン							
[左岸擁壁]		m ³	150	3,933	589,950			
上記歩掛の公表は令和8年1月16日を予定しています								
埋戻し	最大埋戻幅4m以上	m ³	550	1,135	624,250			
積込（ルーズ）（砂防）	標準 岩塊・玉石							
[埋戻しほぐし]		m ³	490	317.3	155,477			
積込（ルーズ）（砂防）	標準 岩塊・玉石							
[仮置土運搬]		m ³	640	317.3	203,072			
土砂等運搬（砂防）	標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 0.5km以下							
[仮置土運搬]		m ³	640	505.1	323,264			
合 計					2,427,758			

一式当たり内訳書

岩盤清掃

第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
岩盤清掃		m ²	669	1,340	896,460			
合計					896,460			

一式当たり内訳書

鉄筋
第 7号内訳書 [堤冠部]

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
鉄筋工 [市場単価]	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.1	189,000	18,900			
合 計					18,900			

一式当たり内訳書

型枠

第 8号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【残存型枠滑面】								
残存型枠及び残存化粧型枠	残存型枠 無し 標準	m ²	1,240	13,600	16,864,000			
天端手摺設置・撤去		m	528	1,642	866,976			
型枠工 [砂防]	標準(1.0)	m ²	470	11,910	5,597,700			
合 計					23,328,676			

一式当たり内訳書

足場

第 9号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場（キャットウォーク） 設置・撤去 （残存型枠部）		m	66	5,017	331,122			
足場設置・撤去 [砂防] （一般型枠部）		m	115	3,127	359,605			
合 計					690,727			

一式当たり内訳書

鉄筋
第 10号内訳書 [堤冠部]

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
鉄筋工 [市場単価]	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.07	189,000	13,230			
合 計					13,230			

一式当たり内訳書

第 11号内訳書 チッピング(岩盤面・打設面)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
チッピング(岩盤面・打設面)		m ²	641	2,881	1,846,721			
合 計					1,846,721			

一式当たり内訳書

型枠

第 12号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【残存型枠滑面】								
残存型枠及び残存化粧型枠	残存型枠 無し 標準							
【滑面】		m ²	520	13,600	7,072,000			
【残存型枠粗面】								
残存型枠及び残存化粧型枠	残存型枠 無し 標準							
【粗面】		m ²	320	12,570	4,022,400			
天端手摺設置・撤去		m	276	1,642	453,192			
型枠工 [砂防]	標準(1.0)							
		m ²	310	11,910	3,692,100			
合 計					15,239,692			

一式当たり内訳書

足場
第 13号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場（キャットウォーク） 設置・撤去 （残存型枠部）		m	108	5,017	541,836			
足場設置・撤去 [砂防] （一般型枠部）		m	50	3,127	156,350			
合 計					698,186			

一式当たり内訳書

間詰コンクリート

第 14号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
一般部コンクリート打設	30m ³ /日以上80m ³ /日未満 無 生コンクリート各種 有 一般養生 標準(1.0)	m ³	25	32,750	818,750			
21-5-40(高炉B)W/C指定なし								
山岳地補正:林道別当代山線～内河内第五砂防堰堤								
一般部コンクリート打設	30m ³ /日以上80m ³ /日未満 無 生コンクリート各種 有 特殊養生 標準(1.0)	m ³	25	32,220	805,500			
21-5-40(高炉B)W/C指定なし								
山岳地補正:林道別当代山線～内河内第五砂防堰堤								
コンクリート養生(砂防工)		m ³	25	1,217	30,425			
合 計					1,654,675			

一式当たり内訳書

型枠
第 15号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
型枠工 [砂防]	標準(1.0)	m 2	38	11,910	452,580			
合計					452,580			

一式当たり内訳書

チップング(岩盤面・打設面)

第 16号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
チップング(岩盤面・打設面)		m ²	29	2,881	83,549			
合計					83,549			

一式当たり内訳書

型枠

第 17号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
型枠工 [砂防]	標準(1.0)	m 2	46	11,910	547,860			
合 計					547,860			

一式当たり内訳書

足場
第 18号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場設置・撤去 [砂防]								
(一般型枠部)		m	18	3,127	56,286			
合 計					56,286			

一式当たり内訳書

目地板
第 19号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
目地板	30m2以上 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	m 2	30	4,133	123,990			
合 計					123,990			

一式当たり内訳書

水抜パイプ

第 20号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
材料費 (m)	硬質塩化ビニル管 VP-50	m	122	458	55,876			
材料費 (m ²)	吸出し防止材 t=10mm	m ²	11	765	8,415			
合 計					64,291			

一式当たり内訳書

型枠

第 21号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【残存型枠滑面】								
残存型枠及び残存化粧型枠	残存型枠 無し 標準							
【滑面】		m ²	280	13,600	3,808,000			
【残存型枠粗面】								
残存型枠及び残存化粧型枠	残存型枠 無し 標準							
【粗面】		m ²	270	12,570	3,393,900			
天端手摺設置・撤去		m	67	1,642	110,014			
型枠工 [砂防]	標準(1.0)							
		m ²	15	11,910	178,650			
合 計					7,490,564			

一式当たり内訳書

型枠

第 23号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【残存型枠滑面】								
残存型枠及び残存化粧型枠 【滑面】	残存型枠 無し 標準	m ²	34	13,600	462,400			
【残存型枠粗面】								
残存型枠及び残存化粧型枠 【粗面】	残存型枠 無し 標準	m ²	23	12,570	289,110			
天端手摺設置・撤去		m	9	1,642	14,778			
合 計					766,288			

一式当たり内訳書

足場

第 24号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場（キヤットウォーク） 設置・撤去 （残存型枠部）		m	19	5,017	95,323			
合 計					95,323			

一式当たり内訳書

型枠

第 25号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【残存型枠滑面】								
残存型枠及び残存化粧型枠	残存型枠 無し 標準							
【滑面】		m ²	67	13,600	911,200			
【残存型枠粗面】								
残存型枠及び残存化粧型枠	残存型枠 無し 標準							
【粗面】		m ²	67	12,570	842,190			
天端手摺設置・撤去		m	16	1,642	26,272			
型枠工 [砂防]	標準(1.0)							
		m ²	9	11,910	107,190			
合 計					1,886,852			

一式当たり内訳書

足場

第 26号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場（キャットウォーク） 設置・撤去 （残存型枠部）		m	16	5,017	80,272			
合 計					80,272			

一式当たり内訳書

目地板
第 27号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
目地板	30m2以上 樹脂発泡体(15倍発泡) t=10	m 2	9	4,133	37,197			
合 計					37,197			

一式当たり内訳書

水抜^ハイ^ク

第 28号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
材料費 (m)	硬質塩化ビニル管 VP-50	m	29	458	13,282			
材料費 (m ²)	吸出し防止材 t=10mm	m ²	3	765	2,295			
合 計					15,577			

一式当たり内訳書

型枠

第 29号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【残存型枠滑面】								
残存型枠及び残存化粧型枠	残存型枠 無し 標準							
【滑面】		m ²	23	13,600	312,800			
【残存型枠粗面】								
残存型枠及び残存化粧型枠	残存型枠 無し 標準							
【粗面】		m ²	5	12,570	62,850			
天端手摺設置・撤去								
		m	4	1,642	6,568			
合 計					382,218			

一式当たり内訳書

足場

第 30号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場 (キャットウォーク) 設置・撤去 (残存型枠部)		m	4	5,017	20,068			
合計					20,068			

一式当たり内訳書

水抜^ハイ^テ

第 31号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
材料費 (m)	硬質塩化ビニル管 VP-50	m	2	458	916			
材料費 (m ²)	吸出し防止材 t=10mm	m ²	0.2	765	153			
合 計					1,069			

一式当たり内訳書

型枠

第 32号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【残存型枠滑面】								
残存型枠及び残存化粧型枠 【滑面】	残存型枠 無し 標準	m ²	21	13,600	285,600			
【残存型枠粗面】								
残存型枠及び残存化粧型枠 【粗面】	残存型枠 無し 標準	m ²	7	12,570	87,990			
天端手摺設置・撤去		m	6	1,642	9,852			
合 計					383,442			

一式当たり内訳書

足場

第 33号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場 (キャットウォーク) 設置・撤去 (残存型枠部)		m	6	5,017	30,102			
合 計					30,102			

一式当たり内訳書

水抜^ハイ^フ

第 34号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
材料費 (m)	硬質塩化ビニル管 VP-50	m	1	458	458			
材料費 (m ²)	吸出し防止材 t=10mm	m ²	0.3	765	229			
合 計					687			

一式当たり内訳書

殻運搬

第 35号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
殻運搬	舗装版破碎 機械積込(騒音対策不要、舗装版厚15cm以下) 無し 60.0km以下 全ての費用	m ³	24	7,547	181,128			
合計					181,128			

一式当たり内訳書

運搬処理

第 36号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
運搬費	2t・3tコンテナ車 4m3 片道概ね25km	回	1	21,000	21,000			
処分費 (m 3)		m 3	0.4	20,900	8,360			
諸雑費 (まるめ)		式	1		0			
合 計					29,360			

一式当たり内訳書

工事用道路盛土

第 37号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【1次施工】								
掘削 (砂防)	岩塊・玉石 3,000m ³ 以上 無し							
[土砂採取]		m ³	190	352.9	67,051			
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m ³ (平積0.6m ³) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 3.0km以下	m ³	190	792.7	150,613			
積込 (ルーズ) (砂防)	標準 岩塊・玉石							
[1次本堤上流設置]		m ³	130	317.3	41,249			
積込 (ルーズ) (砂防)	標準 岩塊・玉石							
[1次本堤上流撤去]		m ³	130	317.3	41,249			
土砂等運搬 (砂防)	標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 0.5km以下							
[1次本堤上流転用]		m ³	130	505.1	65,663			
積込 (ルーズ) (砂防)	標準 岩塊・玉石							
[本堤打設1次ヤード]		m ³	50	317.3	15,865			
積込 (ルーズ) (砂防)	標準 岩塊・玉石							
[本堤打設2次ヤード]		m ³	140	317.3	44,422			
土砂等運搬 (砂防)	標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 0.5km以下							
[本堤打設2次ヤード]		m ³	90	505.1	45,459			
積込 (ルーズ) (砂防)	標準 岩塊・玉石							
[2次ヤード撤去]		m ³	190	317.3	60,287			
土砂等運搬 (砂防)	標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 0.5km以下							
[2次ヤード転用]		m ³	20	505.1	10,102			
【2次施工】								

一式当たり内訳書

工事用道路盛土

第 37号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込（ルーズ）（砂防）	標準 岩塊・玉石							
[2次副堤坂路設置]		m 3	110	317.3	34,903			
土砂等運搬（砂防）	標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 0.5km以下							
[2次副堤坂路設置]		m 3	90	505.1	45,459			
積込（ルーズ）（砂防）	標準 岩塊・玉石							
[2次副堤坂路撤去]		m 3	110	317.3	34,903			
【3次施工】								
積込（ルーズ）（砂防）	標準 岩塊・玉石							
[3次副堤坂路設置]		m 3	140	317.3	44,422			
土砂等運搬（砂防）	標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 0.5km以下							
[3次副堤坂路設置]		m 3	30	505.1	15,153			
積込（ルーズ）（砂防）	標準 岩塊・玉石							
[撤去]		m 3	140	317.3	44,422			
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 3.0km以下							
[撤去]		m 3	140	792.7	110,978			
整地	残土受入れ地での処理							
[撤去]		m 3	140	130.5	18,270			
合 計					890,470			

一式当たり内訳書

工事用道路補修

第 38号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路補修 [通期]	L=100m 利用率1.0	回	28	13,570	379,960			
上記歩掛の公表は令和8年1月16日を予定しています								
道路補修 [本堰堤上流側]	L=30m 利用率1.0	回	1	4,067	4,067			
上記歩掛の公表は令和8年1月16日を予定しています								
道路補修 [右岸本副間]	L=10m 利用率1.0	回	8	1,355	10,840			
上記歩掛の公表は令和8年1月16日を予定しています								
道路補修 [右岸副堤坂路]	L=20m 利用率1.0	回	3	2,712	8,136			
上記歩掛の公表は令和8年1月16日を予定しています								
道路補修 [左岸副堤坂路]	L=20m 利用率1.0	回	3	2,712	8,136			
上記歩掛の公表は令和8年1月16日を予定しています								
合 計					411,139			

一式当たり内訳書

仮橋上部

第 39号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
上部工架設・撤去工 【2基分】	架設 ラフテレンクレーン油圧伸縮ジブ型 25t吊 標準(1.0)	t	11.128	14,680	163,359			
上部工架設・撤去工 【1次施工】	撤去 ラフテレンクレーン油圧伸縮ジブ型 25t吊 標準(1.0)	t	5.564	7,631	42,458			
上部工架設・撤去工 【2次施工】	撤去 ラフテレンクレーン油圧伸縮ジブ型 25t吊 標準(1.0)	t	5.564	7,631	42,458			
仮橋鋼材損料	L=8m 2年未満	基	1	342,000	342,000			
・受桁 (H250×250×9×14mm) : 1.436t								
・主桁 (H400×400×13×21mm) : 2.752t								
・主桁用受桁 (H400×400×13×21mm) : 1.376t								
仮橋鋼材損料	L=8m、3ヶ月未満	基	1	68,300	68,300			
・受桁 (H250×250×9×14mm) : 1.436t								
・主桁 (H400×400×13×21mm) : 2.752t								
・主桁用受桁 (H400×400×13×21mm) : 1.376t								
合計					658,575			

一式当たり内訳書

覆工板設置・撤去〔仮橋・仮棧橋〕

第 40号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
覆工板設置・撤去工 【2基分】	設置 ラフテレンクレーン油圧伸縮ジブ型 25t吊 標準(1.0)	m ²	64	925	59,200			
覆工板設置・撤去工 【1次施工】	撤去 ラフテレンクレーン油圧伸縮ジブ型 25t吊 標準(1.0)	m ²	32	474.7	15,190			
覆工板設置・撤去工 【2次施工】	撤去 ラフテレンクレーン油圧伸縮ジブ型 25t吊 標準(1.0)	m ²	32	474.7	15,190			
覆工板賃料	覆工板(鋼製 補強型) 15.9月 無 有 1020円 1回	m ²	32	13,410	429,120			
覆工板賃料	覆工板(鋼製 補強型) 1月 無 有 1020円 1回	m ²	32	2,304	73,728			
合 計					592,428			

一式当たり内訳書

土砂締切

第 41号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【1次施工】								
砂防土砂仮締切	締切盛土設置 地山 岩塊・玉石							
[設置]		m 3	170	716.7	121,839			
砂防土砂仮締切	締切盛土設置 ルース 岩塊・玉石							
[転用]		m 3	40	334.9	13,396			
砂防土砂仮締切	締切盛土撤去 ルース 岩塊・玉石							
[撤去]		m 3	170	334.9	56,933			
【2次施工】								
砂防土砂仮締切	締切盛土設置 地山 岩塊・玉石							
[設置]		m 3	170	716.7	121,839			
砂防土砂仮締切	締切盛土設置 ルース 岩塊・玉石							
[転用]		m 3	20	334.9	6,698			
砂防土砂仮締切	締切盛土撤去 ルース 岩塊・玉石							
[撤去]		m 3	170	334.9	56,933			
【3次施工】								
砂防土砂仮締切	締切盛土設置 地山 岩塊・玉石							
[設置]		m 3	140	716.7	100,338			
砂防土砂仮締切	締切盛土設置 ルース 岩塊・玉石							
[転用]		m 3	20	334.9	6,698			
砂防土砂仮締切	締切盛土撤去 ルース 岩塊・玉石							
[撤去]		m 3	140	334.9	46,886			

一式当たり内訳書

土砂締切

第 41号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
合 計					531,560			

一式当たり内訳書

コンクリート締切

第 42号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【1次施工】								
木製型枠設置・撤去,ケレンはく離剤塗布作業	標準(1.0)	m ²	180	11,910	2,143,800			
足場設置及び撤去		m	79	3,179	251,141			
コンクリート打設	無 生コンクリート各種 有 30(m ³ /日)以上80(m ³ /日)未満 一般養生 標準(1.0)	m ³	50	32,290	1,614,500			
18-8-40(高炉)W/C指定なし								
山岳地補正:林道別当代山線～内河内第五砂防堰堤								
構造物とりこわし・運搬・処分(複合)	無筋構造物 無し 無し 不要 無し 49.4以下	m ³	50	16,330	816,500			
【2次施工】								
木製型枠設置・撤去,ケレンはく離剤塗布作業	標準(1.0)	m ²	250	11,910	2,977,500			
足場設置及び撤去		m	44	3,179	139,876			
コンクリート打設	無 生コンクリート各種 有 80(m ³ /日)以上140(m ³ /日)未満 一般養生 標準(1.0)	m ³	105	31,290	3,285,450			
18-8-40(高炉)W/C指定なし								

一式当たり内訳書

コンクリート締切

第 42号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
山岳地補正:林道別当代山線～内河内第五砂防堰堤								
構造物とりこわし・運搬・処分(複合)	無筋構造物 無し 無し 不要 無し 49.4以下	m 3	105	16,330	1,714,650			
【3次施工】								
木製型枠設置・撤去,ケレンはく離剤塗布作業	標準(1.0)	m 2	140	11,910	1,667,400			
足場設置及び撤去		m	26	3,179	82,654			
コンクリート打設	無 生コンクリート各種 有 10(m3/日)以上30(m3/日)未満 一般養生 標準(1.0)	m 3	29	33,680	976,720			
18-8-40(高炉)W/C指定なし								
山岳地補正:林道別当代山線～内河内第五砂防堰堤								
構造物とりこわし・運搬・処分(複合)	無筋構造物 無し 無し 不要 無し 49.4以下	m 3	29	16,330	473,570			
合 計					16,143,761			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費

第 43号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運往路・復路	関東・中部・近畿 59km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	49.4	6,120	302,328			
積込み、取卸し費(仮設材等)		t	49.4	1,500	74,100			
合 計					376,428			

一式当たり内訳書

伐採・伐木

第 44号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
伐木・伐竹（複合）	伐木(人力施工:粗)(10本/100m2未満) 有り 機械施工 全ての費用	m ²	300	271.5	81,450			
合 計					81,450			

一式当たり内訳書

木根等処分費

第 45号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【幹】								
運搬（伐木除根）	機械施工 有り 無し 60.0km以下 全ての費用							
[幹]		m 3	3	3,437	10,311			
【根】								
運搬（伐木除根）	機械施工 有り 無し 34.5km以下 全ての費用							
[根]		m 3	4	3,162	12,648			
【枝葉】								
運搬（伐木除根）	機械施工 有り 無し 34.5km以下 全ての費用							
[枝葉]		m 3	1	3,162	3,162			
【幹】								
処分費（t）								
[幹]		t	2	12,000	24,000			
【根】								
処分費（t）								
[根]		t	3	27,000	81,000			
【枝葉】								
処分費（t）								
[枝葉]		t	1	23,000	23,000			

一式当たり内訳書

繊維網(落石防護ネット)

第 46号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
落石防止網(繊維網)設置工	ネット(ホリエレン37.5×37.5)	m ²	1,610	1,401	2,255,610			
上記歩掛の公表は令和8年1月16日を予定しています								
落石防止網(繊維網)撤去工	ネット(ホリエレン37.5×37.5)	m ²	1,610	700.2	1,127,322			
上記歩掛の公表は令和8年1月16日を予定しています								
落石防止網部材損料	繊維ネット 網目37.5mm ホリエレン 損率30%	m ²	1,610	135	217,350			
合 計					3,600,282			

一式当たり内訳書

借地料
第 47号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
借地料		ヵ月	29	3,350	97,150			
合計					97,150			

一式当たり内訳書

火薬庫類

第 49号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
火薬庫類損料	小規模 2年まで 1日当り火薬使用量25kg/日以下	式	1		54,000			
合 計					54,000			

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一1号	盛土(流用土)	幅2.5m以上4.0m未満 岩塊・玉石混じり土砂	単位	m3	数量	160	単価	5,677
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m 3	160	901.3	144,208		
	積込(ルーズ)(砂防) [土砂投入]	標準 岩塊・玉石	m 3	160	317.3	50,768		
	土砂揚重 [左岸擁壁]	土砂バケット 50tラフレンシクレン	m 3	150	3,933	589,950		
上記歩掛の公表は令和8年1月16日を予定しています								
	積込(ルーズ)(砂防) [仮置土運搬]	標準 岩塊・玉石	m 3	150	317.3	47,595		
	土砂等運搬(砂防) [仮置土運搬]	標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 0.5km以下	m 3	150	505.1	75,765		
	諸雑費(まるめ)		式	1		14		
	計					908,300		
	単価					5,677	円/m3	

1次単価表

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単-2号	盛土(流用土)	幅4.0m以上 岩塊・玉石混じり土砂	単位	m3	数量	60	単価
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	路体(築堤)盛土	4.0m以上 20,000m3未満 無し	m 3	60	250	15,000	567.4
	積込(ルーズ)(砂防) [土砂投入]	標準 岩塊・玉石	m 3	60	317.3	19,038	
上記歩掛の公表は令和8年1月16日を予定しています							
	諸雑費(まるめ)		式	1		2	
	計					34,040	
	単価					567.4	円/m3

1次単価表

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単-3号	法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	単位	m2	数量	1	単価
							567.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面整形 (ICT)		盛土部 無し ㈬質土、砂及び砂質土、粘性土	m 2	1	567.2	567.2	
計						567.2	
単価						567.2	円/m2

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単-4号	種子散布		単位	m2	数量	1	単価
							399
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械播種施工による植生工		種子散布工 100m2未満 無	m 2	1	399	399	
計						399	
単価						399	円/m2

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単-5号	コンクリート	21-5-40(高炉B)	単位	m3	数量	4,726	単価
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	一般部コンクリート打設	80m3/日以上140m3/日未満 無 生コンクリート各種 有 一般養生 標準(1.0)	m 3	573	31,740	18,187,020	
	21-5-40(高炉B)W/C指定なし						
	山岳地補正:林道別当代山線～内河内第五砂防堰堤						
	一般部コンクリート打設	50tクレーン 一般養生	m 3	3,976	32,170	127,907,920	
	21-5-40(高炉B)W/C指定なし						
	山岳地補正:林道別当代山線～内河内第五砂防堰堤						
	上記歩掛の公表は令和8年1月16日を予定しています						
	一般部コンクリート打設	50tクレーン 特殊養生	m 3	177	31,650	5,602,050	
	21-5-40(高炉B)W/C指定なし						
	山岳地補正:林道別当代山線～内河内第五砂防堰堤						
	上記歩掛の公表は令和8年1月16日を予定しています						

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-5号	コンクリート	21-5-40(高炉B)	単位	m3	数量	4,726	単価	32,170
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	コンクリート養生 (砂防工)		m 3	177	1,217	215,409		
	諸雑費 (まるめ)		式	1		87,601		
	計					152,000,000		
	単価					32,170	円/m3	

1 次単価表

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単-6号	堤冠コンクリート	27-5-40(高炉B)	単位	m3	数量	37.5	単価
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	堤冠コンクリート打設	富配合30(m3/ﾌﾞﾛｯｸ)未満 無 27-5-40(高炉B) 有 一般養生 標準(1.0)	m 3	24.5	39,700	972,650	
	27-5-40(高炉B)						
	山岳地補正:林道別当代山線～内河内第五砂防堰堤						
	堤冠コンクリート打設	富配合 50tｸﾚｰﾝ 一般養生	m 3	13	40,630	528,190	
	27-5-40(高炉B)						
	山岳地補正:林道別当代山線～内河内第五砂防堰堤						
	上記歩掛の公表は令和8年1月16日を予定しています						
	諸雑費(まるめ)		式	1		160	
	計					1,501,000	
	単価					40,030	円/m3

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-7号	堤冠コンクリート	鉄材コンクリート	単位	m3	数量	2.5	単価	179,100
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート混合材料		鉄材コンクリート	m 3	2.5	81,440		203,600	
コンクリート生産		0.22m3	m 3	2.5	46,970		117,425	
上記歩掛の公表は令和8年1月16日を予定しています								
堤冠コンクリート打設		ガラリシク20(m3/ブロック)未満 有 一般養生 標準(1.0)	m 3	1.7	16,690		28,373	
堤冠コンクリート打設		鉄材コンクリート 50tクレーン 一般養生	m 3	0.8	122,800		98,240	
上記歩掛の公表は令和8年1月16日を予定しています								
諸雑費(まるめ)			式	1			62	
計							447,700	
単価							179,100	円/m3

1 次単価表

						単価使用年月	2026. 2	
						歩掛使用年月	2026. 2	
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0	
単一8号	鉄筋 [袖部]	SD345 D13	単位	t	数量	1	単価	189,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	1	189,000	189,000		
計						189,000		
単価						189,000	円/t	

						単価使用年月	2026. 2	
						歩掛使用年月	2026. 2	
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0	
単一9号	鉄筋 [袖部]	SD345 D29~32	単位	t	数量	1	単価	188,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D29~32 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	1	188,000	188,000		
計						188,000		
単価						188,000	円/t	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-10号	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	水抜暗渠	1000mm 外圧管1種	m			1	64,840
	ビューム管 (B形管)	据付 1000mm 無し 外圧管1種 全ての費用	m	1	64,840	64,840	
	計					64,840	
	単価					64,840	円/m

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-11号	水抜暗渠 (流入防止工)	H-125×125×6.5×9	単位	箇所	数量	1	単価	240,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
流入防止工		H-125×125×6.5×9	箇所	1	134,000	134,000		
上記歩掛の公表は令和8年1月16日を予定しています								
流入防止工材料費			箇所	1	55,380	55,380		
コンクリート削孔(電動ハンマドリル)		30mm以上200mm未満	孔	16	705.2	11,283.2		
掘削(砂防)		岩塊・玉石 3,000m3以上 無し	m 3	2	352.9	705.8		
足場工		単管傾斜足場 不要 標準	掛m 2	10	3,946	39,460		
諸雑費(まるめ)			式	1		71		
計						240,900		
単価						240,900	円/箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-12号	止水板	CC300×7	単位	m	数量	1	単価	5,905
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	止水板設置	CC 300×7	m	1	5,905	5,905		
	計					5,905		
	単価					5,905	円/m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-13号	コンクリート	21-5-40(高炉B)	単位	m3	数量	2,965	単価	33,040
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
一般部コンクリート打設		30m3/日以上80m3/日未満 無 生コンクリート各種 有 一般養生 標準(1.0)	m 3	1,724	32,750	56,461,000		
21-5-40(高炉B)W/C指定なし								
山岳地補正:林道別当代山線～内河内第五砂防堰堤								
一般部コンクリート打設		30m3/日以上80m3/日未満 無 生コンクリート各種 有 特殊養生 標準(1.0)	m 3	1,241	32,220	39,985,020		
21-5-40(高炉B)W/C指定なし								
山岳地補正:林道別当代山線～内河内第五砂防堰堤								
コンクリート養生 (砂防工)			m 3	1,241	1,217	1,510,297		
諸雑費 (まるめ)			式	1		3,683		
計						97,960,000		
単価						33,040	円/m3	

1 次単価表

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単-14号	堤冠コンクリート	27-5-40(高炉B)	単位	m3	数量	26.4	単価 39,630
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
堤冠コンクリート打設		富配合30(m3/7°ロック)未満 無 27-5-40(高炉B) 有 一般養生 標準(1.0)	m 3	23.8	39,700	944,860	
27-5-40(高炉B)							
山岳地補正:林道別当代山線～内河内第五砂防堰堤							
堤冠コンクリート打設		富配合30(m3/7°ロック)未満 無 27-5-40(高炉B) 有 各種 標準(1.0)	m 3	2.6	37,470	97,422	
27-5-40(高炉B)							
山岳地補正:林道別当代山線～内河内第五砂防堰堤							
コンクリート養生(砂防工)			m 3	2.6	1,217	3,164.2	
諸雑費(まるめ)			式	1		553.8	
計						1,046,000	
単価						39,630	円/m3

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-15号	堤冠コンクリート	鉄材コンクリート	単位	m3	数量	1.6	単価	145,000
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート混合材料		鉄材コンクリート	m 3	1.6	81,440		130,304	
コンクリート生産		0.22m3	m 3	1.6	46,970		75,152	
上記歩掛の公表は令和8年1月16日を予定しています								
堤冠コンクリート打設		ガラリシック20(m3/ブロック)未満 有 一般養生 標準(1.0)	m 3	1.4	16,690		23,366	
堤冠コンクリート打設		ガラリシック20(m3/ブロック)未満 有 各種 標準(1.0)	m 3	0.2	14,490		2,898	
コンクリート養生(砂防工)			m 3	0.2	1,217		243.4	
諸雑費(まるめ)			式	1			36.6	
計							232,000	
単価							145,000	円/m3

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-16号	止水板	CC300×7	単位	m	数量	1	単価	5,905
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	止水板設置	CC 300×7	m	1	5,905	5,905		
	計					5,905		
	単価					5,905	円/m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-17号	コンクリート	21-5-40(高炉B)	単位	m3	数量		1	単価	32,750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
一般部コンクリート打設		30m3/日以上80m3/日未満 無 生コンクリート各種 有 一般養生 標準(1.0)	m 3	1	32,750	32,750			
21-5-40(高炉B)W/C指定なし									
山岳地補正:林道別当代山線～内河内第五砂防堰堤									
計						32,750			
単価						32,750	円/m3		

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-18号	コンクリート	21-8-40(高炉B)	単位	m3	数量	1	単価	34,970
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
一般部コンクリート打設		作業区分=10m3/日以上30m3/日未満 50tクレーン 一般養生	m3	1	34,970	34,970		
21-8-40(高炉B)W/C指定なし								
山岳地補正:林道別当代山線~内河内第五砂防堰堤								
上記歩掛の公表は令和8年1月16日を予定しています								
計						34,970		
単価						34,970	円/m3	

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-19号	コンクリート	21-5-40(高炉B)	単位	m3	数量		1	単価	33,440
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
一般部コンクリート打設		30m3/日以上80m3/日未満 無 生コンクリート各種 有 特殊養生 標準(1.0)	m 3	1	32,220	32,220			
21-5-40(高炉B)W/C指定なし									
山岳地補正:林道別当代山線～内河内第五砂防堰堤									
コンクリート養生(砂防工)			m 3	1	1,217	1,217			
諸雑費(まるめ)			式	1		3			
計						33,440			
単価						33,440	円/m3		

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-20号	コンクリート	21-8-40(高炉B)	単位	m3	数量	1	単価	35,640
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	一般部コンクリート打設	10m3/日未満 無 生コンクリート各種 有 一般養生 標準(1.0)	m 3	1	35,640	35,640		
	21-8-40(高炉B)W/C指定なし							
	山岳地補正:林道別当代山線～内河内第五砂防堰堤							
	計					35,640		
	単価					35,640	円/m3	

1次単価表

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単-21号	コンクリート	21-8-40(高炉B) 埋戻コンクリート含む	単位	m3	数量	1	単価 34,110
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一般部コンクリート打設		10m3/日以上30m3/日未満 無 生コンクリート各種 有 一般養生 標準(1.0)	m 3	1	34,110	34,110	
21-8-40(高炉B)W/C指定なし							
山岳地補正:林道別当代山線～内河内第五砂防堰堤							
計						34,110	
単価						34,110	円/m3

1次単価表

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単-22号	コンクリート	21-8-40(高炉B) 埋戻コンクリート含む	単位	m3	数量	1	単価 34,110
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一般部コンクリート打設		10m3/日以上30m3/日未満 無 生コンクリート各種 有 一般養生 標準(1.0)	m 3	1	34,110	34,110	
21-8-40(高炉B)W/C指定なし							
山岳地補正:林道別当代山線～内河内第五砂防堰堤							
計						34,110	
単価						34,110	円/m3

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-23号	銘板	鋳物用銅合金地金 1200×800×30	単位	枚	数量	1	単価	1,074,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	銘板設置		枚	1	1,074,000	1,074,000		
	上記歩掛の公表は令和8年1月16日を予定しています							
	計					1,074,000		
	単価					1,074,000	円/枚	

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-24号	ステップ	φ 22×400	単位	本	数量	1	単価	9,106
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
足掛金物設置		φ 22×400	本	1	5,586	5,586		
上記歩掛の公表は令和8年1月16日を予定しています								
ステップ(材料費)		φ 22×400	本	1	3,520	3,520		
諸雑費(まるめ)			式	1		0		
計						9,106		
単価						9,106	円/本	

1 次単価表

						単価使用年月	2026. 2	
						歩掛使用年月	2026. 2	
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0	
単-25号	舗装版破碎	コンクリート舗装版 舗装版厚 15 c m	単位	m2	数量	1	単価	226
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版破碎		コンクリート舗装版 無し 不要 15cm以下 有り 全ての費用	m 2	1	226	226		
計						226		
単価						226	円/m2	

						単価使用年月	2026. 2	
						歩掛使用年月	2026. 2	
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0	
単-26号	処処分	コンクリート殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)		コンクリート殻(鉄筋)	m 3	1	3,750	3,750		
計						3,750		
単価						3,750	円/m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-27号	大型土のう撤去	2t用	単位	袋	数量	1	単価	1,018
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要
大型土のう工	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m		袋	1	1,018	1,018	1,018	
計							1,018	
単価							1,018	円/袋

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	摘要
土砂揚重 [左岸擁壁]	土砂バケツト 50tラフテレンクレーン	m ³				10	3,933
土木一般世話役		人	0.1	31,620	3,162		
特殊作業員		人	0.2	29,070	5,814		
普通作業員		人	0.4	26,928	10,771		
ラフテレンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	50t吊	日	0.2	92,000	18,400		
諸雑費（率+まるめ） 6%		式	1		1,183		
計					39,330		
単価					3,933	円/m ³	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械播種施工による植生工	種子散布工 100m2未満 無	単位	m 2	数量	1	単価 399
法面工	種子散布	m 2	1	399.15	399	
諸雑費 (まるめ)		式	1		0	
計					399	
単価					399	円/m 2

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
岩盤清掃		m ²	数量		10	1,340
土木一般世話役		人	0.1	31,620	3,162	
特殊作業員		人	0.1	29,070	2,907	
普通作業員		人	0.2	26,928	5,385	
諸雑費 (率+まるめ) 17%		式	1		1,946	
計					13,400	
単価					1,340	円/m ²

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一般部コンクリート打設	80m3/日以上140m3/日未満 無 生コンクリート各種 有 一般養生 標準(1.0)	単位	m 3	数量	100	単価 31,740
土木一般世話役		人	1.4	31,620	44,268	
特殊作業員		人	2.9	29,070	84,303	
普通作業員		人	3.8	26,928	102,326	
生コンクリート(高炉)	21-5-40 W/C指定なし	m 3	104	23,800	2,475,200	
生コンクリート割増額	林道別当代山線入口～内河内第五砂防堰堤	m 3	104	3,500	364,000	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	1.1	53,200	58,520	
諸雑費 (率+まるめ) 20%		式	1		45,383	
計					3,174,000	
単価					31,740	円/m 3

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	摘要
一般部コンクリート打設	50tルン 一般養生	m ³				100	32,170
土木一般世話役		人	1.4	31,620	44,268		
特殊作業員		人	2.9	29,070	84,303		
普通作業員		人	3.8	26,928	102,326		
生コンクリート(高炉)	21-5-40 W/C指定なし	m ³	104	23,800	2,475,200		
生コンクリート割増額	林道別当代山線入口～内河内第五砂防堰堤	m ³	104	3,500	364,000		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	50t吊	日	1.1	92,000	101,200		
諸雑費 (率+まるめ) 20%		式	1		45,703		
計					3,217,000		
単価					32,170	円/m ³	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
	一般部コンクリート打設	50tクレーン 特殊養生	単位	m ³	数量	100	単価 31,650
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役			人	1.2	31,620	37,944	
特殊作業員			人	2.6	29,070	75,582	
普通作業員			人	3.3	26,928	88,862	
生コンクリート(高炉)		21-5-40 W/C指定なし	m ³	104	23,800	2,475,200	
生コンクリート割増額		林道別当代山線入口～内河内第五砂防堰堤	m ³	104	3,500	364,000	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]		50t吊	日	1.1	92,000	101,200	
諸雑費 (率+まるめ) 11%			式	1		22,212	
計						3,165,000	
単価						31,650	円/m ³

参考資料（１）

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
	コンクリート養生（砂防工）		単位	m ³	数量		単価
						10	1,217
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員		人	0.4	26,928	10,771		
諸雑費（率+まるめ） 13%		式	1		1,399		
計					12,170		
単価					1,217	円/m ³	

参考資料（１）

						単価使用年月	2026. 2	
						歩掛使用年月	2026. 2	
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0	
	堤冠コンクリート打設	富配合30(m3/ﾌﾟﾛｯｸ)未満 無 27-5-40(高炉B) 有 一般養生 標準(1.0)	単位	m 3	数量	10	単価	39,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.4	31,620	12,648		
	特殊作業員		人	1.5	29,070	43,605		
	普通作業員		人	0.7	26,928	18,849		
	生コンクリート 高炉	27-5-40	m 3	10.4	25,000	260,000		
	生コンクリート割増額	林道別当代山線入口～内河内第五砂防堰堤	m 3	10.4	3,500	36,400		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊	日	0.24	53,200	12,768		
	諸雑費 (率+まるめ) 17%		式	1		12,730		
	計					397,000		
	単価					39,700	円/m 3	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	摘要
堤冠コンクリート打設	富配合 50tクレーン 一般養生	m ³	10	40,630			
土木一般世話役		人	0.4	31,620	12,648		
特殊作業員		人	1.5	29,070	43,605		
普通作業員		人	0.7	26,928	18,849		
生コンクリート 高炉	27-5-40	m ³	10.4	25,000	260,000		
生コンクリート割増額	林道別当代山線入口～内河内第五砂防堰堤	m ³	10.4	3,500	36,400		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	50t吊	日	0.24	92,000	22,080		
諸雑費（率+まるめ） 17%		式	1		12,718		
計					406,300		
単価					40,630	円/m ³	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
	コンクリート混合材料	鉄材コンクリート	単位	m ³	数量	1	単価 81,440
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
セメント		高炉B 25kg袋入	t	0.313	25,400	7,950	
コンクリート用骨材 砂		洗い 荒目	m ³	0.451	5,150	2,322	
コンクリート用骨材 砂利		25mm (洗い)	m ³	0.756	5,150	3,893	
コンクリート無収縮剤		ノンシュリンク (スタンダード)	kg	310	217	67,270	
諸雑費 (まるめ)			式	1		5	
計						81,440	
単価						81,440	円/m ³

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	摘要
コンクリート生産	0.22m3	単位	m 3	数量		10	46,970
特殊作業員		人	2.27	29,070	65,988		
普通作業員		人	13.62	26,928	366,759		
コンクリートミキサ	簡易傾胴型(モーター付き)	日	2.27	3,500	7,945		
発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動]	排出ガス対策型 (第1次) 20/25 kVA	日	2.27	2,630	5,970		
軽油		L	44.5	130	5,785		
諸雑費 (率+まるめ) 4%		式	1		17,253		
計					469,700		
単価					46,970	円/m 3	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	摘要
堤冠コンクリート打設	ガラリシツク20(m3/フロック)未満 有 一般養生 標準(1.0)	単位	m 3	数量		10	16,690
土木一般世話役		人	0.7	31,620	22,134		
特殊作業員		人	2.9	29,070	84,303		
普通作業員		人	1.3	26,928	35,006		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	0.24	53,200	12,768		
諸雑費 (率+まるめ) 9%		式	1		12,689		
計					166,900		
単価					16,690	円/m 3	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	摘要
堤冠コンクリート打設	鉄材コンクリート 50tクレーン 一般養生	m ³	数量		10	122,800	
土木一般世話役		人	5	31,620	158,100		
特殊作業員		人	5	29,070	145,350		
普通作業員		人	15.9	26,928	428,155		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	50t吊	日	5	92,000	460,000		
諸雑費（率+まるめ） 5%		式	1		36,395		
計					1,228,000		
単価					122,800	円/m ³	

参考資料 (1)

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
鉄筋工 [市場単価]	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	単位	t	数量		1	単価 189,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 3 4 5 D 1 3	t	1.03	110,000	113,300		
鉄筋工	加工・組立共 一般構造物	t	1	75,658.5	75,658		
諸雑費(まるめ)		式	1		42		
計					189,000		
単価					189,000	円 / t	

参考資料（１）

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
鉄筋工 [市場単価]	SD345 D29～32 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	単位	t	数量		1	単価 188,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D29～32	t	1.03	109,000	112,270		
鉄筋工	加工・組立共 一般構造物	t	1	75,658.5	75,658		
諸雑費（まるめ）		式	1		72		
計					188,000		
単価					188,000	円／t	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	箇所	数量	単価	金額	摘要
流入防止工	H-125×125×6.5×9					1	134,000
土木一般世話役		人		0.5	31,620	15,810	
溶接工		人		0.5	36,924	18,462	
特殊作業員		人		1	29,070	29,070	
普通作業員		人		1	26,928	26,928	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日		0.5	53,200	26,600	
諸雑費 (率+まるめ) 19%		式		1		17,130	
計						134,000	
単価						134,000	円/箇所

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

流入防止工材料費		単位	箇所	数量	単価	金額	単価	摘要
名称	規格	単位	数量	単価	金額	金額	摘要	
H形鋼	広幅 S S 4 0 0 1 2 5 × 1 2 5	t	0.373	106,000	39,538			55,380
ケミカルアンカー	MU-20 (D19用)	本	16	684	10,944			
ネジ・ワッシャー・ナット	D19 L=250mm	組	16	306	4,896			
諸雑費 (まるめ)		式	1		2			
計						55,380		
単価						55,380	円/箇所	

参考資料（1）

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
足場工	単管傾斜足場 不要 標準	単位	掛m ²	数量		100	単価
名称	規格	単位	数量	単価	金額	3,946	
土木一般世話役		人	1.5	31,620	47,430		
とび工		人	4.5	29,784	134,028		
普通作業員		人	2.7	26,928	72,705		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	0.8	53,200	42,560		
諸雑費 (率+まるめ) 33%		式	1		97,877		
計					394,600		
単価					3,946	円/掛m ²	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
止水板設置	CC 300×7	m				
					10	5,905
土木一般世話役		人	0.3	31,620	9,486	
普通作業員		人	0.8	26,928	21,542	
塩ビ止水板	CC 300×7	m	10.9	2,570	28,013	
諸雑費 (まるめ)		式	1		9	
計					59,050	
単価					5,905	円/m

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.6	31,620	50,592	
型わく工		人	5	32,130	160,650	
普通作業員		人	3.2	26,928	86,169	
溶接工		人	2.7	36,924	99,694	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊	日	1.7	53,200	90,440	
残存型枠	ブロッックワンダー、組立部材含む	m ²	106	7,520	797,120	
諸雑費（率+まるめ） 19%		式	1		75,335	
計					1,360,000	
単価					13,600	円/m ²

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
天端手摺設置・撤去		単位	m	数量	100	単価 1,642
土木一般世話役		人	0.9	31,620	28,458	
とび工		人	3.2	29,784	95,308	
普通作業員		人	1	26,928	26,928	
諸雑費（率+まるめ） 9%		式	1		13,506	
計					164,200	
単価					1,642	円/m

参考資料 (1)

参考資料 (1)						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	摘要
型枠工 [砂防]	標準(1.0)	m ²	数量		100	11,910	
土木一般世話役		人	3.9	31,620	123,318		
型わく工		人	14.9	32,130	478,737		
特殊作業員		人	0.85	29,070	24,709		
普通作業員		人	8.5	26,928	228,888		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊	日	2.3	53,200	122,360		
諸雑費 (率+まるめ) 25%		式	1		212,988		
計					1,191,000		
単価					11,910	円/m ²	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
足場（キャットウォーク）設置・撤去 （残存型枠部）		m	数量		100	単価 5,017
土木一般世話役		人	2.7	31,620	85,374	
とび工		人	6.2	29,784	184,660	
普通作業員		人	5.5	26,928	148,104	
諸雑費（率+まるめ） 20%		式	1		83,562	
計					501,700	
単価					5,017	円/m

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
足場設置・撤去 [砂防] (一般型枠部)		m	数量		10	3,127
土木一般世話役		人	0.1	31,620	3,162	
とび工		人	0.4	29,784	11,913	
普通作業員		人	0.4	26,928	10,771	
諸雑費 (率+まるめ) 21%		式	1		5,424	
計					31,270	
単価					3,127	円/m

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	摘要
一般部コンクリート打設	30m3/日以上80m3/日未満 無 生コンクリート各種 有 一般養生 標準(1.0)	単位	m 3	数量		100	32,750
土木一般世話役		人	1.8	31,620	56,916		
特殊作業員		人	4	29,070	116,280		
普通作業員		人	4.8	26,928	129,254		
生コンクリート(高炉)	21-5-40 W/C指定なし	m 3	104	23,800	2,475,200		
生コンクリート割増額	林道別当代山線入口～内河内第五砂防堰堤	m 3	104	3,500	364,000		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	1.6	53,200	85,120		
諸雑費 (率+まるめ) 16%		式	1		48,230		
計					3,275,000		
単価					32,750	円/m 3	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一般部コンクリート打設	30m3/日以上80m3/日未満 無 生コンクリート各種 有 特殊養生 標準(1.0)	単位	m 3	数量	100	単価 32,220
土木一般世話役		人	1.6	31,620	50,592	
特殊作業員		人	3.7	29,070	107,559	
普通作業員		人	4.3	26,928	115,790	
生コンクリート(高炉)	21-5-40 W/C指定なし	m 3	104	23,800	2,475,200	
生コンクリート割増額	林道別当代山線入口～内河内第五砂防堰堤	m 3	104	3,500	364,000	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	1.6	53,200	85,120	
諸雑費 (率+まるめ) 9%		式	1		23,739	
計					3,222,000	
単価					32,220	円/m 3

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
堤冠コンクリート打設	富配合30(m3/ﾌﾟﾛｯｸ)未満 無 27-5-40(高炉B) 有 各種 標準(1.0)	m 3				
					10	単価 37,470
土木一般世話役		人	0.3	31,620	9,486	
特殊作業員		人	1.3	29,070	37,791	
普通作業員		人	0.5	26,928	13,464	
生コンクリート 高炉	27-5-40	m 3	10.4	25,000	260,000	
生コンクリート割増額	林道別当代山線入口～内河内第五砂防堰堤	m 3	10.4	3,500	36,400	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊	日	0.24	53,200	12,768	
諸雑費 (率+まるめ) 8%		式	1		4,791	
計					374,700	
単価					37,470	円/m 3

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート混合材料	鉄材コンクリート	単位	m ³	数量	1	単価 81,440
セメント	高炉B 25kg袋入	t	0.313	25,400	7,950	
コンクリート用骨材 砂	洗い 荒目	m ³	0.451	5,150	2,322	
コンクリート用骨材 砂利	25mm (洗い)	m ³	0.756	5,150	3,893	
コンクリート無収縮剤	ノンシュリンク (スタンダード)	kg	310	217	67,270	
諸雑費 (まるめ)		式	1		5	
計					81,440	
単価					81,440	円/m ³

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	摘要
コンクリート生産	0.22m3	単位	m 3	数量		10	46,970
特殊作業員		人	2.27	29,070	65,988		
普通作業員		人	13.62	26,928	366,759		
コンクリートミキサ	簡易傾胴型(モーター付き)	日	2.27	3,500	7,945		
発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動]	排出ガス対策型 (第1次) 20/25 kVA	日	2.27	2,630	5,970		
軽油		L	44.5	130	5,785		
諸雑費 (率+まるめ) 4%		式	1		17,253		
計					469,700		
単価					46,970	円/m 3	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	摘要
堤冠コンクリート打設	ガラハシク20(m3/フロック)未満 有 各種 標準(1.0)	単位	m 3	数量		10	14,490
土木一般世話役		人	0.6	31,620	18,972		
特殊作業員		人	2.7	29,070	78,489		
普通作業員		人	1.1	26,928	29,620		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	0.24	53,200	12,768		
諸雑費 (率+まるめ) 4%		式	1		5,051		
計					144,900		
単価					14,490	円/m 3	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
チッピング (岩盤面・打継面)		m ²	数量		10	単価 2,881
土木一般世話役		人	0.1	31,620	3,162	
特殊作業員		人	0.4	29,070	11,628	
普通作業員		人	0.3	26,928	8,078	
諸雑費 (率+まるめ) 26%		式	1		5,942	
計					28,810	
単価					2,881	円/m ²

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

残存型枠及び残存化粧型枠 【粗面】	残存型枠 無し 標準	単位	m ²	数量	単価	金額	単価	12,570
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役		人	1.6	31,620	50,592			
型わく工		人	5	32,130	160,650			
普通作業員		人	3.2	26,928	86,169			
溶接工		人	2.7	36,924	99,694			
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	1.7	53,200	90,440			
残存型枠	プロテックピラス、組立部材含む	m ²	106	6,550	694,300			
諸雑費（率+まるめ） 19%		式	1		75,155			
計					1,257,000			
単価					12,570	円/m ²		

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	摘要
一般部コンクリート打設	作業区分=10m3/日以上30m3/日未満 50tクレーン 一般養生	m ³				100	34,970
土木一般世話役		人	2.8	31,620	88,536		
特殊作業員		人	5.3	29,070	154,071		
普通作業員		人	6.1	26,928	164,260		
生コンクリート(高炉)	21-8-40 W/C指定なし	m ³	104	23,800	2,475,200		
生コンクリート割増額	林道別当代山線入口～内河内第五砂防堰堤	m ³	104	3,500	364,000		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	50t吊	日	2.2	92,000	202,400		
諸雑費 (率+まるめ) 12%		式	1		48,533		
計					3,497,000		
単価					34,970	円/m ³	

参考資料（１）

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
材料費 (m)	硬質塩化ビニル管 VP-50	単位	m	数量		1	単価
							458
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
硬質塩化ビニル管	一般管 VP-50	m	1	458	458		
計					458		
単価					458	円/m	

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
材料費 (m ²)	吸出し防止材 t=10mm	単位	m ²	数量		1	単価
							765
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
吸い出し防止シート	河川護岸用 t = 10 mm	m ²	1	765	765		
計					765		
単価					765	円/m ²	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一般部コンクリート打設	10m3/日未満 無 生コンクリート各種 有 一般養生 標準(1.0)	単位	m 3	数量	100	単価 35,640
土木一般世話役		人	3.2	31,620	101,184	
特殊作業員		人	7.4	29,070	215,118	
普通作業員		人	7.7	26,928	207,345	
生コンクリート(高炉)	21-8-40 W/C指定なし	m 3	104	23,800	2,475,200	
生コンクリート割増額	林道別当代山線入口～内河内第五砂防堰堤	m 3	104	3,500	364,000	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	2.8	53,200	148,960	
諸雑費 (率+まるめ) 10%		式	1		52,193	
計					3,564,000	
単価					35,640	円/m 3

参考資料（１）

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
材料費 (m)	硬質塩化ビニル管 VP-50	単位	m	数量		1	単価
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
硬質塩化ビニル管	一般管 VP-50	m	1	458	458		458
計					458		
単価					458		円/m

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
材料費 (m ²)	吸出し防止材 t=10mm	単位	m ²	数量		1	単価
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
吸い出し防止シート	河川護岸用 t = 10 mm	m ²	1	765	765		765
計					765		
単価					765		円/m ²

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一般部コンクリート打設	10m3/日以上30m3/日未満 無 生コンクリート各種 有 一般養生 標準(1.0)	単位	m 3	数量	100	単価 34,110
土木一般世話役		人	2.8	31,620	88,536	
特殊作業員		人	5.3	29,070	154,071	
普通作業員		人	6.1	26,928	164,260	
生コンクリート(高炉)	21-8-40 W/C指定なし	m 3	104	23,800	2,475,200	
生コンクリート割増額	林道別当代山線入口～内河内第五砂防堰堤	m 3	104	3,500	364,000	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	2.2	53,200	117,040	
諸雑費 (率+まるめ) 12%		式	1		47,893	
計					3,411,000	
単価					34,110	円/m 3

参考資料（１）

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
材料費 (m)	硬質塩化ビニル管 VP-50	単位	m	数量		1	単価
							458
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
硬質塩化ビニル管	一般管 VP-50	m	1	458	458		
計					458		
単価					458	円/m	

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
材料費 (m ²)	吸出し防止材 t=10mm	単位	m ²	数量		1	単価
							765
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
吸い出し防止シート	河川護岸用 t = 10 mm	m ²	1	765	765		
計					765		
単価					765	円/m ²	

参考資料（１）

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
材料費 (m)	硬質塩化ビニル管 VP-50	単位	m	数量		1	単価
							458
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
硬質塩化ビニル管	一般管 VP-50	m	1	458	458		
計					458		
単価					458	円/m	

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
材料費 (m ²)	吸出し防止材 t=10mm	単位	m ²	数量		1	単価
							765
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
吸い出し防止シート	河川護岸用 t = 10 mm	m ²	1	765	765		
計					765		
単価					765	円/m ²	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

銘板設置		単位	枚	数量	単価	金額	単価	1,074,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役		人	0.25	31,620	7,905			
普通作業員		人	0.5	26,928	13,464			
トラック[クレーン装置付]運転	積載質量4t 2.9t吊	日	0.25	43,610	10,902			
材料費		枚	1	1,040,000	1,040,000			
諸雑費（率+まるめ） 10%		式	1		1,729			
計						1,074,000		
単価						1,074,000	円/枚	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
足掛金物設置	φ 22×400	単位	本	数量	10	単価	5,586
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
型わく工		人	0.86	32,130	27,631		
普通作業員		人	0.86	26,928	23,158		
諸雑費（率+まるめ） 10%		式	1		5,071		
計					55,860		
単価					5,586	円／本	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
ステップ（材料費）	φ 22×400	単位	本	数量		1	単価 3,520
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ステップ	φ 22×400	本	1	3,520	3,520		
計					3,520		
単価					3,520	円／本	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
処分費（m 3）	コンクリート殻（鉄筋）	単位	m 3	数量		1	単価 3,750
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費	コンクリート殻（鉄筋）	t	2.5	1,500	3,750		
諸雑費（まるめ）		式	1		0		
計					3,750		
単価					3,750	円／m 3	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	袋	数量	単価	金額	摘要
大型土のう工	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	人		31,620	2,750		1,018
土木一般世話役		人	0.087	31,620	2,750		
特殊作業員		人	0.087	29,070	2,529		
バックホウ運転（クレーン仕様）	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	日	0.087	56,140	4,884		
諸雑費（率+まるめ） 0.4%		式	1		17		
計					10,180		
単価					1,018		円/袋

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

処分費 (m ³)		単位	m ³	数量		100	単価	20,900
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
処分費	廃ﾌﾟﾗｽﾄｯｸ	m ³	100	20,900	2,090,000			
計					2,090,000			
単価					20,900	円/m ³		

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	回	数量	単価	金額	摘要
道路補修 [通期]	L=100m 利用率1.0					1	13,570
普通作業員		人	0.2	26,928		5,385	
バックホウ (クローラ) [標準]	排ガス型 (第2次) 山積0.8m ³	時間	0.7	11,680		8,176	
諸雑費 (まるめ)		式	1			9	
計						13,570	
単価						13,570	円/回

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	回	数量	単価	金額	摘要
道路補修 [本堰堤上流側]	L=30m 利用率1.0					1	4,067
普通作業員		人	0.06	26,928		1,615	
バックホウ（クローラ） [標準]	排ガス型（第2次） 山積0.8m ³	時間	0.21	11,680		2,452	
諸雑費（まるめ）		式	1			0	
計						4,067	
単価						4,067	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	回	数量	単価	金額	摘要
道路補修 [右岸本副間]	L=10m 利用率1.0					1	1,355
普通作業員		人	0.02	26,928		538	
バックホウ (クローラ) [標準]	排ガス型 (第2次) 山積0.8m ³	時間	0.07	11,680		817	
諸雑費 (まるめ)		式	1			0	
計						1,355	
単価						1,355	円/回

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	回	数量	単価	金額	摘要
道路補修 [右岸副堤坂路]	L=20m 利用率1.0					1	2,712
普通作業員		人	0.04	26,928		1,077	
バックホウ (クローラ) [標準]	排ガス型 (第2次) 山積0.8m ³	時間	0.14	11,680		1,635	
諸雑費 (まるめ)		式	1			0	
計						2,712	
単価						2,712	円/回

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	回	数量	単価	金額	摘要
道路補修 [左岸副堤坂路]	L=20m 利用率1.0					1	2,712
普通作業員		人	0.04	26,928		1,077	
バックホウ（クローラ） [標準]	排ガス型（第2次） 山積0.8m ³	時間	0.14	11,680		1,635	
諸雑費（まるめ）		式	1			0	
計						2,712	
単価						2,712	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

【2基分】	上部工架設・撤去工	架設 ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型 25t吊 標準(1.0)	単位	t	数量	単価	金額	単価	14,680
名称		規格	単位	数量	単価	金額		摘要	
	橋りょう世話役		人	0.62	39,474		24,473		
	橋りょう特殊工		人	2.1	35,190		73,899		
	普通作業員		人	0.41	26,928		11,040		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊	日	0.58	53,200		30,856		
	諸雑費 (率+まるめ) 6%		式	1			6,532		
	計						146,800		
	単価						14,680	円/t	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

上部工架設・撤去工	撤去 ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型 25t吊 標準(1.0)	単位	t	数量	単価	金額	単価	7,631
【1次施工】						10		
名称	規格	単位	数量	単価	金額	金額	摘要	
橋りょう世話役		人	0.34	39,474	13,421			
橋りょう特殊工		人	1	35,190	35,190			
溶接工		人	0.13	36,924	4,800			
普通作業員		人	0.17	26,928	4,577			
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25t吊	日	0.29	53,200	15,428			
諸雑費 (率+まるめ) 5%		式	1		2,894			
計						76,310		
単価						7,631	円/t	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月	2026. 2	
						歩掛使用年月	2026. 2	
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0	
	覆工板設置・撤去工	設置 ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型 25t吊 標準(1.0)	単位	m ²	数量	100	単価	925
【2基分】						金額		
名称	規格		単位	数量	単価	摘要		
土木一般世話役			人	0.45	31,620	14,229		
とび工			人	1.5	29,784	44,676		
普通作業員			人	0.27	26,928	7,270		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊		日	0.47	53,200	25,004		
諸雑費 (率+まるめ) 2%			式	1		1,321		
計						92,500		
単価						925	円/m ²	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
覆工板設置・撤去工 【1次施工】	撤去 ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型 25t吊 標準(1.0)	m ²	数量		100	474.7
土木一般世話役		人	0.27	31,620	8,537	
とび工		人	0.8	29,784	23,827	
普通作業員		人	0.12	26,928	3,231	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25t吊	日	0.21	53,200	11,172	
諸雑費 (率+まるめ) 2%		式	1		703	
計					47,470	
単価					474.7	円/m ²

参考資料（1）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
覆工板賃料	覆工板(鋼製 補強型) 15.9月 無 有 1020円 1回	単位	m 2	数量		1	単価 13,410
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
覆工板	鋼製 補強型	m 2	1	12,163	12,163		
覆工板 修理費及び損耗費		m 2	1	1,244.4	1,244		
諸雑費（まるめ）		式	1		3		
計					13,410		
単価					13,410	円/m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
覆工板賃料	覆工板(鋼製 補強型) 1月 無 有 1020円 1回	単位	m 2	数量	1	単価 2,304
覆工板	鋼製 補強型	m 2	1	1,060	1,060	
覆工板 修理費及び損耗費		m 2	1	1,244.4	1,244	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					2,304	
単価					2,304	円/m 2

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
	砂防土砂仮締切 [設置]	締切盛土設置 地山 岩塊・玉石	単位	m ³	数量	100	単価 716.7
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	バックホウ（クローラ型）運転		日	1.19	60,220	71,661	
	諸雑費（まるめ）		式	1		9	
	計					71,670	
	単価					716.7	円/m ³

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
	砂防土砂仮締切 [転用]	締切盛土設置 ルーズ 岩塊・玉石	単位	m ³	数量	100	単価 334.9
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	バックホウ（クローラ型）運転		日	0.556	60,220	33,482	
	諸雑費（まるめ）		式	1		8	
	計					33,490	
	単価					334.9	円/m ³

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
砂防土砂仮締切 [撤去]	締切盛土撤去 ルース [※] 岩塊・玉石	m ³			100	334.9
バックホウ (クローラ型) 運転		日	0.556	60,220	33,482	
諸雑費 (まるめ)		式	1		8	
計					33,490	
単価					334.9	円/m ³

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
木製型枠設置・撤去, ケレンはく離 剤塗布作業	標準(1.0)	m ²	数量		100	11,910
土木一般世話役		人	3.9	31,620	123,318	
型わく工		人	14.9	32,130	478,737	
特殊作業員		人	0.85	29,070	24,709	
普通作業員		人	8.5	26,928	228,888	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊	日	2.3	53,200	122,360	
諸雑費 (率+まるめ) 25%		式	1		212,988	
計					1,191,000	
単価					11,910	円/m ²

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
足場設置及び撤去		m	数量		10	3,179
土木一般世話役		人	0.1	31,620	3,162	
とび工		人	0.4	29,784	11,913	
普通作業員		人	0.4	26,928	10,771	
諸雑費（率+まるめ） 23%		式	1		5,944	
計					31,790	
単価					3,179	円/m

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
	コンクリート打設	無 生コンクリート各種 有 30(m ³ /日)以上80(m ³ /日)未満 一般養生 標準(1.0)	単位	m ³	数量	100	単価	32,290
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	1.8	31,620	56,916		
特殊作業員			人	4	29,070	116,280		
普通作業員			人	4.8	26,928	129,254		
生コンクリート(高炉)		18-8-40 W/C指定なし	m ³	104	23,300	2,423,200		
生コンクリート割増額		林道別当代山線入口～内河内第五砂防堰堤	m ³	104	3,500	364,000		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]		2.5 t 吊	日	1.6	53,200	85,120		
諸雑費 (率+まるめ) 18%			式	1		54,230		
計						3,229,000		
単価						32,290	円/m ³	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし・運搬・処分（複合）	無筋構造物 無し 無し 不要 無し 49.4以下	単位	m 3	数量	1	単価 16,330
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	m 3	1	8,919	8,919	
処分費（m 3）		m 3	1	1,880	1,880	
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし 機械積込 無し 49.4k m以下 全ての費用	m 3	1	5,535	5,535	
計					16,334	
単価					16,330	円／m 3

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリート打設	無 生コンクリート各種 有 80(m3/日)以上140(m3/日)未満 一般養生 標準(1.0)	単位	m 3	数量	100	単価	31,290
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1.4	31,620	44,268		
	特殊作業員		人	2.9	29,070	84,303		
	普通作業員		人	3.8	26,928	102,326		
	生コンクリート(高炉)	18-8-40 W/C指定なし	m 3	104	23,300	2,423,200		
	生コンクリート割増額	林道別当代山線入口～内河内第五砂防堰堤	m 3	104	3,500	364,000		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	1.1	53,200	58,520		
	諸雑費 (率+まるめ) 23%		式	1		52,383		
	計					3,129,000		
	単価					31,290	円/m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	コンクリート打設	無 生コンクリート各種 有 10(m3/日)以上30(m3/日)未満 一般養生 標準(1.0)	単位	m 3	数量	100	単価 33,680
	土木一般世話役		人	2.8	31,620	88,536	
	特殊作業員		人	5.3	29,070	154,071	
	普通作業員		人	6.1	26,928	164,260	
	生コンクリート(高炉)	18-8-40 W/C指定なし	m 3	104	23,300	2,423,200	
	生コンクリート割増額	林道別当代山線入口～内河内第五砂防堰堤	m 3	104	3,500	364,000	
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	2.2	53,200	117,040	
	諸雑費 (率+まるめ) 14%		式	1		56,893	
	計					3,368,000	
	単価					33,680	円/m 3

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運往路・復路	関東・中部・近畿 59km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量		1	単価 6,120
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分A	製品長12m以内 60kmまで	t	1	6,120	6,120		
諸雑費(まるめ)		式	1		0		
計					6,120		
単価					6,120	円/t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
処分費(t) [幹]		単位	t	数量		100	単価 12,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費	[幹]	t	100	12,000	1,200,000		
計					1,200,000		
単価					12,000	円/t	

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
	処分費（t） [根]		単位	t	数量		単価
					100		27,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費		[根]	t	100	27,000	2,700,000	
計						2,700,000	
単価						27,000	円／t

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
	処分費（t） [枝葉]		単位	t	数量		単価
					100		23,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費		[枝葉]	t	100	23,000	2,300,000	
計						2,300,000	
単価						23,000	円／t

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
	落石防止網（繊維網）設置工	ネット(ポリエステル)37.5×37.5)	単位	m ²	数量	100	単価 1,401
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員			人	5.2	26,928	140,025	
諸雑費（まるめ）			式	1		75	
計						140,100	
単価						1,401	円/m ²

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
	落石防止網（繊維網）撤去工	ネット(ポリエステル)37.5×37.5)	単位	m ²	数量	100	単価 700.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員			人	2.6	26,928	70,012	
諸雑費（まるめ）			式	1		8	
計						70,020	
単価						700.2	円/m ²

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
	借地料		単位	ヵ月	数量	1	単価	3,350
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	借地料（m ² 入力） 1ヵ月あたり	5円	m ²	670	5	3,350		
	計					3,350		
	単価					3,350	円／ヵ月	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
	システム初期費（ICT）	バックホ	単位	式	数量	1	単価	598,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	システム初期費	バックホウ	式	1		598,000		
	計					598,000		
	単価					598,000	円／式	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
火薬庫類損料	小規模 2年まで 1日当り火薬使用量25kg/日以下	単位	式	数量	1	単価 54,000
火工所 損料	組立テント式 1. 9 m ²	1 現場	1	54,000	54,000	
諸雑費 (まるめ)		式	1		0	
計					54,000	
単価					54,000	円/式

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	トラック[クレーン装置付]運転	積載質量4t 2.9t吊	日			1	43,610
	運転手（特殊）		人	1	30,906	30,906	
	軽油		L	31	130	4,030	
	トラック [クレーン装置付]	ベーストラック4 t級 吊能力2. 9 t	日	1.23	7,050	8,671	
	諸雑費（まるめ）		式	1		3	
	計					43,610	
	単価					43,610	円/日

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

材料費		単位	枚	数量	1	単価
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
銘板	JIS H2202 1200×800×30	枚	1	1,040,000	1,040,000	
計					1,040,000	
単価					1,040,000	円/枚

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
	バックホウ運転（クレーン仕様）	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	単位	日	数量	1	単価 56,140
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	30,906	30,906	
軽油			L	101	130	13,130	
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	山積0.8m3（平積0.6m3） 2.9t吊		日	1.21	10,000	12,100	
諸雑費（まるめ）			式	1		4	
計						56,140	
単価						56,140	円/日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ） [標準]	排ガス型（第2次） 山積0. 8 m 3	単位	時間	数量	1	単価	11,680
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	0.17	30,906	5,254		
	軽油		L	15	130	1,950		
	バックホウ（クローラ） [標準]	排ガス型（第2次） 山積0. 8 m 3	時間	1	4,470	4,470		
	諸雑費（まるめ）		式	1		6		
	計					11,680		
	単価					11,680	円/時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	日	数量	単価	金額	摘要
バックホウ（クローラ型）運転						1	60,220
運転手（特殊）		人		1	30,906	30,906	
軽油		L		114	130	14,820	
バックホウ（クローラ）〔標準〕	山積0.8m ³ （平積0.6m ³ ）	日		1.61	9,000	14,490	
諸雑費（まるめ）		式		1		4	
計						60,220	
単価						60,220	円／日

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	単位	m 3	数量			
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	単価
無筋構造物	昼間 機械施工 制約無	m 3	1	8,919.31	8,919		8,919
諸雑費（まるめ）		式	1		0		
計					8,919		
単価					8,919		円／m 3

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
処分費（m 3）		単位	m 3	数量			
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	単価
処分費	コンクリート(無筋)	m 3	100	1,880	188,000		1,880
計					188,000		
単価					1,880		円／m 3

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

借地料（m ² 入力）		5円	単位	m ²	数量	1	単価	5
1ヵ月あたり								
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
借地料			m ²	1	5	5		
計						5		
単価						5	円/m ²	

R 7 内河内第五砂防堰堤工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費	381,412,661		
(2)共通仮設費	36,433,431		
(3)純工事費	417,846,092		
(1)+(2)			
(4)現場管理費	93,639,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0	(16)工場製作純工事費	0
(6)工事原価	511,485,092	(17)工場管理費	0
(3)+(4)+(5)+(18)		(18)工場製作原価	0
(7')一般管理費等(計上額)	69,604,908	(16)+(17)	0
(8')その他費目計	0	((7)一般管理費等(計算額)	69,613,121
(9)業務委託料等	0		
(10)工事価格	581,090,000		
(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)			
(11)消費税相当額	58,109,000		
(12)請負工事価格	639,199,000		
(10)+(11)			
(13)入札書比較価格	581,090,000		
(請負工事費の100/110)			
(14)調査基準価格	587,796,000		
(15)調査基準価格の100/110	534,360,000		
(万円未満切り捨て)			

共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）： 砂防・地すべり等工事			合算工事： 0				
対象工事費	381,540,661	直接工事費	381,412,661	準備費	128,000	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	572,280	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（一）		0					
管理費区分1		0（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）					
管理費区分2、7		0（工場原価）					
管理費区分5		0（一般管理費等のみ対象額）					
管理費区分9		0（間接費非対象額）					
管理費区分T		0（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）					
対象額 支給品（+）		0					
無償貸付機械評価額（+）		0					
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）		381,540,661	現工事		0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		380,968,381			0		0
共通仮設費（率分）							
率（補正前）		5.65 %			0 %		
施工地域等補正		1.3	ICT施工補正		1		
率（補正後）		7.5 %	（7.35% × 週休1.02）				
計上額		28,615,000			0		
比較結果							
当該追加工事		A					
0		0			調整工事計上額		0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	380,968,381	直接工事費	381,412,661		
非対象額計（－）	444,280				
管理費区分1	0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	444,280	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Pi）					
単独（追加工事）	380,968,381	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.75 %		0 %		0 %
施工地域等補正		市街地以外			
率（補正後）	0.75 %				
計上額	2,857,000		0		0
比較結果					
当該追加工事	A			調整工事計上額	0
	0				

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	4,961,431				
運搬費	376,428	準備費	235,571	事業損失防止施設費	0
安全費	3,600,282	役務費	97,150	技術管理費	598,000
営繕費	54,000	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					36,433,431

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	417,846,092	単独（追加工事）直接工事費	381,412,661	単独（追加工事）共通仮設費	36,433,431
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	417,846,092	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	417,273,812		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	19.76 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	2 %		0 %		
率（補正後）	22.41 %	（21.76% × 週休1.03）	0 %		
計上額	93,639,000		0		0
			23,708,472	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	富士川砂防事務所 工務課	工事番号	2025011018	第 0 回変更	
発注年月	令和07年12月	契約区分	国債（翌債を含む）の本官	主工種	砂防・地すべり等工事

工事原価	511,485,092				
純工事費	417,846,092	現場管理費	93,639,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（－）	0				
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	511,485,092	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	510,912,812	現工事	0	合算工事	0
	（調整工事入力で使用）				
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	511,485,092				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	13.57 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	69,604,908				
業務委託料等	0				
調査基準価格	587,796,000				
調査基準価格の100/110	534,360,000	（ 91.96 % ）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 内河内第五砂防堰堤工事

国土交通省 関東地方整備局
富士川砂防事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 7内河内第五砂防堰堤工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
砂防堰堤		式		1		
砂防土工		式		1		
盛土工		式		1		
盛土(流用土)	幅2.5m以上4.0m未満 岩塊・玉石混じり土砂	m3		160		
盛土(流用土)	幅4.0m以上 岩塊・玉石混じり土砂	m3		60		
盛土(流用土) 転圧無し	岩塊・玉石混じり土砂	式		1		
法面整形工 (ICT)		式		1		
法面整形(盛土部) (ICT)	法面締固め無し	m2		80		
残土処理工		式		1		
整地		式		1		
土砂等運搬		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7内河内第五砂防堰堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
法面工		式		1		
植生工		式		1		
種子散布		m2		40		
コンクリート堰堤工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り(掘削(砂防))		式		1		
埋戻し		式		1		
岩盤清掃		式		1		
コンクリート堰堤本体工		式		1		
コンクリート	21-5-40(高炉B)	m3		4,726		
堤冠コンクリート	27-5-40(高炉B)	m3		37.5		

工事数量総括表

工事名	R 7 内河内第五砂防堰堤工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
堤冠コンクリート	鉄材コンクリート	m3		2.5		
鉄筋 [袖部]	SD345 D13	t		0.39		
鉄筋 [袖部]	SD345 D29~32	t		3.14		
鉄筋 [堤冠部]		式		1		
水抜暗渠	1000mm 外圧管1種	m		15.9		
水抜暗渠 (流入防止工)	H-125×125×6.5×9	箇所		4		
止水板	CC300×7	m		32		
型枠		式		1		
足場		式		1		
コンクリート副堰堤工		式		1		
コンクリート	21-5-40(高炉B)	m3		2,965		

工事数量総括表

工事名	R 7 内河内第五砂防堰堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
堤冠コンクリート	27-5-40(高炉B)	m3		26.4		
堤冠コンクリート	鉄材コンクリート	m3		1.6		
鉄筋 [堤冠部]		式		1		
チップング(岩盤面・打設面)		式		1		
止水板	CC300×7	m		34		
型枠		式		1		
足場		式		1		
間詰工		式		1		
間詰コンクリート		式		1		
型枠		式		1		
水叩工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 内河内第五砂防堰堤工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
コンクリート	21-5-40(高炉B)	m3		286		
チップング(岩盤面・打設面)		式		1		
型枠		式		1		
足場		式		1		
コンクリート擁壁工		式		1		
コンクリート	21-8-40(高炉B)	m3		263		
目地板		式		1		
水抜パイプ		式		1		
型枠		式		1		
足場		式		1		
擁壁工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 内河内第五砂防堰堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
擁壁基礎工(人口地山)		式		1		
コンクリート	21-5-40(高炉B)	m3		59		
型枠		式		1		
足場		式		1		
場所打擁壁工 (副提左岸上段)		式		1		
コンクリート	21-8-40(高炉B)	m3		64		
型枠		式		1		
足場		式		1		
目地板		式		1		
水抜パイプ		式		1		
場所打擁壁工 (副提左岸下流側下段)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 内河内第五砂防堰堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
コンクリート	21-8-40(高炉B) 埋戻コンクリート含む	m3		51		
型枠		式		1		
足場		式		1		
水抜パイプ		式		1		
場所打擁壁工 (副提左岸上流側下段)		式		1		
コンクリート	21-8-40(高炉B) 埋戻コンクリート含む	m3		30		
型枠		式		1		
足場		式		1		
水抜パイプ		式		1		
砂防堰堤付属物設置工		式		1		
銘板工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7内河内第五砂防堰堤工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
銘板	鋳物用銅合金地金 1200×800×30	枚		1		
点検施設工		式		1		
ステップ	φ 22×400	本		69		
構造物撤去工		式		1		
構造物取壊し工		式		1		
舗装版破碎	コンクリート舗装版 舗装版厚 15 c m	m2		157		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	コンクリート殻(鉄筋)	式		1		
殻処分	コンクリート殻(鉄筋)	m3		24		
大型土のう撤去工		式		1		
大型土のう撤去	2t用	袋		53		

工事数量総括表

工事名	R 7内河内第五砂防堰堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
運搬処理	廃プラスチック	式		1		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
工事用道路盛土		式		1		
工事用道路補修		式		1		
仮橋・仮栈橋工		式		1		
仮橋上部		式		1		
覆工板設置・撤去[仮橋・仮栈橋]		式		1		
砂防仮締切工		式		1		
土砂締切		式		1		
コンクリート締切		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 内河内第五砂防堰堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
準備費		式		1		
伐採・伐木		式		1		
木根等処分費		式		1		
安全費		式		1		
繊維網(落石防護ネット)		式		1		
役務費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 内河内第五砂防堰堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
借地料		式		1		
技術管理費		式		1		
システム初期費(ICT)		式		1		
営繕費		式		1		
火薬庫類		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 内河内第五砂防堰堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

令和7年度
R7内河内第五砂防堰堤工事
特記仕様書

令和7年12月
国土交通省 富士川砂防事務所

第1編 共通編

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書（令和7年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下URLよりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙－1「明示項目及び明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 条件明示チェックリスト開示の試行工事について

1. 本工事は、入札公告時に条件明示チェックリストを開示し、契約後に条件明示チェックリストにより現場条件等を受発注者間で確認する「条件明示チェックリスト開示の試行工事」である。
2. 本工事は、工事契約後、現地作業着手前の段階において、設計審査会等により、別紙－4に示す条件明示チェックリストにて、受発注者間において工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法的手続きなどの状況を確認するものとし、確認結果は議事録等により受発注者間で共有するものとする。
なお、条件の確認にあたっては、書類の簡素化を図るため、既存資料等による開催に努め、過度な資料作成は行わないものとする。
3. 上記2.の確認の結果、条件明示内容に変更が生じ、設計変更が必要となる場合は監督職員と協議すること。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第3条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第4条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 配置予定技術者は、降雪等による現場閉鎖期間においては専任を要しないものとする。
5. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第5条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

第6条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

第7条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第8条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 山梨県南巨摩郡早川町新倉 緯度 35° 29' 03" 経度 138° 18' 12"
終点 山梨県南巨摩郡早川町新倉 緯度 35° 29' 02" 経度 138° 18' 15"

第9条 コリンズへの工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。（記載例）

本工事は、土砂の流出が著しい内河内川において、早川合流点から上流約3kmに重力式コンクリート砂防堰堤を整備する工事である。
主な工種はコンクリート堰堤工であり、コンクリート堰堤本体工約4800m³、コンクリート副堰堤工約3000m³を予定している。

第10条 コリンズへの設計業務名およびテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書（令和7年4月版）1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	TECRIS番号
H 2 4 早川流域砂防施設設計業務	4011637166
R 1 早川管内砂防施設設計業務	4039000176
R 4 富士川砂防管内砂防施設設計業務（その2）	4052578691
R 6・R 7 富士川砂防管内砂防施設設計業務	4056657459

第11条 工事用地等の使用

受注者は、工事用仮設道路及び土砂の仮置場として民地を使用できるものとする。また、使用にあたっては下記条件を見込むものとする。

1. 借地場所及び範囲
山梨県南巨摩郡早川町新倉地先
2. 借地時期、期間
令和8年3月上旬から令和10年9月中旬まで

3. 借地費用
借地単価は5円/m²・月を見込んでいる。
4. 使用方法
工事中仮設道路
5. 復旧方法等
工事終了後は原形復旧を基本とするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第12条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくはは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

注意1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注意2) 所属会社の写真とする。

第13条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要性を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は富士川砂防事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

別紙様式-0

資料名	内訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表-3	元請けの手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請けの資機材購入先の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第14条 低入札契約におけるモニターカメラ設置

本工事は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第15条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

- ① コンクリート堰堤工
- ② 擁壁工

第16条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和7年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式-15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第17条 書類限定検査の実施

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

① 施工計画書	⑥ 出来形管理図表
② 施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦ 品質管理図表
③ 工事打合せ簿（協議）	⑧ 品質規格証明資料
④ 工事打合せ簿（提出）	⑨ 品質証明書
⑤ 工事打合せ簿（承諾）	⑩ 工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第18条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第19条 情報共有システムの活用について

1. 本工事は、監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 通信環境等により情報共有システムを使用できない場合は監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
 - ・令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）

4. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
5. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③上記①②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
6. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第20条 設計・施工技術連絡会議（三者会議）の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要する場合、監督職員と協議するものとする。「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第21条 「設計審査会」の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第22条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第23条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第24条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第25条 設計図書の変更等

設計図書の変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第26条 契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックの試行

1. 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
2. 第三者による適正性チェックの実施は、発注者が対応するものとし、実施にあたっては、既存資料等による実施に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

第27条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金額の変更を請求することができる条項となっている。単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第28条 建設リサイクル法対象工事

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号 最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも、変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別解体等の方法

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法
① ② ③ ④ の 作 業 内 容	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

及び 解体 方法	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート殻(無筋)	(有)アコナ	山梨県南アルプス市塚原4-1
コンクリート殻(有筋)	(有)アコナ	山梨県南アルプス市塚原4-1

※ 上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

③ 受入時間

(有)アコナ : 8時00分～17時00分

- 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。
 なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。
 - ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・再資源化等に要した費用
- 受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- その他
 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定していた条件により難しい場合には監督職員と協議するものとする。

第29条 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第30条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第31条 コンクリート副産物から再生された資源について

- コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
- 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
- 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
- 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022(再生骨材Mを用いたコンクリート)、JIS A 5023(再生骨材Lを用いたコンクリート)により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、

JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

第32条 材料の立会調査

現場練コンクリートは、監督職員立会のうえ、調査しなければならない。

第33条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領（令和7年3月改定）の関連要領等一覧（URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第34条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会 <<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写

真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール(一社)施工管理ソフトウェア産業協会<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第35条 ICT活用工事(土工)について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

(1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事(ICT活用工事)を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、建設生産プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種に、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するICT施工技術を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、下記1)～7)から選択(複数選択可)して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書や5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規定の準則（令和7年3月31日国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検討基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、または建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難または非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理及び品質管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～8）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

(2) 品質管理

品質管理にあたり受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

なお、掘削工、盛土工、法面整形工において、3次元計測技術を用いて出来形管理（面管理）を実施した場合は、計測点群データの納品ファイル形式はLASのポイントファ

イルとする。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。
発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第36条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第37条 ICT活用工事（土工）の費用について

ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- ・ICT活用工事（土工1,000m³以上）積算要領
- ・ICT活用工事（土工1,000m³未満）積算要領
- ・ICT活用工事（砂防土工）積算要領
- ・ICT活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（1）（2）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・共通仮設費率補正係数：1.2
- ・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1）～4）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

第38条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第39条 デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

1. デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事（以下、「本工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う準備作業（鉄筋へのマーカー設置等）、手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、段階確認時の配筋の出来形計測をデジタルカメラ等で撮影した画像計測により行うものである。

撮影画像（計測結果）は、遠隔地から確認することも可能であり、監督職員の遠隔臨場を実施する場合は、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」、及び「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」に準拠するものとする。

2. 実施内容

(1) 段階確認時の実施内容

段階確認時の配筋間隔の計測において、従来のスケール等による実測とデジタルカメラで撮影した画像計測を併用し、両者の計測値の差を整理するものとする。また、計測時の条件（撮影箇所、撮影距離、気象条件等）は、必ず記録するものとする。

(2) 機器の準備

本工事に要する画像計測機器等は、受注者が手配するものとし、詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 計測精度の検証

本工事による画像計測の精度検証のため、計測データを監督職員に提出するものとする。

(4) 効果の検証

本工事を通じた効果の検証（生産性向上効果の検証）及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

本工事にかかる費用については、全額を受注者の負担とする。

第40条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式（洋風）便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900mm×900mm以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）

- (14) 着替え台
 - (15) 臭気対策機能の多重化
 - (16) 室内温度の調整が可能な設備
 - (17) 小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）
2. 快適トイレに要する費用
 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。
 受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。
 【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。
 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。
 また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。
3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用
 快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費(率)を充当することができる。現場環境改善費(率)の充当を希望する場合は、上記2.の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。
 なお、現場環境改善費(率)を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。
4. その他
 快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第41条 BIM/CIM適用工事

本工事は、BIM/CIM適用工事（発注者指定型）である。

少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIMを適用する。さらに、発注者が示す課題や効率化等を求める内容を踏まえ、BIM/CIM取扱要領「附属資料1 推奨項目一覧」や過去の取組事例等を参考に、受発注者で実施内容や納品方法について協議し決定する。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

BIM/CIM適用工事に要する費用については、当初は計上されていない。3次元モデルを作成まで加工する場合は、受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

活用内容	活用内容の詳細
〔義務項目〕	
2次元図面の理解補助	詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、2次元図面を理解する際の参考にする。
現場作業員等への説明	詳細設計等で作成された3次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。
重ね合わせによる確認	3次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより、位置関係にずれ、干渉等がないか等を確認する。 本工事では施工範囲と隣接町道の位置を確認する。
〔推奨項目〕	
施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。
3次元モデル作成の目安	
詳細度	200～300程度
属性情報	3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/CIM取扱要領「附属資料2 オブジェクト分類」を参照。）

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIM の実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成担当者
- 8) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 1) 後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 2) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

3. 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式、IFC形式）、統合モデル、動画等）

4. 貸与資料

本工事に関連する以下の業務等において作成した3次元モデルのデータを貸与することができる。

- ・ R 6 ・ R 7 富士川砂防管内砂防施設設計業務

5. その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト（<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>）で提供されているので、適宜参照すること。

第42条 DXデータセンターの使用

本工事はDXデータセンターを使用することで、VDIによる専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDXデータセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DXデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DXデータセンターの詳細については、DXデータセンターの参考資料（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>）及びポータルサイト（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>）を参照すること。

第43条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

- Ⅲ. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - Ⅳ. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - Ⅴ. 地下埋設物の損傷事故防止
 - Ⅵ. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - Ⅶ. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
- ① 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ② 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再確認教育
3. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
4. 安全ネットの設置
切土法面には落石防止網を設置し、災害の防止に努めるものとする。
5. 安全ネット、仮設モルタル吹付の設置
切土法面には落石防止網、仮設モルタル吹付を設置し、災害の防止に努めるものとする。
6. 飛散防止
岩石等火薬類を用いて掘削する場合は、既存の構造物の破損を防止するため、監督職員の指示する箇所へ、飛散防止柵を設置するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
7. UAV等を使用する際の安全面への配慮について
受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV等を使用すること。
URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第44条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要
関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。
2. 認定条件
対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。
- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
 - ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。
3. 認定技術者の認証
・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
・紛失等による認定書の再発行は行わない。
・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。
4. 認定技術者の認証期間
認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。
5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第45条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-30 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。

なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙—6を参考にすること。

防災措置に要する費用については設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第46条 仮設工等の段階点検

受注者は、仮設工の計画、設計及び施工における下記段階及び内容について、監督職員の指示する様式に従い、確認し、提出するものとする。

(1) 仮設工の設計完了段階（指定仮設については、発注者から提示された設計図書の内容検討完了段階）現地条件と整合した条件で設計され、適切な仮設計画書が作成されているかを確認する。なお、指定仮設については発注者から提示された設計図書が現地条件と整合した設計条件で設計され、安全確保された設計図書になっているかを確認する。

(2) 仮設工の施工中間段階
仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

(3) 仮設工の施工完了段階
仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

(4) 仮設工の撤去中間段階
仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

第47条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち、本工事区間に近接する架空線等上空施設について、現地で詳細を確認するものとする。

2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第48条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月関東地方整備局河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局HP>河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第49条 環境対策

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用に当たっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は特定調達品目の調達実績の集計を行い、監督職員の指示する日までに、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については監督職員より指示する。

第50条 低騒音型建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第51条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第52条 交通安全管理・工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第53条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書1-1-1-36交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

①当該車両に関する特殊車両通行許可証

現場着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）

②車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書1-1-1-39官公庁等への手続き第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第54条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとする。なお、下記の取り組みについては〔表1〕より選定しているが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

(1) 仮設備関係

見学路及び椅子の設置を実施するものとする。

(2) 営繕関係

現場休憩所の快適化を実施するものとする。

(3) 安全関係

避暑（熱中症予防）・防寒対策を実施するものとする。

(4) 地域連携

工事工程表の作成・掲示を実施するものとする。

2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。
4. 本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

〔表1〕 現場環境改善の内容

費目	
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連施設及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

第55条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又はWBGTが25℃以上の場合、真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$$

※ 真夏日補正係数：1.2

第56条 工期

1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により、工事の始期及び終期を通知すること。余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和10年9月7日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	30日間
② 後片付け期間	20日間
③ 雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見こむための係数 実働日数×係数）	1.763
④ うち休日（土日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇）	389日間

※ 雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：46日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：3日間

（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第57条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第58条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「第57条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙ー5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第59条 週休2日制適用工事

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。
受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。
2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。
 - 1) 週休2日
 - ①完全週休2日（土日）
対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。
 - ②月単位の週休2日
対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
 - 2) 対象期間
工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
 - 3) 現場閉所
巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
3. 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の變形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の變形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。
 - ・1年単位の變形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
 - ・変更した就業規則。
4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。
 - ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
 - ② 週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③ 官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第60条 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

1. 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下、実績変更対象費）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2. 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
3. 受注者は、当初契約締結後の単価合意を行う際に、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。
4. 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書のないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
5. 受注者の責による工事工程の遅れ等受注者の責に帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
6. 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
7. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
8. 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第61条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
著しい悪天候とは、当該工時の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。
工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。
なお、本工事の降雨降雪日は、最寄りの気象観測所における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。
2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第62条 担い手確保・育成の取組について

1. 本工事において、受注者自らが企画・実施した建設業の担い手確保・育成に関する取組について、その実施状況を様式-1及び様式-2により、監督職員へ報告できるものとする。
2. なお、企画・実施にあたっては、受注者の責において実施するものとする。
3. 企画・実施する取組については、以下を参考とされたい。
 - 1) 建設業界への入職のきっかけづくりとなる取組
 - ・ 学生等に対する現場見学会、インターンシップの実施
 - ・ 建設工事の施工体験、測量機器等の操作体験等
 - 2) 建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組
 - ・ 地域防災訓練に参加、災害時に地域住民等を支援等
 - 3) 建設現場の生産性の向上、労働環境を改善する取組
 - ・ i-Construction（ICT土工等）の取組を広報
 - ・ 工事現場の週休2日（4週8休含む）の確保を徹底
 - ・ 働きやすい環境（更衣室、休憩場所の設置）の整備等
 - 4) 若手・女性技術者の確保・育成のための取組
 - ・ 当該工事現場をフィールドに、若手・女性技術者に対する研修や講習会を実施等
 - 5) その他
 - ・ その他、本条項の主旨に該当すると認められるもの

第63条 個人情報の取扱いについて

（基本的事項）

1. 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

2. 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

3. 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（利用及び提供の制限）

4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写等の禁止）

5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

7. 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

8. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書(別紙一2)を発注者に提出しなければならない。

9. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)において準用する。

(管理の確認等)

10. 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

11. 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

12. 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第64条 他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは町道広河原線において工事用車両の錯綜が想定されるため、施工手順・工程についての情報共有を行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	工期(予定)
・中央新幹線南アルプストンネル(山梨工区)工事	施工期間中 令和7年11月~令和12年12月

第65条 新技術の活用(新技術の定義)

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国に

より導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム (NETIS) 登録技術
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進 (Ⅱ) 型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。
なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第66条 新技術の活用 (施工者選定型)

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第65条 新技術の活用 (新技術の定義) 3. 対象とする新技術に示す1)~4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第65条 新技術の活用 (新技術の定義) 3. 対象とする新技術に示す1)~4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「-VE」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第67条 新技術導入促進 (Ⅰ) 型工事について

1. 新技術導入促進 (Ⅰ) 型工事
本工事は、新技術 (NETIS登録技術) の現場での活用のため、発注時に新技術活用方針の提出を求める「新技術導入促進 (Ⅰ) 型」の試行対象工事である。
2. 定義
新技術導入促進 (Ⅰ) 型とは、建設現場におけるイノベーションの推進、生産性向上のため、仕様書等がない新技術を求める工事である。本工事では、発注者が指定したテーマについて、施工者からの提案により、新技術を活用し、工事を実施するものである。
3. 新技術活用にかかる費用について
新技術の活用に係る費用は応札価格に含むものとし、設計変更の対象外とする。
4. 新技術活用の履行について
契約書第18条及び第19条の規定による変更等が生じた場合は、提案内容の履行の有無等について、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

第68条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施
「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者 (監督員) における「現場臨場の削減による効率的な時間の活

用」を指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（teams、zoom等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

1. 遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。

なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。

2. 遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第69条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工

事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事实施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和3年9月30日（国不建第273号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第70条 契約後VE方式

1. 定義

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. VE提案の意義及び範囲について

1) 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

2) 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. VE提案書の提出について

1) 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（別紙様式-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

(2) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項

(6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. VE提案の審査について

提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. VE提案の採否等について

VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面（別紙様式-5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. VE提案を採用した場合の設計変更等について

1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。

4) VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。

7. VE提案の活用と保護について

評価の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案

については、当該権利の保護に留意するものとする。

第71条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第65条新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第72条 監理技術者育成交代モデル工事（試行）について

1. 本工事は、監理技術者育成交代モデル工事（試行）である。

（入札競争参加資格で求めた同種工事实績を持つ技術者を以下「主任（監理）技術者」という。交代予定の主任（監理）技術者以外の技術者を以下「育成技術者」という。）

2. 受注者は以下により主任（監理）技術者を交代することができる。

①交代の時期は、コンクリート堰堤工（左岸床掘）において施工上一定の区切りとみなせる時期とし、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）に示す時期を目安とするが、詳細な時期は監督職員と協議するものとする。

②育成技術者は、主任（監理）技術者の専任期間において育成技術者として従事しており、交代までに1級土木施工管理技士及び監理技術者資格者証並びに監理技術者講習修了証の取得が確認できるものとする。

なお育成技術者は、本工事のみに従事することとする。

③受注者は、配置予定の育成技術者が、交代時点で配置予定の主任（監理）技術者と同等の技術力を習得するための措置として、育成期間におけるトレーニングプログラムを施工計画書に記載する。

受注者は育成プログラムの実施状況について監督職員から提示を求められた場合は、実施状況について説明し、資料を提示するものとする。

④交代前に中間技術検査を実施する。なお、実施する際には主任（監理）技術者と育成技術者が同席することとし、トレーニングプログラムの実施内容、実施状況について検査職員へ説明するものとする。

⑤受注者は、完成時のコリンズ登録において、当該モデル工事である旨、記載するものとする。

第73条 時間的制約

本工事は、施工箇所が山間地等にあるため、工事に従事する者の現場への移動時間を考慮した補正の条件を適用することができる。

・時間的制約条件

山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等

時間的制約状況の程度	作業時間/日	補正割増係数
時間的制約を受ける場合	7時間/日を超え 7.5時間/日以下	1.06
時間的制約を著しく受ける場合	4時間/日を超え 7時間/日以下	1.14

なお、条件の適用を求める場合、集合離散場所、集合離散場所から施工現場までの移動時間及びその確認方法について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第74条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

1. 施工場所に住民事前避難

- (1) 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。
- (2) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
- (3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第20条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があつたものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜土木工事安全施工技術指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜土木工事安全施工技術指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (5) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
- (6) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があつた場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第2章 土工

第75条 土の分類

本工事で掘削する土の分類は、以下のとおりとする。

土砂	：	岩塊・玉石
岩	：	軟岩

第76条 建設発生土の受け入れ地

1. 本工事のうち、工事用道路盛土に使用する土は、内河内第一砂防堰堤上流堆砂敷の土を利用するものとする。
2. 掘削によって発生した土砂は現場内に仮置きを行い、埋戻しに利用するものとする。なお、運搬距離は約0.2kmである。
3. 残土及び掘削した軟岩の受け入れ場所は、内河内第一砂防堰堤上流堆砂敷とし、運搬距離は2.46kmである。なお、詳細な位置、整地及び後片付け等については、監督職員の承諾を得るものとする。
4. 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

第77条 建設副産物の受入地

本工事の施工に伴い発生する伐木・除根材については、関係法令等に基づき適切に処理しなければならない。

なお、処理については、下記施設を見込んでいる。

1. 伐木・除根材（幹）

- (1) 受け入れ施設 : (株) エコ・フカサワ 第二リサイクル工場
- (2) 受け入れ所在地 : 山梨県南アルプス市下今井坡下924-19
- (3) 受け入れ時間 : 8:00~17:00
- (4) 運搬方法 : 10t ダンプトラック

2. 伐木・除根材（根）

- (1) 受け入れ施設 : 円崎興業（有）
- (2) 受け入れ所在地 : 山梨県南巨摩郡身延町下山6283-1
- (3) 受け入れ時間 : 8:00~16:30
- (4) 運搬方法 : 10t ダンプトラック

3. 伐木・除根材（枝葉）

- (1) 受け入れ施設 : 鈴健興業（株）
- (2) 受け入れ所在地 : 山梨県笛吹市御坂町下黒駒1602-8
- (3) 受け入れ時間 : 8:00~16:30
- (4) 運搬方法 : 10t ダンプトラック

上記については、積算上の条件明示であり、処理方法、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する処理方法、処理施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。

ただし、現場条件（や土質）に変更が生じた場合等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

第78条 現場内仮置場からの建設発生土の利用について

コンクリート堰堤工・擁壁工の埋戻しに使用する土砂については、下記の条件の建設発生土を利用するものとする。工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、下記の条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

1. 箇所・距離

現場内 (運搬距離 L = 0.2 km)

2. 現場内仮置場からの建設発生土の土質条件（改良の必要性の有無）等

岩塊・玉石 (土砂改良：不要)

3. 現場内仮置場の管理者（工事名等）

R7内河内第五砂防堰堤工事

4. 利用時期

令和8年4月~令和10年9月

第79条 掘削工

掘削土量に変動が生じた場合は、変動量については監督職員と協議しなければならない。なお、副堰堤左岸袖部の掘削について一部人力での掘削を見込んでいるが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

第80条 盛土工

締固め度の管理は現場密度によるものとし、現場密度の場合は、最大乾燥密度85%以上とする。

第81条 一般事項

発生材については、関係法令等を遵守し、適切に処理するものとする。

第82条 立木の伐採

工事の施工箇所における立木の伐採は必要最小限とし、伐採対象木については監督職員の確認を

得なければならない。なお、伐倒木の集積場所等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。

なお、伐採・伐木にかかる費用については監督職員と協議を行い、必要と認められるものについては、契約変更の対象とする。

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第83条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートはレディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

構造物	記号	粗骨材 最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	施工基準 強度 (N/mm ²)	セメントの 種類	水セメント比 (W/C)
本副堰堤の堤冠部	A	40	5±1.5	27.0 以上	高炉B種	50%以下
本副堰堤・水叩・間詰工・擁壁基礎工	D	40	5±1.5	21.0 以上	高炉B種	60%以下
擁壁工	E	40	8±2.5	21.0 以上	高炉B種	60%以下

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は、「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。
3. 冬期養生について
冬期養生方法については、12月1日～3月31日の適用期間に、給熱養生を見込んでいる。

第84条 配合

一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下としなければならない。水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管（函）渠等（φ600未満、600mm×600mm未満）の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。

第85条 現場練コンクリート

下表に示すコンクリートは現場練とし、示方配合は次表のとおりとする。

構造物の種類	記号	粗骨材 最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	水セメント 比 (W/C)	単位セメント量 (kg/m ³)	混和材(鉄材)	セメントの種類
堤冠の上下流肩部	G	25	1±1	50%以下	310以上	310kg/m ³	高炉B種

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

第86条 レディーミクストコンクリート単位水量測定

本工事においては、1日当たりレディーミクストコンクリートの使用量が100m³以上施工するコンクリート工において、「レディーミクストコンクリートの品質確保について（平成15年10月2日、国官技第185号）」、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について（平成15年10月2日、国コ企第3号）」及び「レディーミクストコンクリート単位水量測定(案)」(以下、測定要領という)（これらについて、が所持しない場合は工事契約後から監督職員に通知を求めるものとする。）に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管

し、完成検査時に提出しなければならない。測定機器は測定要領の「2. 測定機器」によるものとするが、現場状況により発注者から測定機器を指示する場合がある。又、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。

単位水量の測定は、測定要領の「6. 測定頻度」及び「7. 監理基準値・測定結果と対応」により実施することとする。なお、これらに定められていない場合は監督職員と協議するものとする。

第87条 銘板の設置

1. 銘板の材質・規格及び記載事項については以下を標準とし、詳細について受注者は監督職員と協議し指示を受けるものとする。

1) 材質・規格

①材質：JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）

②寸法：1200×800×30

③文字サイズ：施設名称は100mm～150mm程度、その他は50mm程度

なお、銘板の寸法について変更となる場合は、設計変更の対象とする。

2) 記載事項

①構造物名称

②工事名称

③完成年月

④諸元

⑤設計会社名、設計責任者名

⑥施工会社名、監理技術者名

⑦施工会社名、現場代理人名

⑧当該工時に携わった技術者名及び所属する会社名

⑨監督職員名、検査職員名

⑩発注機関名

2. 取付位置については、通常の点検で目視できる位置とし、監督職員の承諾を得るものとする。
(記載例)

	〇〇〇〇砂防堰堤
	工事名称 〇〇〇〇工事
	完成 令和〇年〇月
	天端標高 〇〇〇.〇m
高さ	〇〇.〇m
	長さ 〇〇.〇m
	設計会社 〇〇コンサルタント (株)
	施工会社 〇〇建設株式会社
監理(主任)技術者氏名	〇〇〇〇
現場代理人氏名	〇〇〇〇
担当技術者氏名	〇〇〇〇
監督職員氏名	〇〇〇〇
検査職員氏名	〇〇〇〇
	国土交通省

第88条 組立て

配筋・組立てにおいて、鉄筋組立固定架台、鉄筋固定金具を使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

第2編 材料編

第1章 土木工事材料

第89条 鋼材

1. 本堤袖部に用いる鉄筋は下記又はこれと同等品以上とする。

鋼材の種類	規格	鋼材記号
棒鋼	JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345

2. 鋼材の搬入に使用する機種は10tトラックを想定しているが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第90条 目地版

伸縮目地材は、合成樹脂発泡体(発泡倍率15倍)とし厚さは10mm又はこれと同等品以上とする。

第91条 合成樹脂製品

1. 止水板は、塩化ビニル樹脂製300mm×7mm又はこれと同等品以上とする。

2. 水抜パイプは、硬質塩化ビニル管(一般管)径50mm又はこれと同等品以上とする。

第92条 建設資材調達困難に係る設計変更

地域の社会情勢等により、当初設計において予定していた建設資材に関して、調達に不足の日数を要する場合は工期延期について、または、調達困難な場合は同等品質以上の建設資材への変更について、事前に監督職員と協議するものとする。必要と認められる費用については、設計変更の対象とする。

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

第93条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。詳細については監督職員より指示を行う。

第94条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日)第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員である。
3. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

第95条 段階確認

受注者は共通仕様書ならびに下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階(確認時期)
準備工	伐採	立木伐採前(施工範囲の確認)
法面工	法面整形	法面整形前(")

第96条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式ー12によるものとする。

第97条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第98条 富士川砂防事務所砂防関連情報管理システム用のデータ作成

1. 前条の電子納品について、「富士川砂防事務所砂防関連情報管理システム」に登録するための「追加キーワードシート」(Excelファイル)の作成を依頼する場合がある。
2. 「追加キーワードシート」の作成を依頼する場合は監督職員より通知を行う。

第99条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第100条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第2章 土工

第101条 作業土工(床掘り・埋戻し)

1. 埋戻し場所は、構造物設置のために掘削した箇所とする。
2. 埋戻し高については、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 1項の埋戻し場所のうち、締固めを要する箇所は場所打擁壁工(副堤左岸)と擁壁工(右岸擁壁裏)、その他監督職員の指示する箇所とする。

4. 締固めは、一層40cm以内に敷均し、下記のいずれかの方法又は、監督職員の承諾を得た方法で締固めなければならない。
 - (1) ブルドーザ(15t以上)の場合は5回以上、(21t以上)の場合は4回以上
 - (2) 振動ローラ(2.5t以上)の場合は5回以上
 - (3) タンパ(60~100kg)の場合は5回以上
5. 上記によりがたい場合は、監督職員と協議を行い必要と認められる費用について設計変更の対象とする。

第102条 構造物取壊し工

既設コンクリート舗装(工事用道路)について取壊しを行うものとするが、その範囲等の詳細については監督職員と協議するものとする。

第103条 工事用道路

1. 工事用道路の使用については、受注者自ら安全を確認のうえ通行するものとする。
2. 本工事で施工する工事用道路は、原則として工事終了後撤去し、原形に復するものとする。
3. 本工事の工事用道路工には、下記のとおり工事用道路の道路補修を見込んでいる。
ただし、補修に関する詳細は監督職員の承諾を得るものとする。

通期	: L=100m×28回
本堤上流	: L=30m×1回
右岸本副間	: L=10m×8回
右岸副堤坂路	: L=20m×3回
左岸副堤坂路	: L=20m×3回
4. 本工事における工事用道路は、河川の渡河部について仮設橋梁の設置を予定している。これにより難しい場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第104条 仮設工

本工事で施工する工事用道路、流水処理としての仮締切工及びその他の仮設備等に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等について十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。ただし、現地状況により仮設構造等の変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

第105条 仮締切工

1. 仮締切工については、以下の条件を満たしているものとする。
 - (1) 設計対象流量は、次表のとおりとする。

対象時期	対象流量
1月、2月、11月、12月	30.62m ³ /sec
3月	45.93m ³ /sec
4月~8月	61.24m ³ /sec
9月、10月	91.87m ³ /sec

- (2) 原則として、仮排水路のために下流側の岩盤を掘削してはならない。
2. 本工事における仮締切工は、現地発生土を使用した土砂締切とコンクリートを予定している。これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。必要と認められる費用については、設計変更の対象とする。

第106条 クレーン費用

本工事で使用するラフテレーンクレーンについては下記のとおり計上しているが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。必要と認められる費用については設計変更の対象とする。なお、本工事において使用するラフテレーンクレーンについては長期割引の対象としている。

砂防土工
盛土

: 50t吊(日)

コンクリート堰堤工	
作業土工（埋戻）	: 50 t 吊（日）
コンクリート堰堤本体工（コンクリート）	: 25 t 吊（日）
	: 50 t 吊（日）
コンクリート堰堤本体工（堤冠コンクリート）	: 25 t 吊（日）
	: 50 t 吊（日）
コンクリート堰堤本体工（堤冠コンクリート（鉄材））	: 25 t 吊（日）
	: 50 t 吊（日）
コンクリート堰堤本体工（型枠）	: 25 t 吊（日）
コンクリート副堰堤工（コンクリート）	: 25 t 吊（日）
コンクリート副堰堤工（堤冠コンクリート）	: 25 t 吊（日）
コンクリート副堰堤工（堤冠コンクリート（鉄材））	: 25 t 吊（日）
コンクリート副堰堤工（型枠）	: 25 t 吊（日）
間詰工（間詰コンクリート）	: 25 t 吊（日）
間詰工（型枠）	: 25 t 吊（日）
水叩工（コンクリート）	: 25 t 吊（日）
水叩工（型枠）	: 25 t 吊（日）
コンクリート擁壁工（コンクリート）	: 50 t 吊（日）
コンクリート擁壁工（型枠）	: 25 t 吊（日）
擁壁工	
擁壁基礎工（コンクリート）	: 25 t 吊（日）
擁壁基礎工（型枠）	: 25 t 吊（日）
左岸上段場所打擁壁工（コンクリート）	: 25 t 吊（日）
左岸上段場所打擁壁工（型枠）	: 25 t 吊（日）
左岸下段下流場所打擁壁工（コンクリート）	: 25 t 吊（日）
左岸下段下流場所打擁壁工（型枠）	: 25 t 吊（日）
左岸下段上流場所打擁壁工（コンクリート）	: 25 t 吊（日）
左岸下段上流場所打擁壁工（型枠）	: 25 t 吊（日）
仮設工	
仮橋・仮栈橋工（仮橋上部）	: 25 t 吊（日）
仮橋・仮栈橋工（覆工板設置・撤去）	: 25 t 吊（日）
砂防仮締切工（コンクリート締切）	: 25 t 吊（日）

第107条 現場除雪

受注者は、当該工事の施工に必要な範囲の除雪作業が必要になった場合、除雪の実施方法及び処理方法等について監督職員と協議するものとする。本費用については、契約変更の対象とする。

第108条 植生工

1. 使用する種子等の詳細については、監督職員の承諾を得るものとする。
2. 使用する種子については、外来種を使用してはならない。
3. 上記によりがたい場合は、監督職員と協議を行い、必要と認められる費用について設計変更の対象とする。

第4編 砂防編

第1章 砂防堰堤

第109条 堰堤基礎部の掘削

堰堤等基礎部の掘削において、岩盤または転石等により床付面の変更が発生する場合や、土質条

件等により掘削法面が自立しない場合は監督職員と協議するものとする。

また、堰堤基礎部の余裕幅は0.5mを見込んでいるが、排水処理の必要性等によりこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。必要と認められる費用については、設計変更の対象とする。

第110条 間詰工

間詰の施工範囲は下記のとおりとし、細部については監督職員の承諾を得るものとする。

1. 構造物の基礎及び左右取り付け部の岩石掘削跡埋めコンクリート
2. 左右岸取り付け部の切土面保護のための土留壁コンクリート
3. 左岸下段擁壁の背面における埋戻しコンクリート

第111条 施工継目

1. 砂防堰堤で施工する際の縦断方向施工継目位置は、次表の位置に設けるものとし、止水板(塩化ビニル樹脂製CC300×7)を設置しなければならない。

	右岸側 (R)	センター (CL)	左岸側 (L)
本堰堤	3 6, 2 4, 1 2	0	
副堰堤	2 4, 1 2	0	1 2

2. 本堰堤で施工する際の縦断方向施工継目位置は、旧堰堤の施工継目を基本とするが、構造物の強度、耐久性、機能及び外観を害さないように、位置、方向及び施工方法を決定するものとする。
3. 擁壁に設ける伸縮継目には、伸縮目地板を使用しなければならない。
なお、その施工箇所は、監督職員の承諾を得るものとする。

第112条 天端面整形

場所打擁壁工等の天端面について、玉石等の除去を行い、平坦に締固めるものとする。
なお、詳細については、監督職員の承諾を得るものとする。

第113条 擁壁工

1. 擁壁に設置する水抜きは、2m²に1箇所程度の割合で設置するとともに、裏側に吸出し防止材(t=10mm)を設置するものとする。
2. 擁壁の水抜きは、常時湛水が予想される位置には設けない。なお、設置位置については、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 擁壁に設置する伸縮継目の施工間隔は10mを標準とし、伸縮目地板を使用しなければならない。なお、その施工箇所は、監督職員の承諾を得るものとする。
4. 上記によりがたい場合は、監督職員と協議を行い、必要と認められる費用について設計変更の対象とする。

第114条 残存型枠工について

1. 一般事項

- 1) 残存型枠(外壁兼用型)工とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。
- 2) 残存型枠(外壁兼用型)工に用いる型枠は、下記のとおりとする。
 - ① 残存型枠(外壁兼用型)とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。
 - ② 残存化粧型枠(外壁兼用型)とは、残存型枠(外壁兼用型)のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。

2. 材料

受注者は、残存型枠(外壁兼用型)工に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出しなければならない。

項目	内容	適用
主要材料	<ol style="list-style-type: none"> 1) モルタル及びコンクリート 「共通仕様書」第8編1-8-4の本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、必要な防錆処理又は 	品質証明書

	防錆対策が施されているもの。	
強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の証明書又は公的機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1) 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。 2) 型枠は耐凍結融解性を有していること。	

3. 施工

- 1) 受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。
- 2) 受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。
- 3) 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、構造物内部及び型枠裏面に十分にコンクリートがまわり込むように締固めなければならない。
- 4) 受注者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。又、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。

4. その他

残存型枠工の残存型枠設置基礎部において、地盤の不陸等の現場条件により型枠設置に安定を確保することが困難な場合は、調整コンクリート等の要否について監督職員と協議するものとする。必要と認められる費用については、設計変更の対象とする。

第115条 堰堤基礎設計条件

支持地盤に用いる設計条件は下表のとおりとする。

	支持地盤	許容支持力(KN/m ²)
副堰堤基礎	軟岩	1,176

第116条 基礎地盤調査

現地基礎地盤状況に基づき、特記仕様書116条の設計条件を確認するための調査を実施するものとする。なお、調査方法については別途監督職員と協議するものとする。

第117条 足掛金物設置工

足掛金物(樹脂加工400×300芯22mm)の設置箇所は副堰堤袖小口とするが、詳細については監督職員の承諾を得るものとする。

第118条 流入防止工

流入防止工に用いるH型鋼は下記又はこれと同等品以上とする。詳細については監督職員の承諾を得るものとする。

鋼材の種類	規格
H型鋼	H-125×125×6.5×9

なお、上記によりがたい場合は監督職員と協議を行い、必要と認められる費用について、設計変更の対象とする。

第5編 その他

第119条 現場における留意事項

施工を行うにあたって、以下の事項について留意すること。

1. 施工を行うにあたっては、地層構造や地山の劣化状態を調査し、崩壊等の危険性について詳細に確認・検討すること。また、過去及び現在の地山の崩壊等の状況、作業箇所の形状等にも注意した上で危険性を判断すること。

なお、対策立案の一助とするため、下記資料を提供することができる。

- (1) 最新及び過去の災害時の航空写真（の撮影者・撮影時期）
 - (2) 過去の土砂災害発生年月、災害状況写真、災害時の降雨量、最新の崩壊分布図
 - (3) 最新の雨量情報は、富士川砂防事務所のHP（<http://www.ktr.mlit.go.jp/fujikawa/>）で閲覧できる。
2. 崩壊等の危険性が高い場所での作業に当たっては、崩壊等の危険がある部分を確実に取り除く等した上で行うこと。また、必要な安全対策を実施すること。
 3. 法面等において作業を行う場合は、万一の崩壊に備え、その日の作業開始前や異常時の地山の点検を適正に行って施工するほか、関係法令の遵守に加え、作業員の安全確保に万全を期すこと。
 4. 以上の事項については、受注者及び関係下請負者等の作業員を含めた関係者へも周知徹底を図ること。
 5. 上記4項目に対し実施する内容については、施工計画書に記載し提出する。
なお、実施内容について、必要と認められるものについては、監督職員との協議により、設計変更の対象とする。

第120条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第121条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

- イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
- ロ) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。ただし、点検が日没後となる場合は、翌日の日の出後に点検を行うことができる。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第122条 土石流に対する安全対策

1. 施工箇所は土石流が発生する恐れのある河川と考えられるので、作業の安全を確保するために必要となる対策を実施するものとする。

2. 安全対策の検討のための資料提供

対策立案の一助とするため、下記資料を提供することができる。

- (1) 流域面積・河床勾配・最新及び過去の災害時の航空写真（の撮影者・撮影時期）
- (2) 過去の土砂災害発生年月、災害状況写真、災害時の降雨量、最新の崩壊分布図
- (3) 最新の雨量情報は、富士川砂防事務所のHP（<http://www.ktr.mlit.go.jp/fujikawa/>）で閲覧できる。

3. 安全対策設備

安全対策として必要な仮設備の仮設にあたっては、受注者自らの責任において、現地状況を十分に把握し安全性、経済性及び細部構造等について十分に検討を行った上、必要な安全対策設備を施工するものとする。

なお、安全対策設備の設置に要する費用については計上していないが、協議の上、契約変更の対象とする。

第123条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、

近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第124条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。 	第56条 第56条
用地関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 ■ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 	第103条 第11条
公害関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ■ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 	第49条 第118条
安全対策関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 	第43条
工事用道路関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。仮道路を設置する場合。 ■ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 ■ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。 	第103条 第103条 第103条
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。 	第105条
明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ■ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。 	第76条 第78条 第28条・第77条

条件明示チェックリスト

工事名 : R7内河内第五砂防堰堤工事

1. 工事全般関係

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 各種積算の取り組みの有無			
①見積活用方式	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②間接工事費実績変更方式	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
③地域外からの労働者確保に要する設計変更	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第60条
2 補正の有無			
①日当たり作業量補正	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②現場閉所による週休2日制適用工事	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第59条
③週休2日交替制モデル工事(〇〇方式)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
④ICT活用工事(3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、 外注経費等の費用)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第37条
⑤その他補正 該当補正→()	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
3 各種調査対象工事			
①諸経費動向調査の対象工事	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②施工状況モニタリング調査の対象工事	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
③施工合理化調査の対象工事	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
④新技術歩掛調査の対象工事	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑤施工形態動向調査	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
4 施工時期及び施工時間帯の制約			
①制約内容の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.時期の制約	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.時間の制約	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
5 余裕工期を設定した工事			
①余裕工期が設定されている工事である。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第56条

2. 工程関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 影響を受ける他の工事			
①先に発注された工事で、当該工事の工程が影響される工事の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.工事名	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.上記工事の発注者	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.影響内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.具体的な制約	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.その他事項	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②後から発注する工事で、当該工事の工程が影響される工事の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.工事名	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.上記工事の発注者	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.影響内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.具体的な制約	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.その他事項	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
③その他工事で、当該工事の工程が影響される工事の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.工事名	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.上記工事の発注者	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.影響内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.具体的な制約	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.その他事項	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

2. 工程関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
2 自然的・社会的条件で制約を受ける施工の内容、時期、時間及び工法等			
①交通規制や工事内容により、工事の施工期間又は時間帯に制約が生じるか。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.要因	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.施工内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.施工箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.施工時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.施工時間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.具体的制約内容：	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②出水期や積雪・融雪期において、施工を中止あるいは休止する必要があるか。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.要因	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.施工内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.施工箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.施工時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.施工時間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.具体的制約内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
③漁期や農業・用排水の使用時期、また地場産業の影響により、施工期間又は時間帯に制約が生ずるか。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.要因	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.施工内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.施工箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.施工時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.施工時間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.具体的制約内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
④自然環境の保全に関する制約の有無 (猛禽類等の保護動植物の生息する可能性のある地域での施工制約)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.要因	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.施工内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.施工箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.施工時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.施工時間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.具体的制約内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

2. 工程関係(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
3 関連機関等との協議に未成立なものがある場合の制約等			
①協議の成立時期が具体的に見込める場合はその内容を明示。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a. 関連機関	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b. 制約内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c. 協議内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d. 成立見込時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②協議の結果、工程等に制約を受けることが予想される場合は、あらかじめその協議内容及び制約される内容等を明示。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a. 関連機関	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b. 制約内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c. 協議内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d. 成立見込時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
③協議の必要性はあるが、未実施である場合はその内容を明示。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a. 関連機関	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b. 制約内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c. 協議内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d. 成立見込時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
4 関係機関との協議の結果、工程に影響を受ける条件等			
①施工時期等について付された条件を具体的に明示。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a. 関連機関	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b. 影響内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c. 規制期間・時間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初予想し得ない事態等が発生し工事期間等の変更が生じる場合は、監督職員に報告し、協議を行うことを明示。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a. 内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

2. 工程関係(4)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
5 占有物件(地下物件、架空線など)・埋蔵文化財等の事前調査・移設の制約			
①必要な事前調査の期間等を明示し、その管理者の都合により変更がある場合には別途協議することを合わせて明示。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.物件内容(場所含む)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.物件管理者	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.事前調査・移設の期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②移設や撤去・保存等が必要になり影響を受ける場合は、施工方法や工程等について協議状況を明示。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.物件内容(場所含む)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.物件管理者	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.事前調査・移設の期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
③埋蔵文化財の発掘調査が必要な場合の状況を明示。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.物件内容(場所含む)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.物件管理者	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.事前調査・移設の期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
6 設計工程上の作業不能日数			
①工程に影響を与える特殊な工法がある場合は明示。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.対象工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.場所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.日数	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
7 概数発注・概略設計による発注工事の場合			
①概数発注、概略設計、修正設計中の工事の場合、詳細設計の完成時期について明示。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.対象工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.区間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.詳細設計完成時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

3. 用地関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 工事用地等に未処理部分がある場合			
①用地・立木の取得が終了していない場所の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.場所・範囲	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.面積	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.取得見込み時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②期日までに用地取得できない場合の対応を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
③保安林解除や用地の規制等の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.場所・範囲	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.面積	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.解決見込み時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.当面の対応			
④官民境界が未確定部分がある場合の内容明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.場所・範囲	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.面積	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.協議状況、確定見込み	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
2 使用後の復旧条件がある場合			
①工事用地使用後の条件の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第11条
a.場所・範囲	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.面積	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.復旧完了期日	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
d.復旧条件	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3 工事用仮設道路、資機材置き場等の用地を借地させる場合			
①工事用仮設道路、資機材置き場等の借地の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第11条
a.場所・範囲	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.面積	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.借地期間	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
d.復旧条件	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
②借地上の支障物件等があった場合には監督職員へ報告し対応を協議する旨の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

3. 用地関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
4 官有地等を使用させる場合			
①使用する官有地の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.場所・範囲	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.面積	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.使用期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.使用条件	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②現場状況から施工時に官有地を使用する必要がある場合は、監督職員へ報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

4. 環境対策関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 公害防止の為の制限がある場合			
①施工方法等において、公害防止の為の制限がある場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.対象工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.制限内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②騒音・振動等の測定を指定する箇所がある場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.対象工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.制限内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
③公害に関する特定地域指定がある場合はその地域を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.対象工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.制限内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
④地元対策上や法改正等により規制処置が必要となった場合は、 監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
2 水替、流入防止施設が必要な場合			
①水替、流入防止施設が必要がある場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.対象工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.制限内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議 する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
3 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合			
①濁水、湧水等の処理で特別な対策が必要な場合は明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.対象工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.処理施設	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.排水の水質目標値	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.排水場所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議 する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容 :	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

4. 環境対策関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
4 事業損失等、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合			
①騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等の事業損失が懸念される場合の事前・事後調査を行うことを明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.懸念事項	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.事前・事後調査の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.調査箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.調査時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.調査方法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
5 油漏れ等に対策を必要とする場合			
①油漏れ、重金属等の対策が必要な場合の内容の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.対象工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象機械	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.実施方法・必要な資材等	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

5. 安全対策関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 交通安全施設等の指定			
①車線減少等の規制を伴う場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.規制内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.規制箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.規制期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②歩道通行帯を確保する場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
③夜間作業を伴う場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
④現場特有の交通規制を行う場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑤当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
2 対策をとる必要がある他施設との近接工事がある場合			
①対策をとる必要がある他施設と近接する工事がある場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.対象施設・管理者 (例:鉄道、ガス、電気、電話、上下水道、光ファイバ、その他施設)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.施行条件	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他(協議状況他)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

5. 安全対策関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
3 施工上、防護施設等必要な場合			
①防護施設等が必要な場合の明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第43条
a.必要な防護施設	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(例:落石、雪崩、土砂崩壊、土石流、その他補強が必要な施設等)			
b.危険要因	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.対策内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
d.対象工種	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
e.対象期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示			
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
4 保全設備・保安要員の配置等が必要な場合			
①交通誘導警備員・保安要員等の配置が必要な場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.対象工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.対象期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.対象要員	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示			
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
5 発破作業等の制限			
①発破作業等に制限がある場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.対象工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.対象期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.制限内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示			
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

5. 安全対策関係(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
6 有害ガス及び酸素欠乏等の対策			
①換気設備等が必要な場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.危険要因	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.対策内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
7 高所作業における対策が必要な場合			
①高所作業を行う必要がある場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.対象工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.対策内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
8 砂防工事の安全確保のために必要な対策を行う場合			
①安全確保に必要な情報の明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第122条
a.施工箇所の地形・地質特性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.危険要因	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.対策内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
e.その他	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第122条
a.内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

6. 工事中道路関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 一般道路を搬入路として使用する場合			
①運搬経路に制限がある場合または経路を指定する場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.経路	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.制限内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.制限期間・時間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②搬入路の使用後及び使用後に配慮すべき事項がある場合の明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第64条
a.内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.対象区間	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.期間	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③地元対応等の特筆すべき事項の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象区間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
④当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

6. 工事中道路関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
2 仮道路を設置する場合			
①仮道路の構造等を指定する場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.区間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.指定する内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②借地により仮道路を設ける場合の明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第11条
a.区間	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.借地料等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.維持補修内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
d.その他	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③維持修繕の必要がある場合の明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第103条
a.区間	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.維持補修内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
d.その他	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
④仮道路に安全施設が必要な場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.必要な施設内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象区間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.対象期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
(存置、撤去等わかるように明示)			
⑤地元対応等の特筆すべき事項の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象区間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑥当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

6. 工事中道路関係(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
3 一般道路を交通規制等により占有する場合			
①交通規制を行う場合の関係機関協議の有無の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.協議機関	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象区間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.対象期間・時間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.規制内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
4 他工事と工事中道路を共有する場合			
①他工事と工事中道路を共有する場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.共有する他工事	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.工事中道路の管理者	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.共有する区間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.配慮事項	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
5 工事中道路の使用に制限がある場合			
①工事中道路に制限がある場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.対象区間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象期間・時間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.制限内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

7. 仮設備関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 他の工事に引き継ぐ場合			
①引き渡し条件の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.仮設備の名称	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.引き継ぎ先の受注者	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.撤去・損料などの条件	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.維持管理条件	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.引き渡し等の時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.構造等安全性確認や検査の実施日時	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
g.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
2 引き継いで使用する場合			
①引き継ぎ条件の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.条件	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
3 構造及び施工方法を指定する場合			
①構造及び施工方法の条件を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.対象物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.存置期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.規模・規格・数量等	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.施工方法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.その他			
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

7. 仮設備関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
4 設計条件を指定する場合			
①仮設備の設計条件を指定する場合の条件明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第105条
a.対象物	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.設計条件	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②指定仮設がある場合の条件明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.対象物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.指定条件	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
③当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第105条
a.内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5 除雪が必要となる場合			
①除雪が必要な場合の条件明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第107条
a.対象箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.制限内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第107条
a.内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

8. 建設副産物関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 建設副産物を搬出する、特定建設資材・再生材を使用する工事の場合			
①建設副産物情報交換システムの活用の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②建設副産物実態調査の対象工事の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
③建設発生土情報交換システム登録対象の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
④再生資材の活用の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.資材名	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.規格	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.使用箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑤特定副産物の搬出の明示 (特定建設資材の分別解体等・再資源化等の条項で記載していれば不要)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第77条
a.対象	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.受入場所	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.受入時間帯	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
d.仮置き場	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.搬出調書等	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.その他	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑥建設リサイクル法対象工事の明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第28条
a.種類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.分別解体等の方法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.その他	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑦指定副産物の指定再資源化施設へ搬出明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.種類	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.再資源化施設	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.中間処理場	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.最終処理場	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.受入時間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑧当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

8. 建設副産物関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
2 建設発生土及び建設汚泥処理土			
①他工事の箇所へ搬出する場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.搬出箇所・距離	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.搬出先工事名	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.搬出先の受入条件	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
3 建設廃棄物の種類と発生量			
①取扱及び処理方法の違う種別毎の廃棄物を明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第77条
a.種別	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.種類	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.発生量	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.その他	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
4 処理施設等への運搬経路・方法等の規制・制限			
①処理施設等の条件明示(1)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.種類	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.運搬経路	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.運搬方法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
①処理施設等の条件明示(2)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.種類	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.運搬経路	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.運搬方法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②仮置きが必要な場合の内容明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

8. 建設副産物関係(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
5 中間・最終処理場			
①指定副産物の指定再資源化施設へ搬出明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第77条
a.種類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.再資源化施設	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.中間処理場	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.最終処理場	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.受入時間	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6 他工事からの建設発生土を利用する場合			
①他工事から発生する土を利用する場合の条件明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.他工事情報	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.受入条件	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.受入時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
7 土壌汚染対策法の届出について			
①土壌汚染対策法で規定する一定規模(3,000m ²)以上の土地の形質変更を伴う対象工事である場合の県知事等への届出等の明示。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.対象の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.場所・範囲・面積	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.該当工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.発生量	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

8. 建設副産物関係(4)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
8 スtockヤード(又は土取り場)の建設発生土を利用する場合			
①ストックヤード(又は土取り場)の建設発生土に関する利用の明示。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第78条
a.ストックヤード(又は土取り場)箇所・距離	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.ストックヤード(又は土取り場)からの建設発生土の土質条件(改良の必要性の有無)等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.ストックヤード(又は土取り場)の管理者(工事名等)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
d.利用時期(土日祝の利用の可否含む)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
e.利用時間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.他工事利用件数	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
g.利用台数の制限がある場合の制限内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
h.その他(交通誘導警備員配置、工事用道路(敷鉄板)設置等)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

9. 工事支障物件関係

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 占用物件等の工事支障物件がある場合			
①工事支障物件の明示(1)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.物件名	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.物件管理者(連絡先等)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.物件位置	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.物件管理者との協議状況	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.移設時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
①工事支障物件の明示(2)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.物件名	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.物件管理者(連絡先等)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.物件位置	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.物件管理者との協議状況	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.移設時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
①工事支障物件の明示(3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.物件名	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.物件管理者(連絡先等)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.物件位置	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.物件管理者との協議状況	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.移設時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

10. 薬液注入関係

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 薬液注入を行う場合			
①薬液注入の条件明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.設計条件	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.工法区分	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.材料種類	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.施工範囲	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.削孔数量・延長	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.注入量・注入圧	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
g.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②注入の管理の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.注入圧・速度	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.注入順序	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.ステップ長	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.材料(購入・流通経路等)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.ゲルタイム	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.配合	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
③産業廃棄物が発生した場合の処分方法の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
④地下埋設物がある場合の防護方法の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑤当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
2 周辺環境影響調査を行う場合			
①周辺環境影響調査の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.調査内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.調査箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.調査回数	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

11. その他(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 工事用資機材の保管及び仮置きが必要な場合			
①仮置きが必要な資機材の内容を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.資機材の種類	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.数量	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.保管・仮置き場所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.保管方法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.積込・運搬方法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
g.機械の分解・組立等ある場合の回数	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
h.その他			
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
2 工事現場発生品がある場合			
①現場発生品の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.品名・数量	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.再使用の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.引き渡し時期・場所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.品質検査	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.運搬方法・費用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
3 支給品・貸与品がある場合			
①該当品の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.品名・数量	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.規格等	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.使用場所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.引き渡し場所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.返納方法等	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

11. その他(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
4 新技術・新工法・特許工法を指定する場合			
①新技術・新工法の内容の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.工法名称	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.施工場所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.施工条件	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.NETIS番号	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
5 指定部分の引渡しを行う場合			
①指定部分の内容の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.指定部分	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.引渡日	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
6 部分使用を行う場合			
①部分使用の内容の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.使用箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.使用条件	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.使用期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
7 給水の必要がある場合			
①給水内容の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.関係機関名	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.協議時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.取水箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.取水時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.取水方法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

11. その他(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
8 コンクリート二次製品の活用			
①コンクリート構造物において、全体最適化の考えに基づき、コンクリート二次製品(プレキャスト)を活用する場合は、特記仕様書あるいは参考資料等にその内容を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

概略工事工程表

工事名:R7内河内第五砂防堰堤工事

工種	単位	数量	令和7年度		令和8年度												令和9年度												令和10年度						備考			
			2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月				
準備工	式	1			■																																	・30日間
仮設工(1次施工仮道路)	式	1			■																																	・工事用道路工(1pt) ・仮橋・仮栈橋工(1pt)
構造物撤去工(大型土のう撤去)	式	1				■																															・大型土のう撤去工(1pt)	
仮設工(土砂締切)	式	1					■																														・砂防仮締切工(1pt)	
仮設工(1次施工仮締切)	式	1						■																													・砂防仮締切工(1pt)	
コンクリート堰堤工(流入防止工)	式	1							■																												・流入防止工(1pt)	
コンクリート堰堤工(本堰堤)	式	1								■																											・コンクリート堰堤本体工(1pt)	
構造物撤去工(Co舗装板破砕)	式	1																																			・構造物取壊し工(1pt)	
仮設工(2次施工仮道路)	式	1																																			・工事用道路工(1pt)	
仮設工(2次施工仮締切)	式	1																																			・砂防仮締切工(1pt)	
コンクリート堰堤工(右岸床堀)	式	1																																			・作業土工(1pt)	
コンクリート堰堤工(副堰堤右岸)	式	1																																			・コンクリート副堰堤工(1pt)	
仮設工(2次施工右岸坂路)	式	1																																			工事用道路工(1pt)	
コンクリート堰堤工(水叩)	式	1																																			・水叩工(1pt)	
コンクリート堰堤工(右岸擁壁)	式	1																																			・コンクリート擁壁工(1pt)	
砂防土工(右岸擁壁部盛土)	式	1																																			・盛土工(1pt)	
仮設工(3次施工仮道路)	式	1																																			・工事用道路工(1pt)	
仮設工(3次施工仮締切)	式	1																																			・砂防仮締切工(1pt)	
コンクリート堰堤工(左岸床堀)	式	1																																			・作業土工(1pt) ※人力掘削のみ2pt	
コンクリート堰堤工(副堰堤左岸)	式	1																																			・コンクリート副堰堤工(1pt)	
仮設工(3次施工左岸坂路)	式	1																																			・工事用道路工(1pt)	
コンクリート堰堤工(水叩)	式	1																																			・水叩工(1pt)	
コンクリート堰堤工(左岸擁壁)	式	1																																			・場所打ち擁壁工(1pt)	
法面工	式	1																																			・植生工(1pt)	
後片付け	式	1																																			・20日間	
制約条件	夏期休暇 年末年始	—																																			・8月中旬 ・12月下旬~1月上旬	
	出水期間	—																																			・6月1日~10月31日	

余裕期間※任意で設定可能

《余裕期間制度(フレックス)の活用について》
 本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期(余裕期間と工期を合わせた期間)の中で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。
 なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

様式 - 1

担い手確保・育成に関する実施状況（概要報告）

工 事 名		受 注 社 名	
項 目		実 施 内 容	
<input type="checkbox"/> 建設業界への入職のきっかけ作りとなる取組み			
<input type="checkbox"/> 建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組み			
<input type="checkbox"/> 建設現場の生産性の向上、労働環境を改善する取組み			
<input type="checkbox"/> 若手・女性技術者育成のための取組み			
<input type="checkbox"/> その他			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

様式 - 2

担い手確保・育成に関する実施状況（詳細報告）

担当出張所名： _____

工 事 名		受 注 社 名	
項 目			
実 施 内 容			
実施日（期間）		対象者・人数	
他工事との合同実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	合同実施工事名	
マスコミ取材	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	取材社名（新聞社、テレビ等）	
（具体的な実施内容の説明）			
（添付図・写真）			

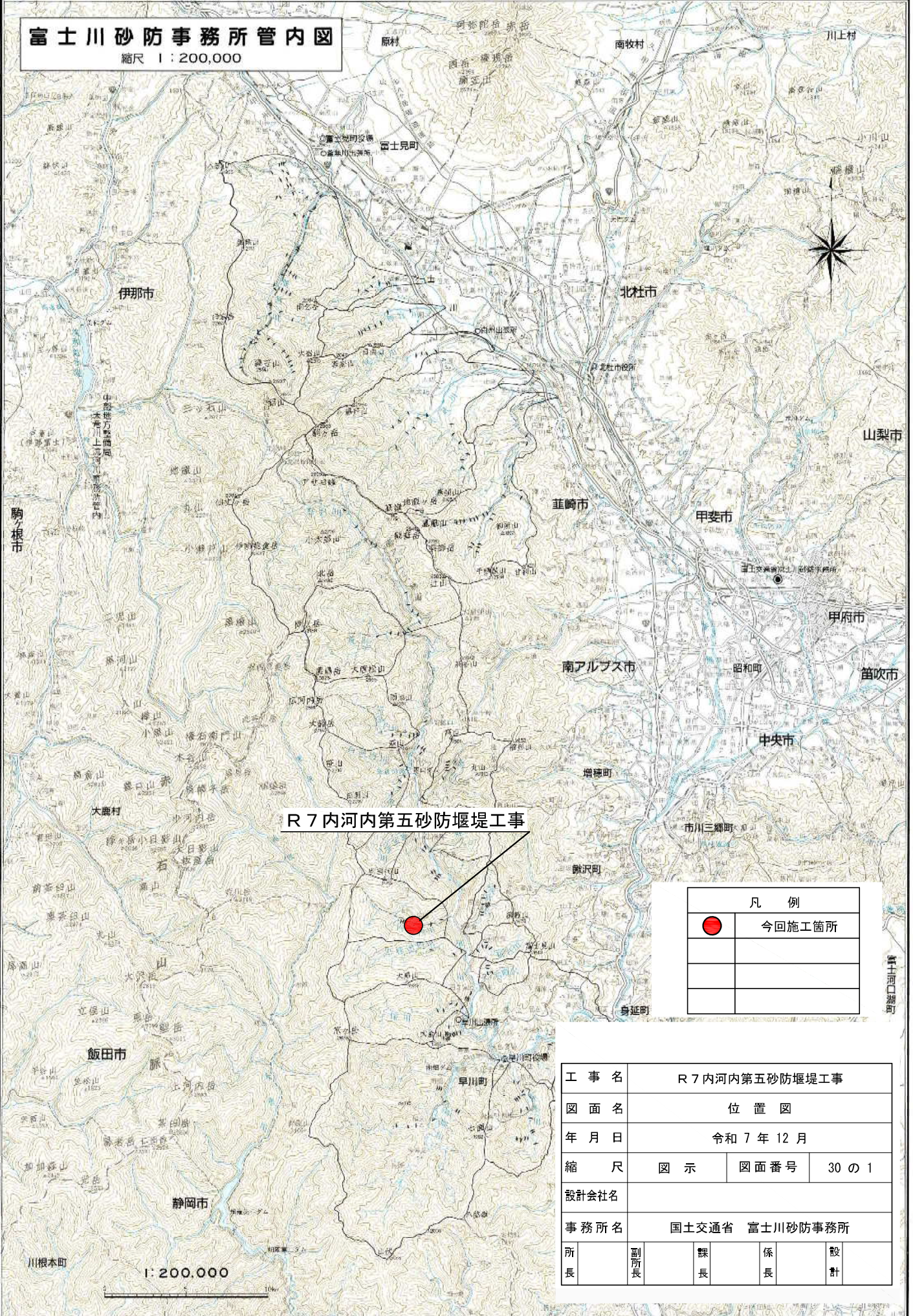
説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

「この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、国院発行の
50万分1地勢図を根拠としたものです。〔承認番号〕平17開地第218号」

富士川砂防事務所管内図

縮尺 1 : 200,000

平成 18 年 4 月



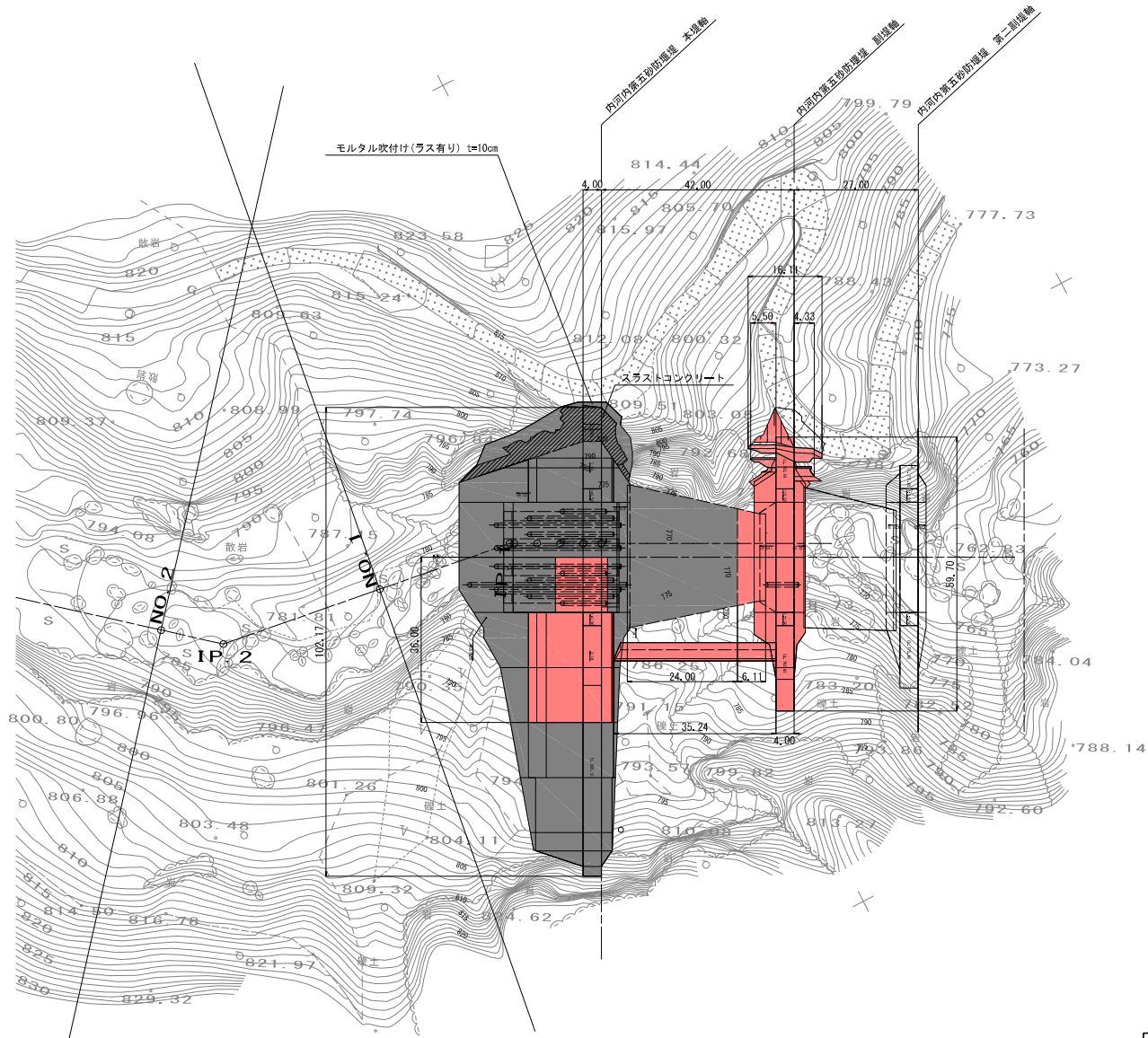
R 7 内河内第五砂防堰堤工事

凡 例	
	今回施工箇所

工 事 名	R 7 内河内第五砂防堰堤工事			
図 面 名	位 置 図			
年 月 日	令和 7 年 12 月			
縮 尺	図 示	図面番号	30 の 1	
設計会社名				
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所			
所 長	副所長	課 長	係 長	設 計

国土交通省関東地方整備局 富士川砂防事務所

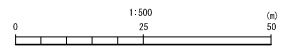
平面図 S=1:500



凡 例	
	スラスト部
	施工済部分
	今回施工箇所

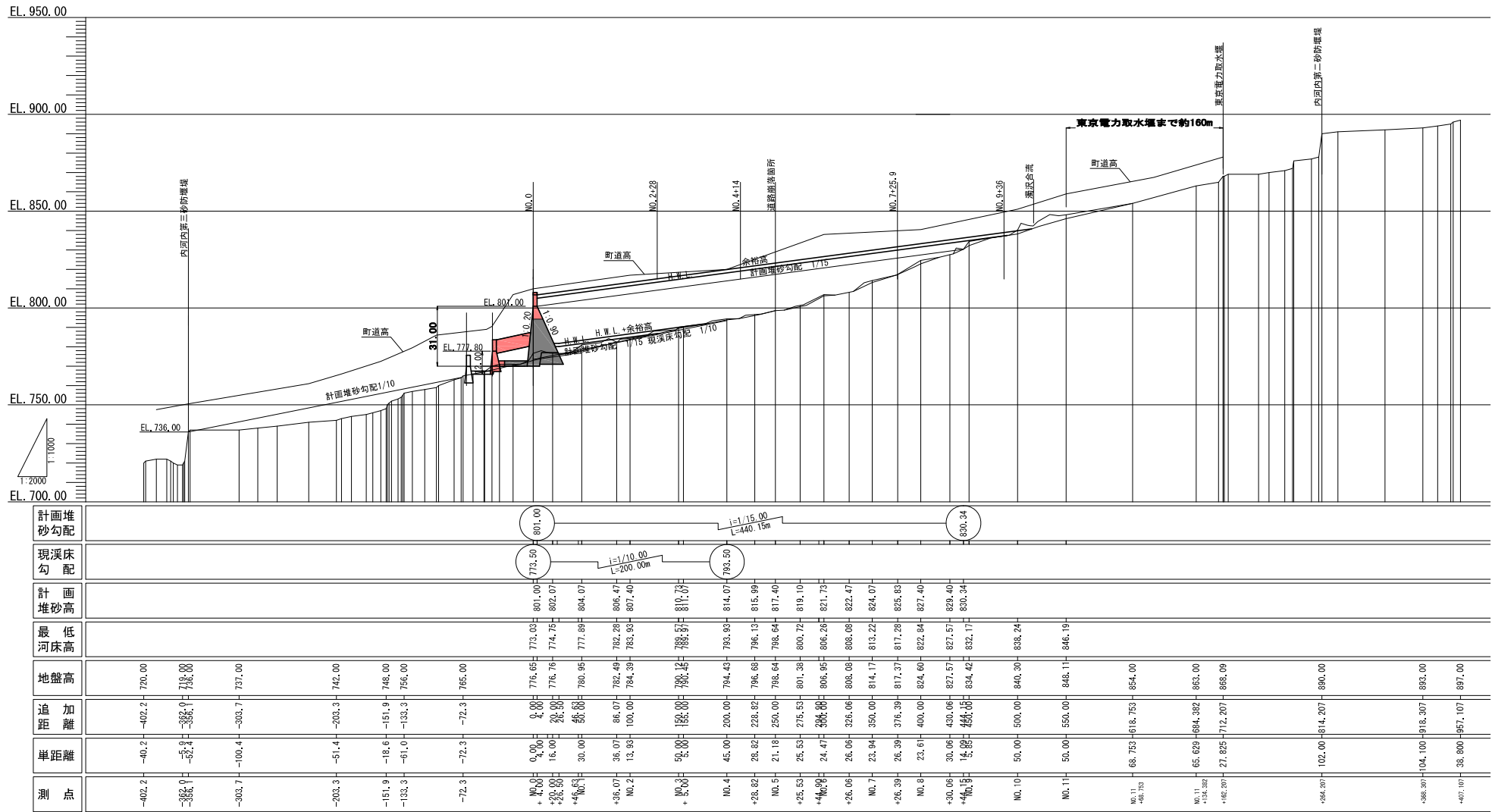
工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事		
図面名	平面図		
年月日	令和7年12月		
縮尺	1:500	図面番号	30の2
設計会社名	株式会社建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。



縦断図

V=1:1,000
H=1:2,000

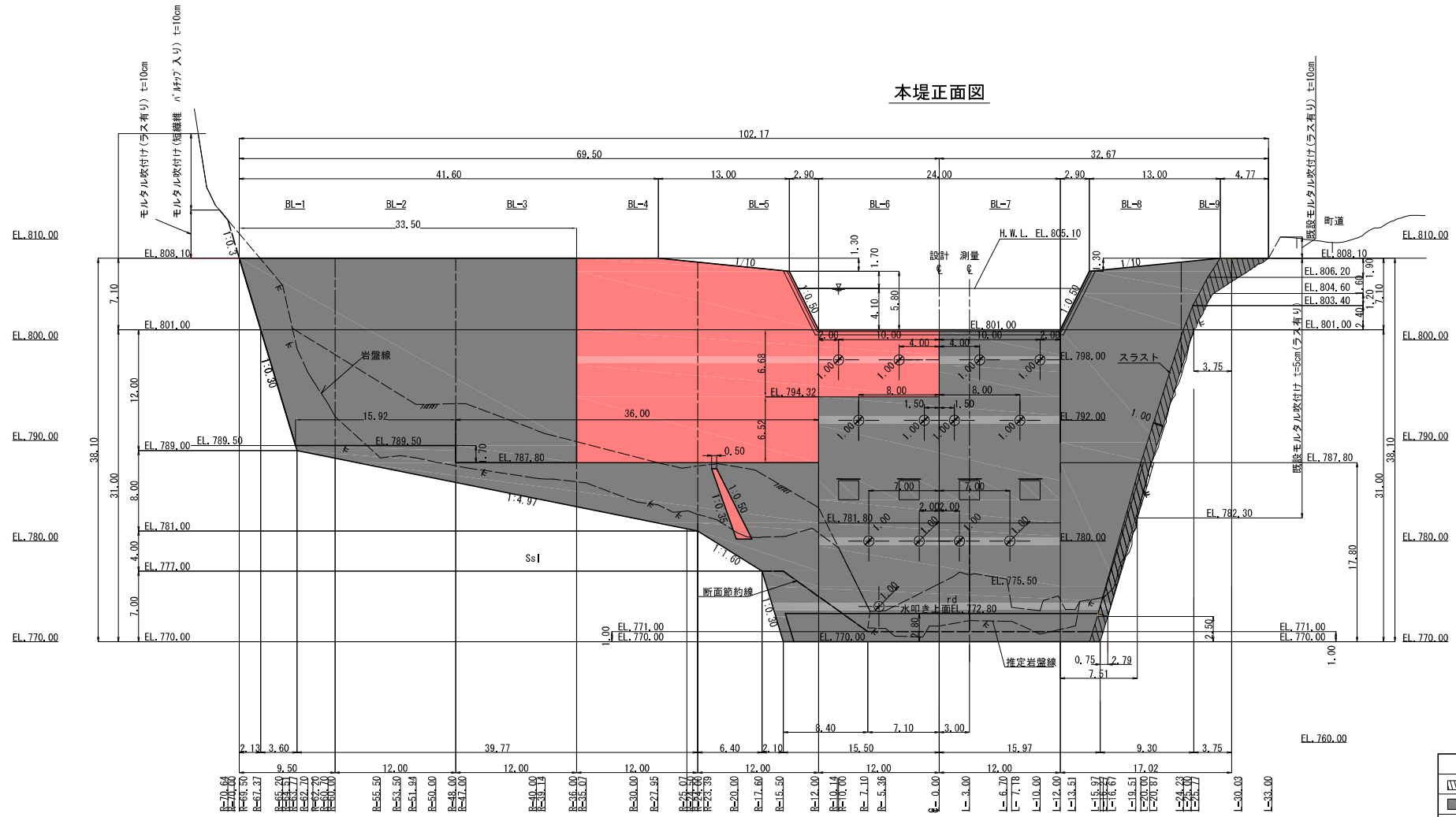


NO.0より下流とNO.11より上流の縦断地形は、航空レーザー測量による等高線より作成。

凡例		工 事 名	
	施工済部分	R 7 内河内第五砂防堰工事	
	今回施工箇所	縦断図	
		年 月 日 令和 7 年 12 月	
		縮 尺 V=1:1000 図面番号 30 の 3 H=1:2000	
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。		設計会社名 応用地質株式会社	
		事務所名 国土交通省 富士川砂防事務所	

構造図(1) S=1:200

本堤正面図



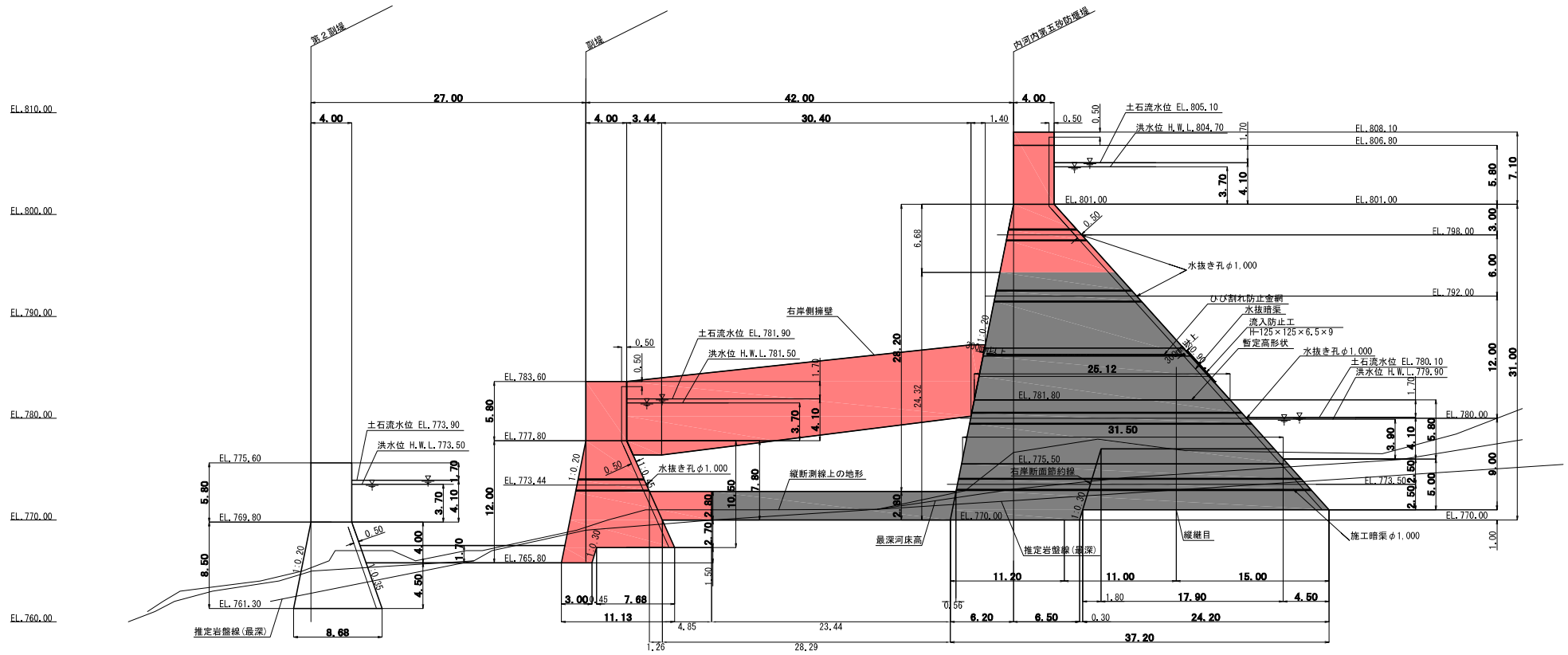
凡例	
	スラスト部
	施工済部分
	今回施工箇所

工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事
図面名	構造図(1)
年月日	令和7年12月
縮尺	1:200
図面番号	30の4
設計会社名	応用地質株式会社
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所

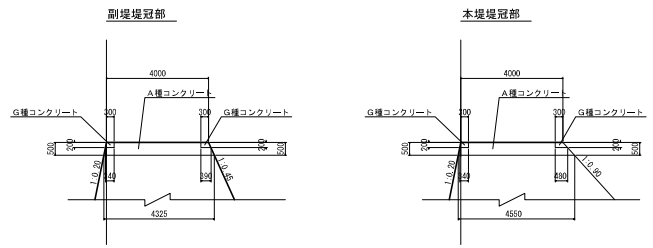
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

構造図 (2)

側面図 S=1:200



堤冠部詳細図 S=1:100



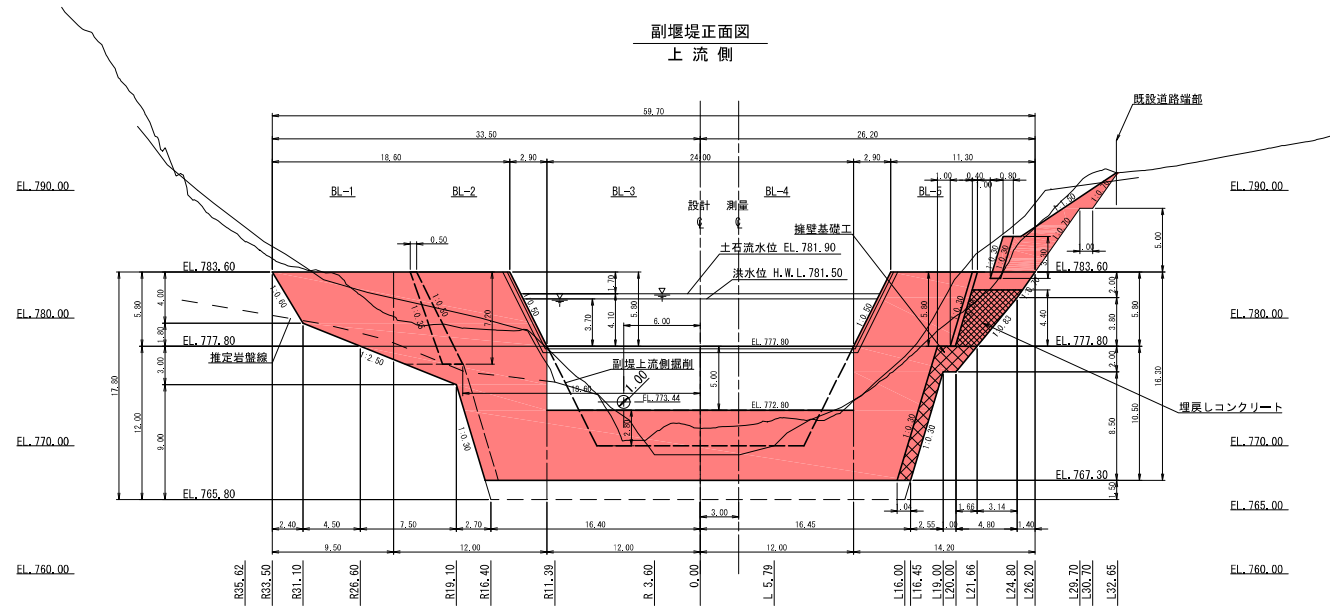
凡例	
	施工済部分
	今回施工箇所

工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事		
図面名	構造図(2)		
年月日	令和7年12月		
縮尺	図示	図面番号	30の5
設計会社名	応用地質株式会社		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

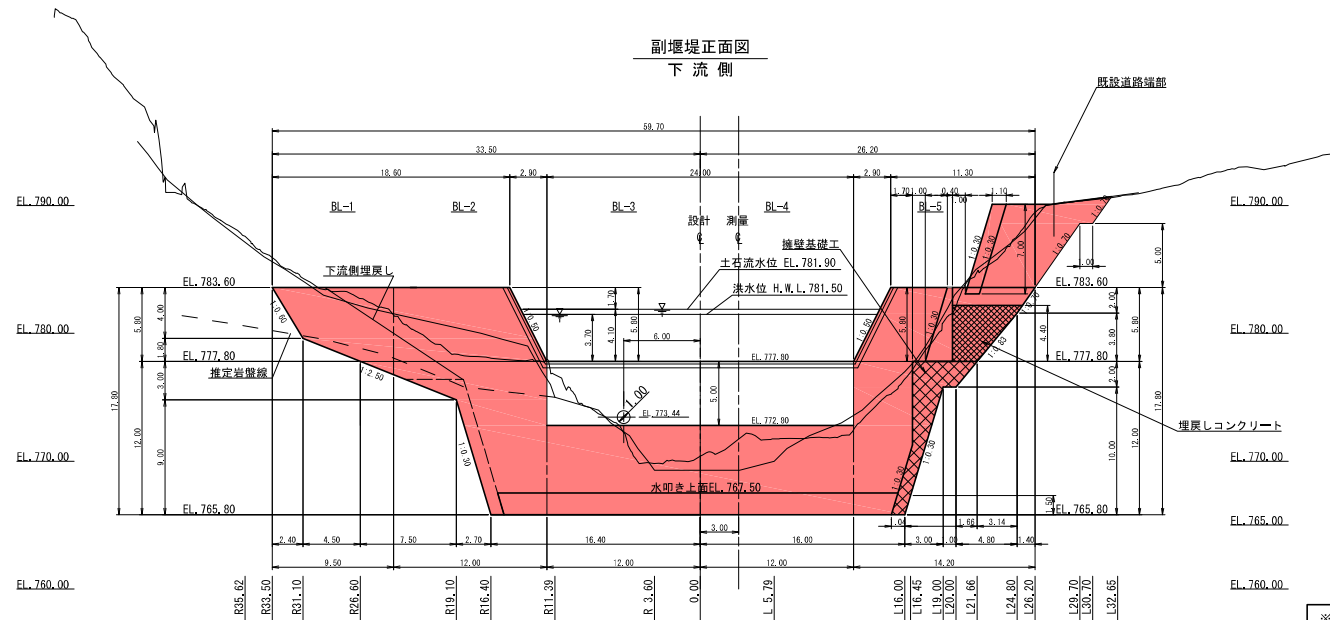
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

構造図 (3) S=1:200

副堰堤正面図
上流側



副堰堤正面図
下流側



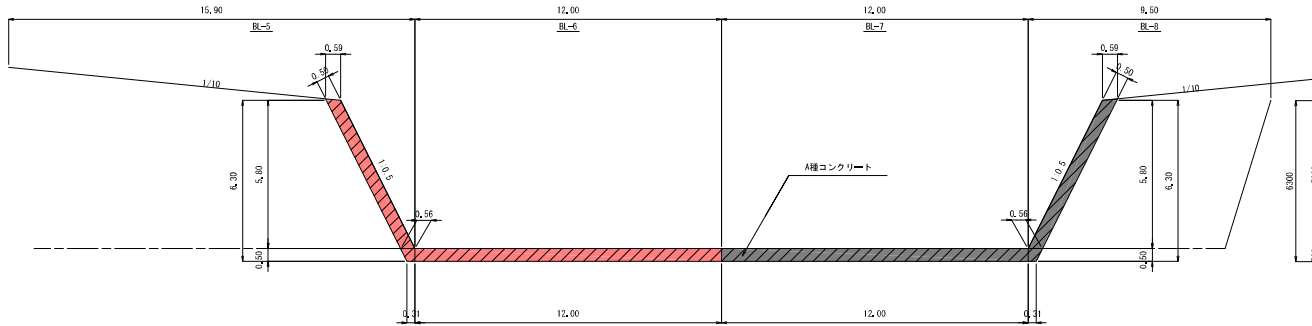
凡例	
	今回施工箇所

工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事		
図面名	構造図(3)		
年月日	令和7年12月		
縮尺	1:200	図面番号	30の6
設計会社名	株式会社建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

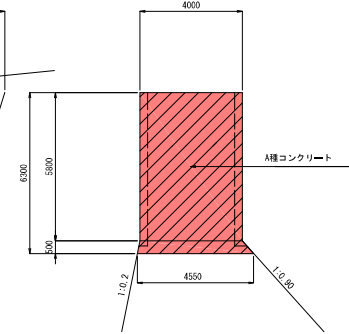
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

本堰堤堤冠部構造図

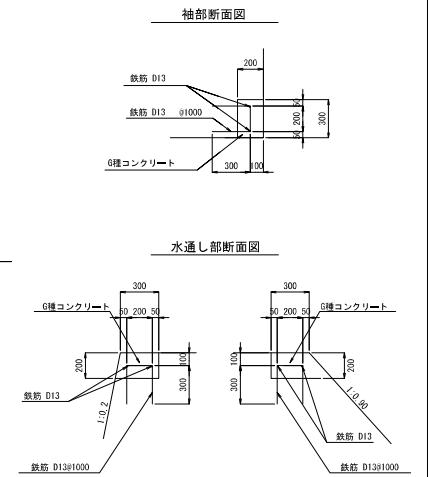
正面図 S=1:100
(A種コンクリート)



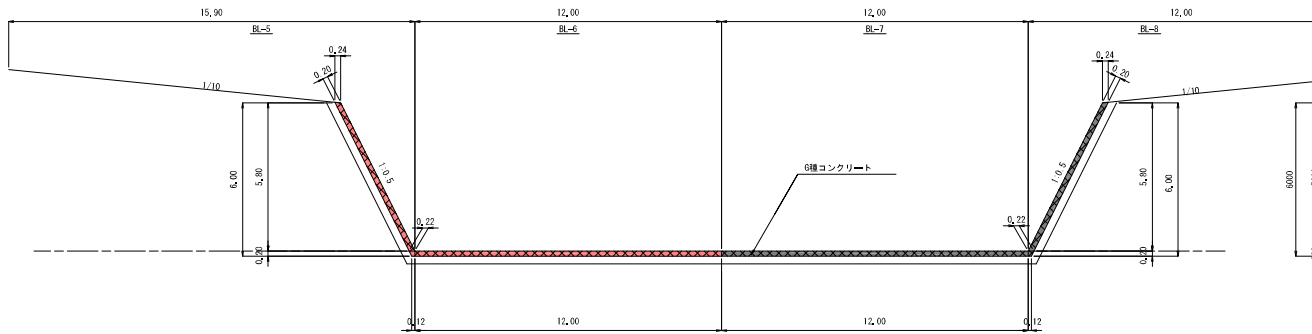
断面図 S=1:100
(A種コンクリート)



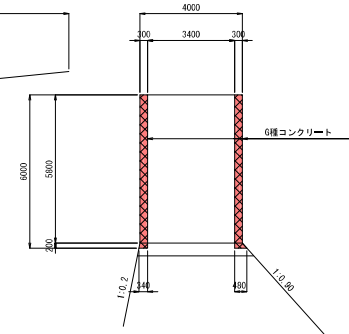
堤冠部詳細図 S=1:20



正面図 S=1:100
(G種コンクリート)



断面図 S=1:100
(G種コンクリート)



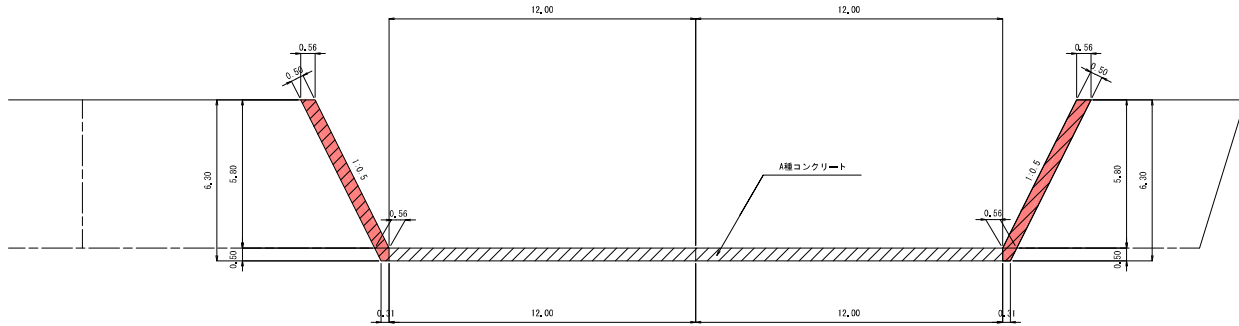
凡例	
	施工済部分
	今回施工箇所

工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事
図面名	本堰堤堤冠部構造図
年月日	令和7年12月
縮尺	図示 図面番号 30の7
設計会社名	応用地質株式会社
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所

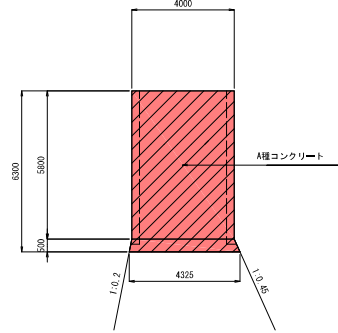
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

副堰堤堤冠部構造図

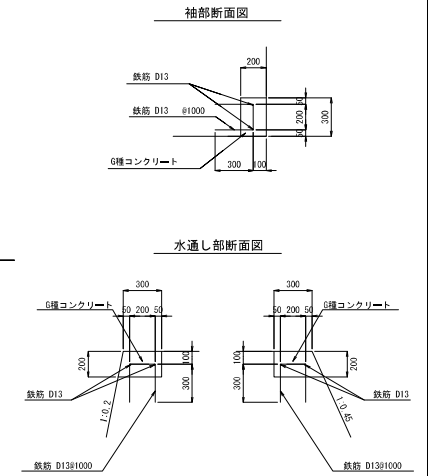
正面図 S=1:100
(A種コンクリート)



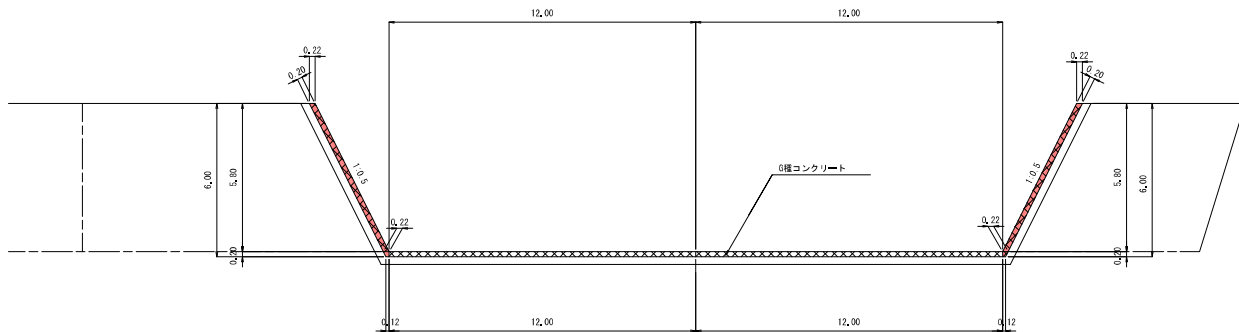
断面図 S=1:100
(A種コンクリート)



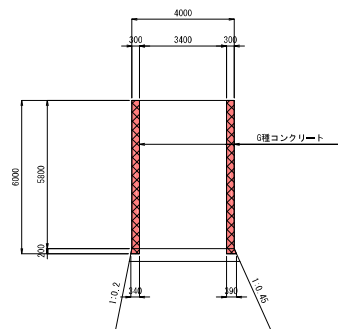
堤冠部詳細図 S=1:20



正面図 S=1:100
(G種コンクリート)



断面図 S=1:100
(G種コンクリート)



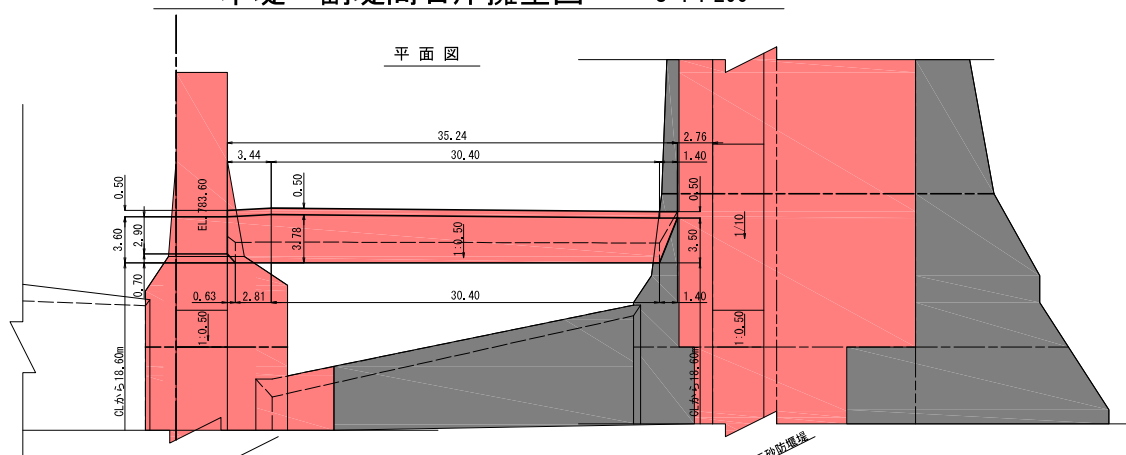
凡例	
	施工済部分
	今回施工箇所

工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事		
図面名	副堰堤堤冠部構造図		
年月日	令和7年12月		
縮尺	図示	図面番号	30の8
設計会社名	応用地質株式会社		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

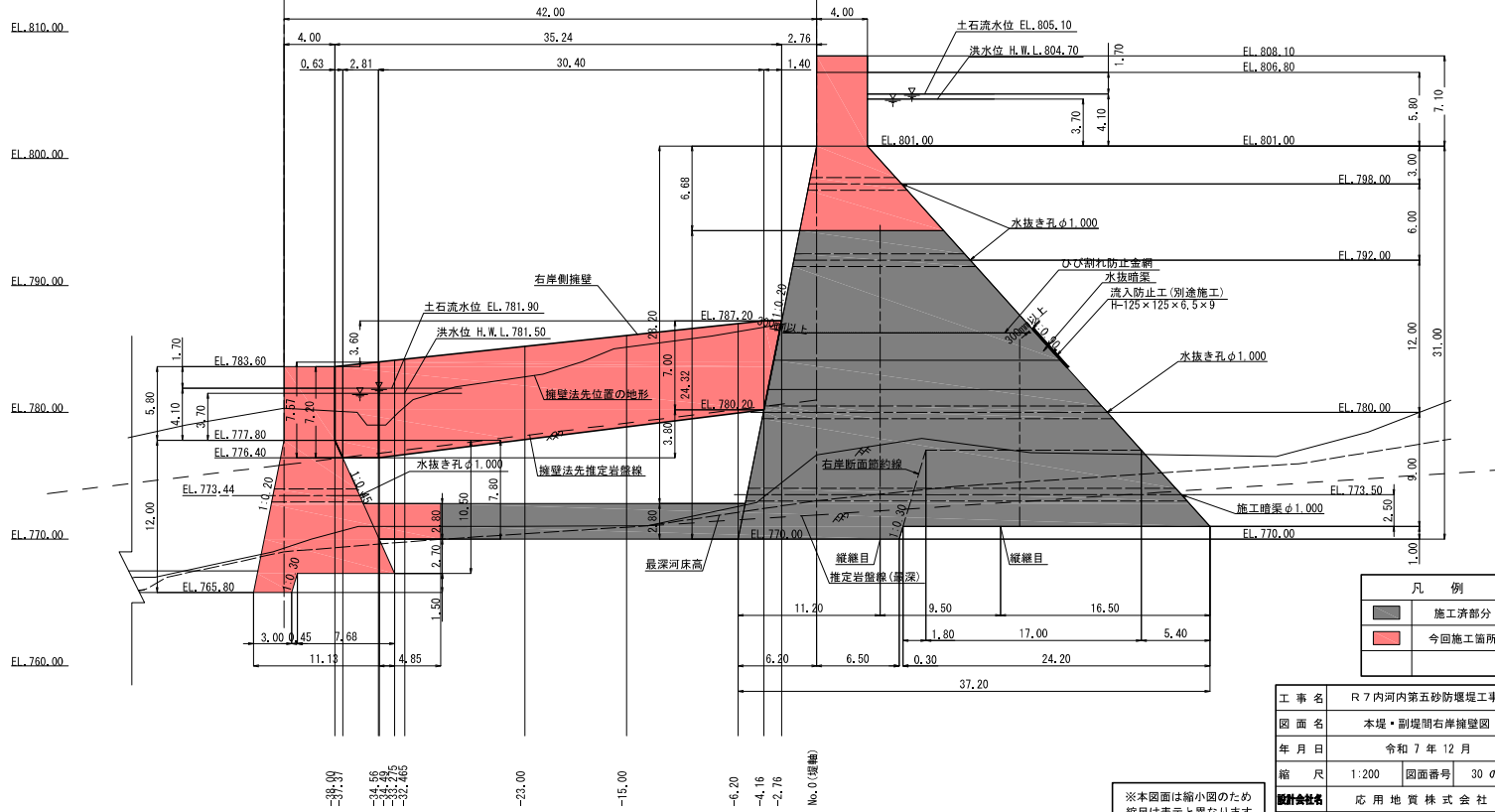
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

本堤・副堤間右岸擁壁図 S=1:200

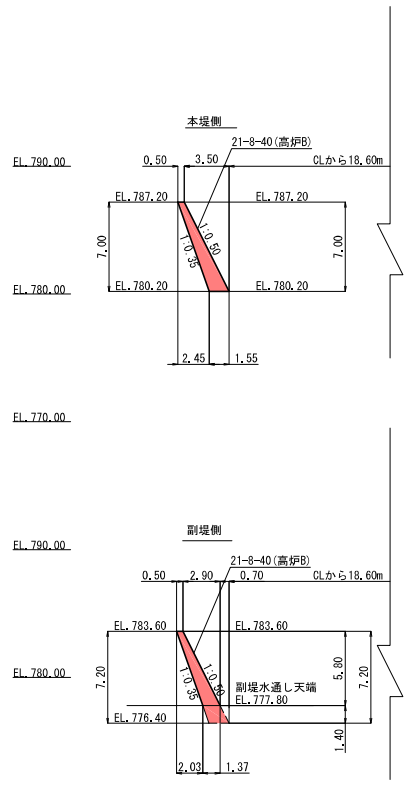
平面図



側面図



断面図



凡例	
	施工済部分
	今回施工箇所

工事名	R7内河内第五砂防堰場工事		
図面名	本堤・副堤間右岸擁壁図		
年月日	令和7年12月		
縮尺	1:200	図面番号	30の9
設計会社名	応用地質株式会社		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

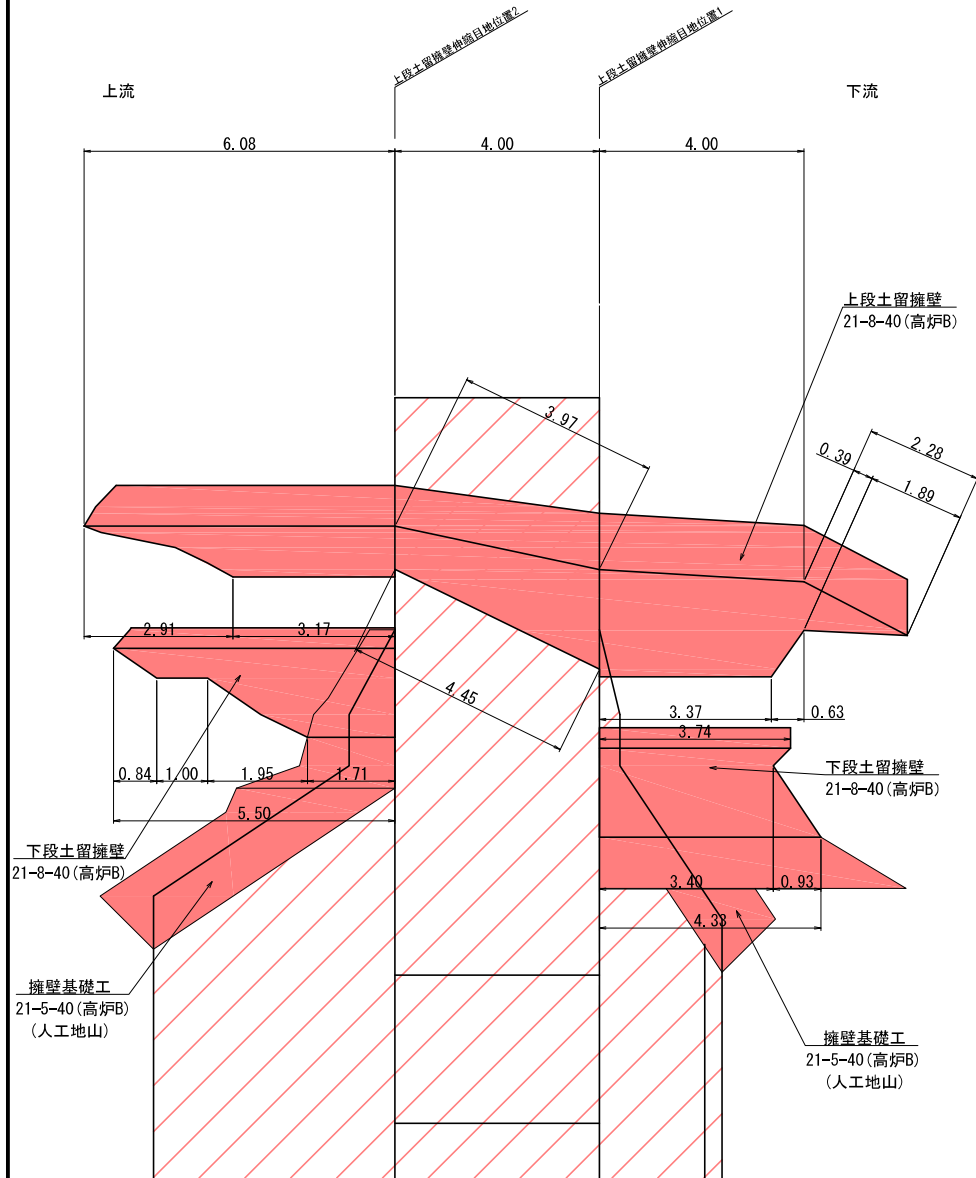
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

No.0 (埋輪)
-89.99
-84.89
-83.275
-82.465
-83.00
-15.00
-6.20
-4.16
-2.76

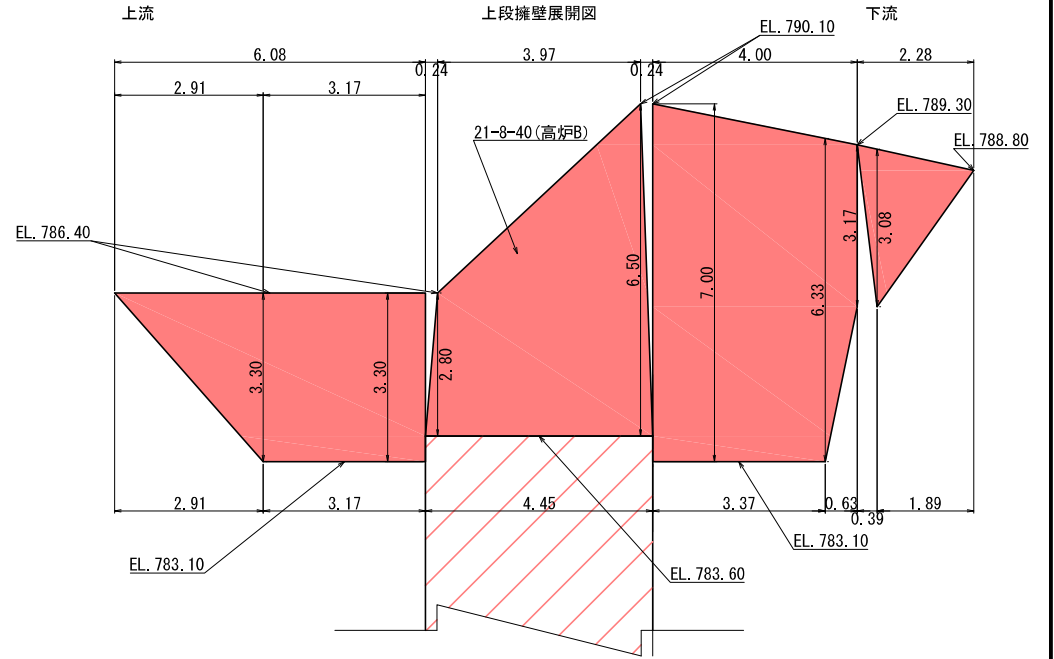
副堰堤左岸擁壁工詳細図

S=1 : 50

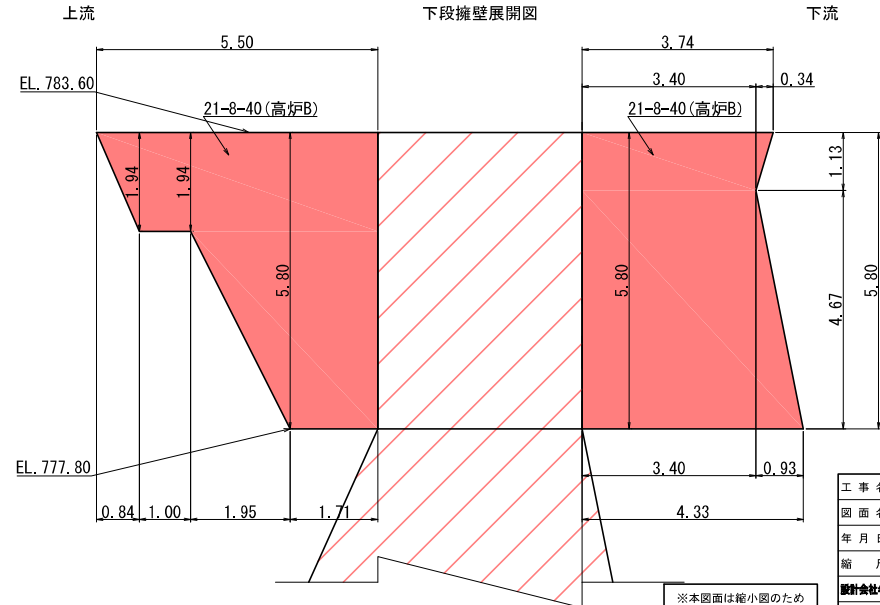
平面図



展開図
上段擁壁展開図



下段擁壁展開図



凡例	
	施工済部分
	今回施工箇所

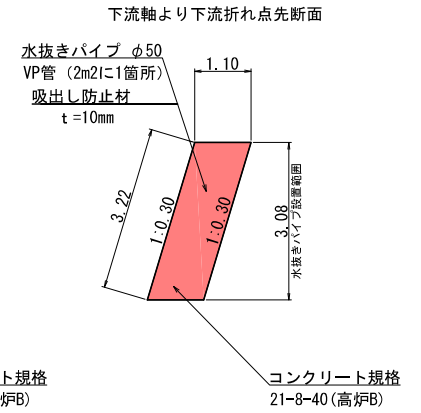
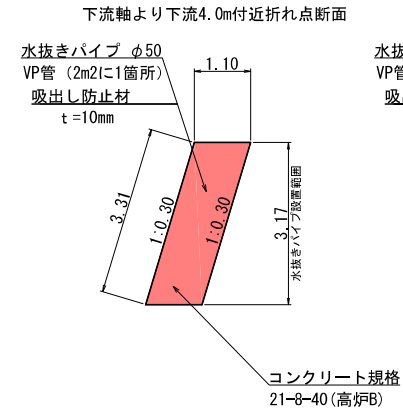
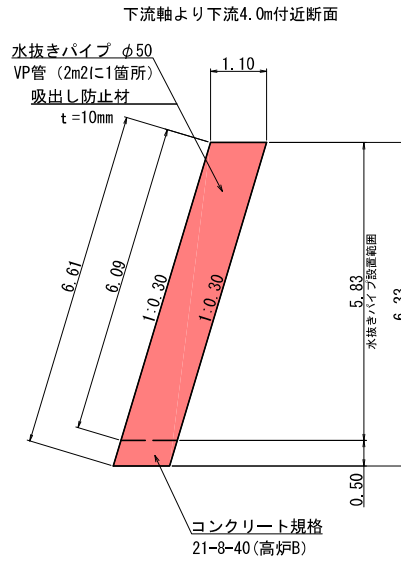
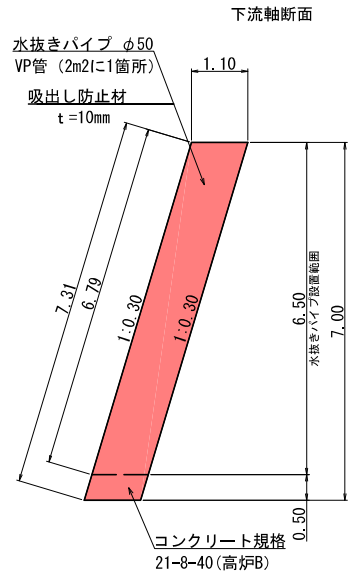
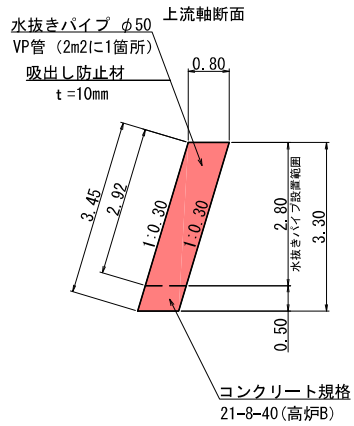
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事
図面名	副堰堤左岸擁壁工詳細図
年月日	令和7年12月
縮尺	1:50
図面番号	30の10
設計会社名	株式会社建設技術研究所
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所

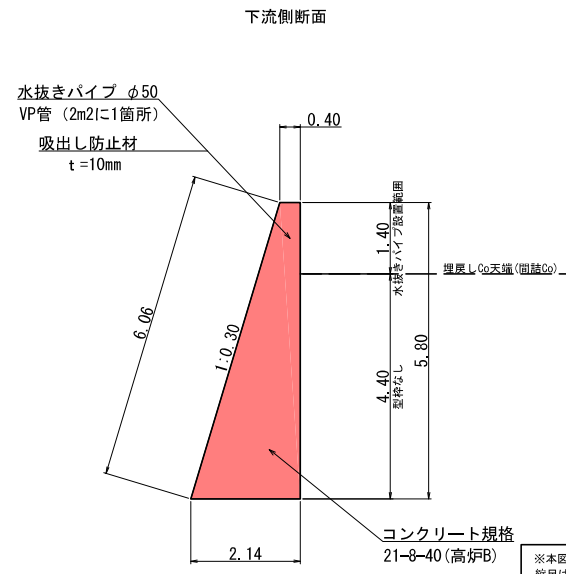
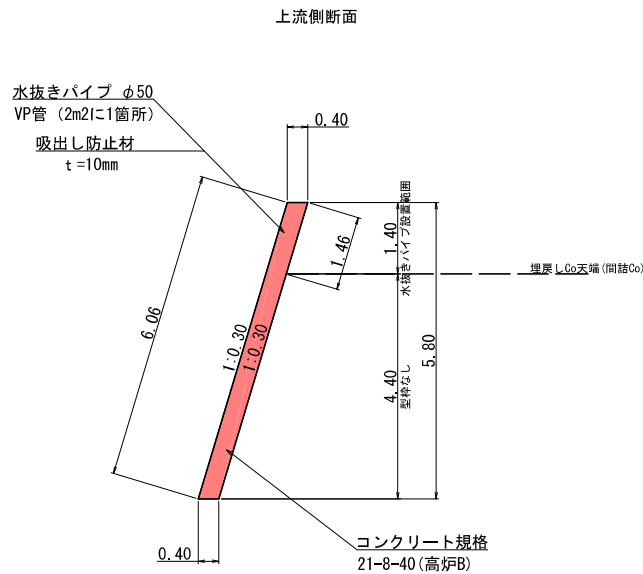
副堰堤左岸擁壁工断面図

S=1 : 50

上段擁壁断面図



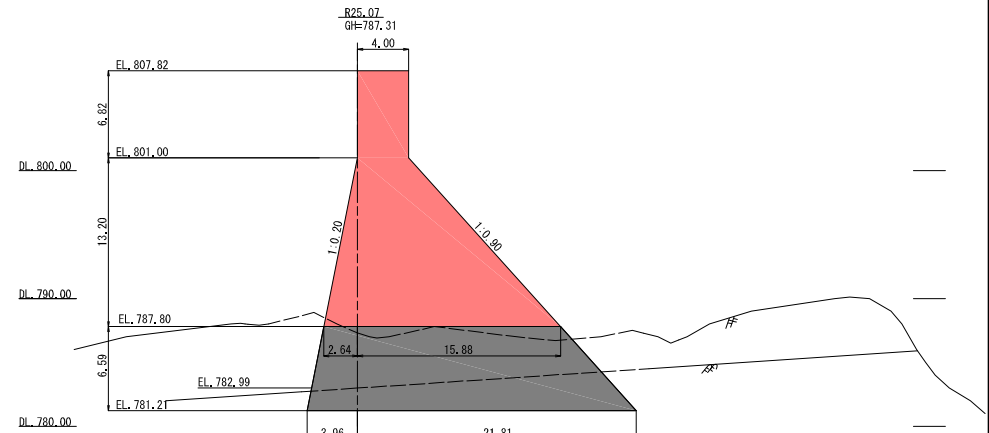
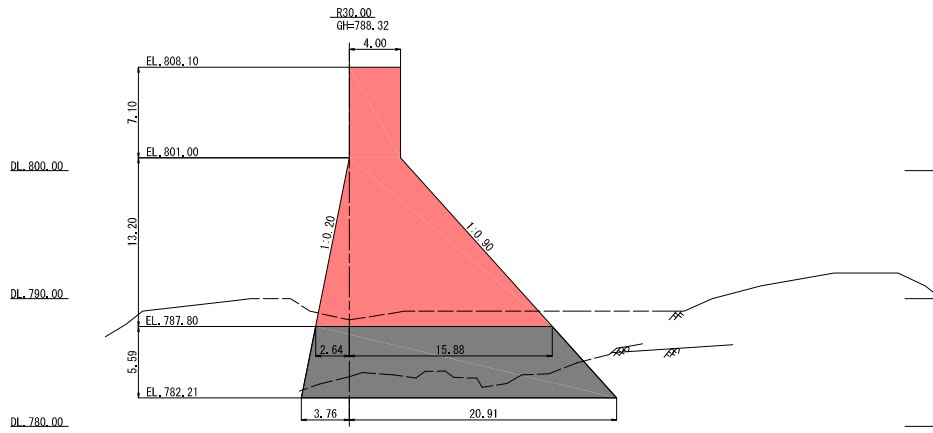
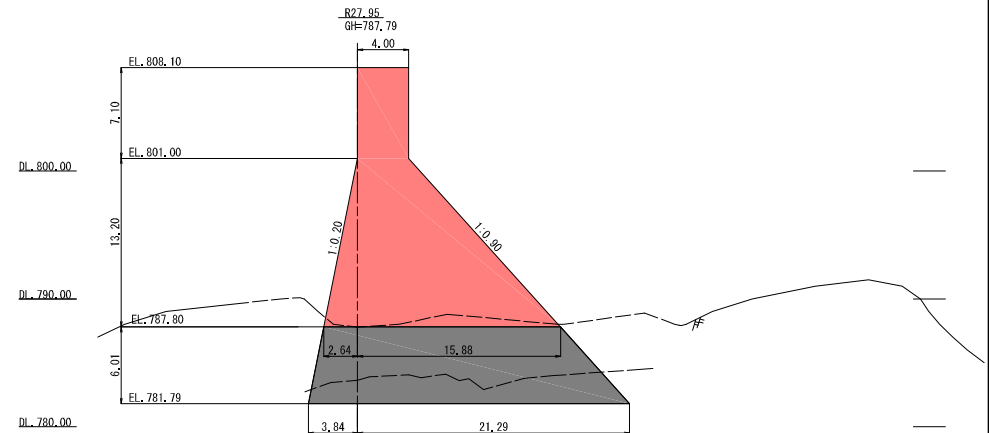
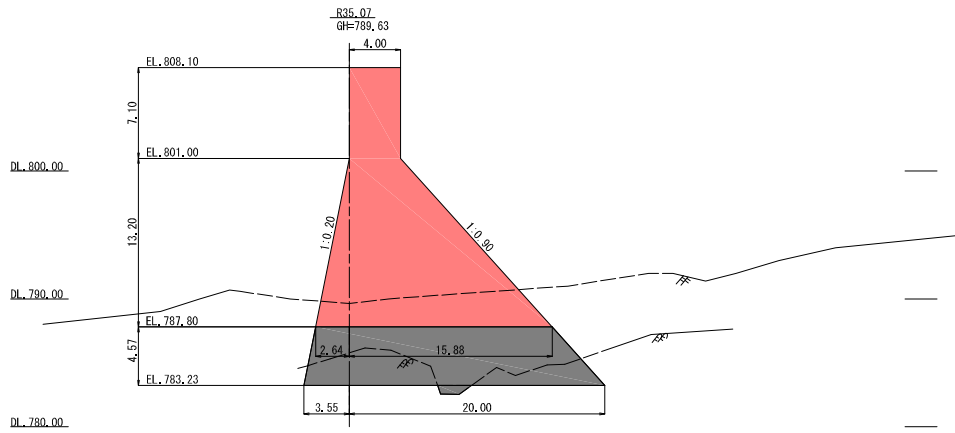
下段擁壁断面図



※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事		
図面名	副堰堤左岸擁壁工断面図		
年月日	令和7年12月		
縮尺	1:50	図面番号	30の11
設計会社名	株式会社建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

本堤横断図(1) S=1:200

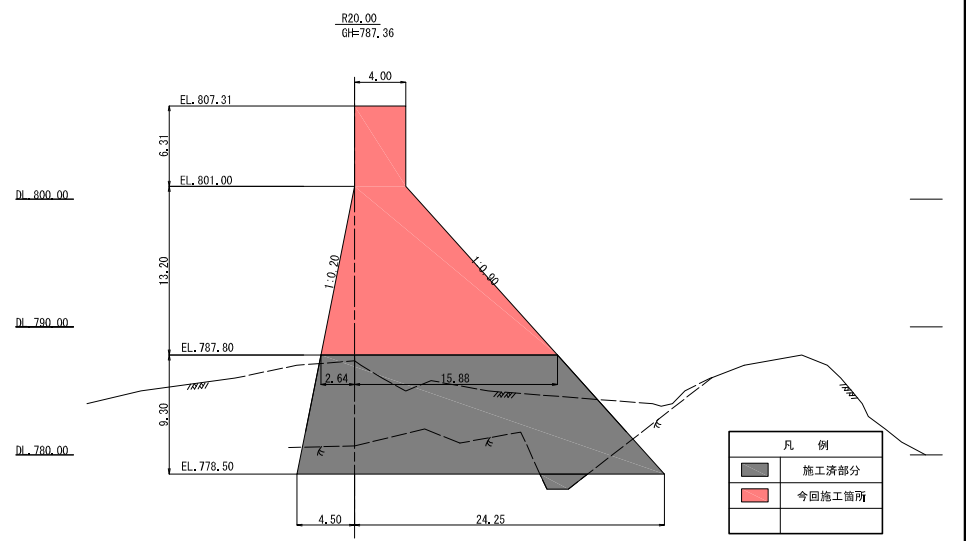
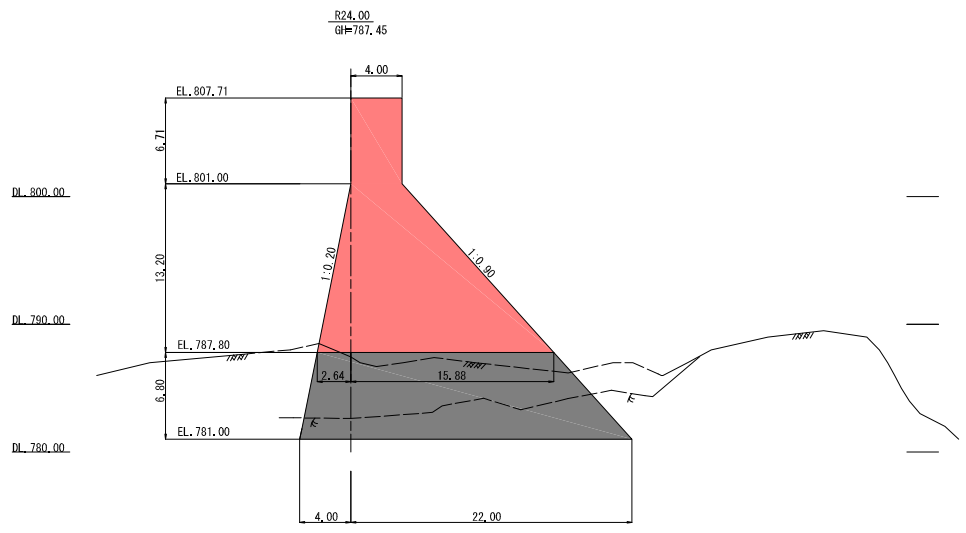
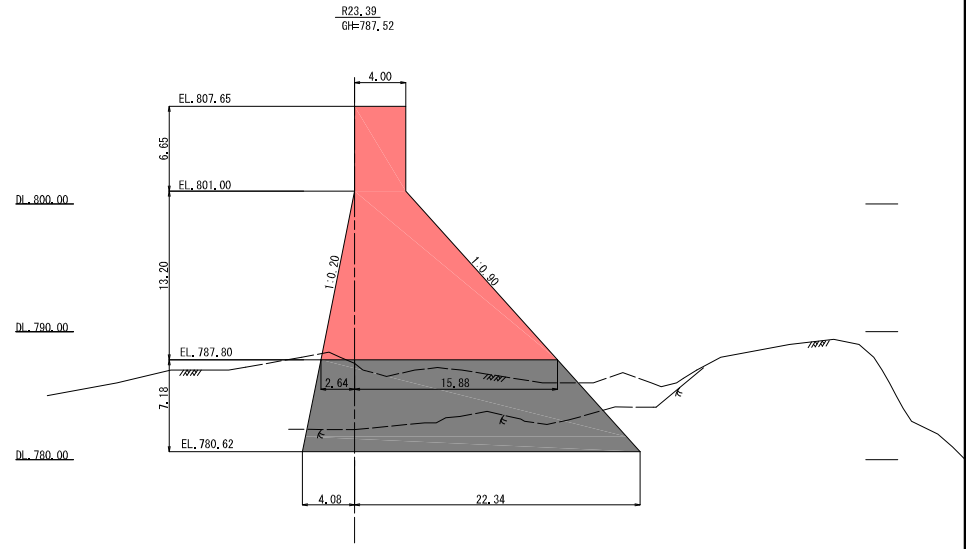
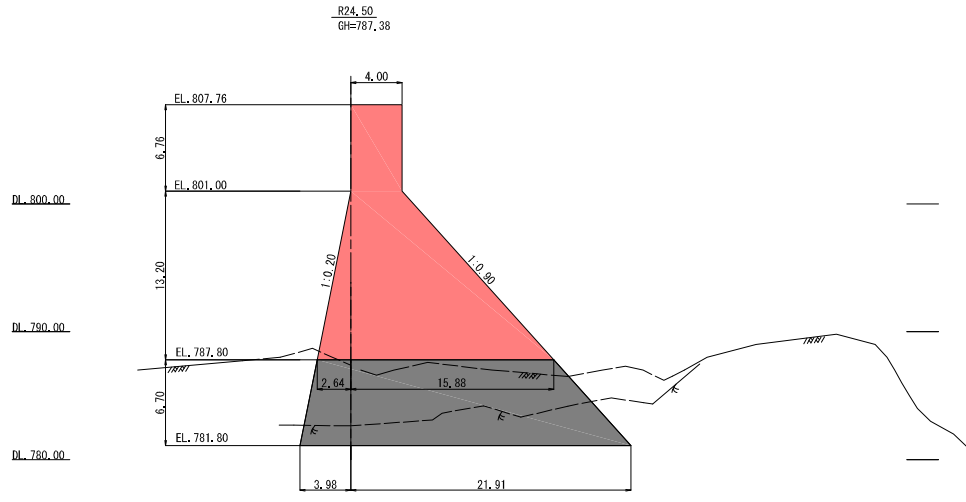


凡例	
	施工済部分
	今回施工箇所

工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事		
図面名	本堤横断図(1)		
年月日	令和7年12月		
縮尺	1:200	図面番号	30の12
設計会社名	応用地質株式会社		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

本堤横断図(2) S=1:200

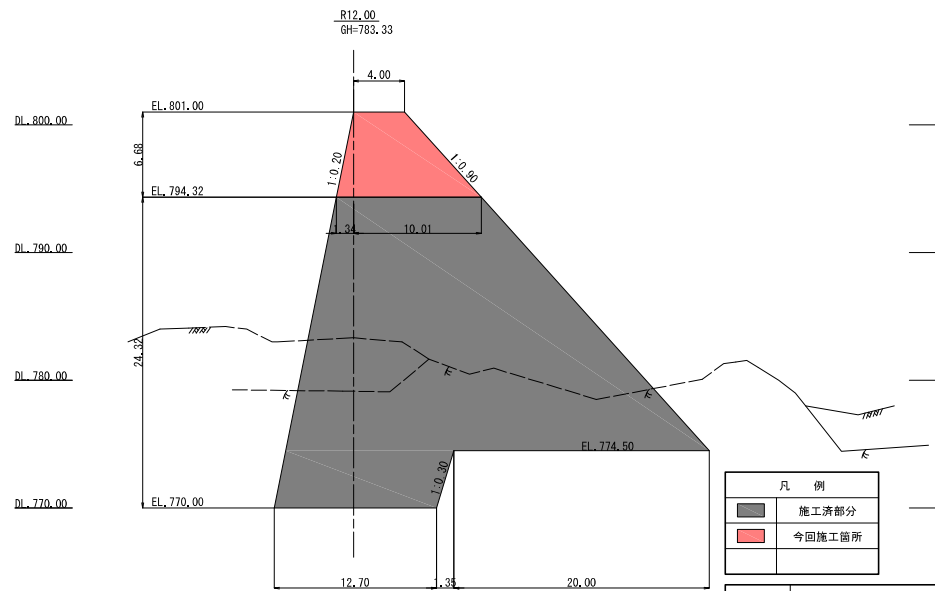
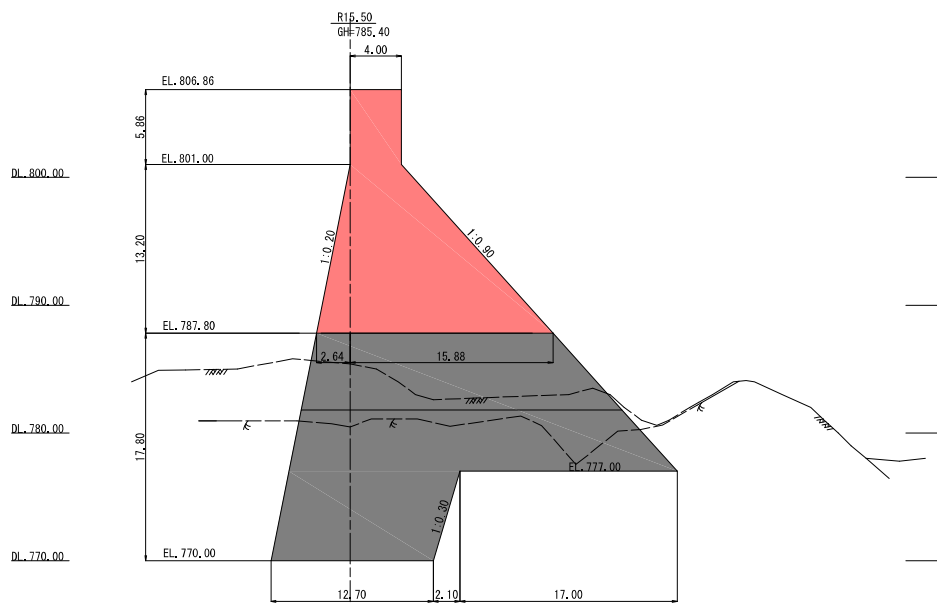
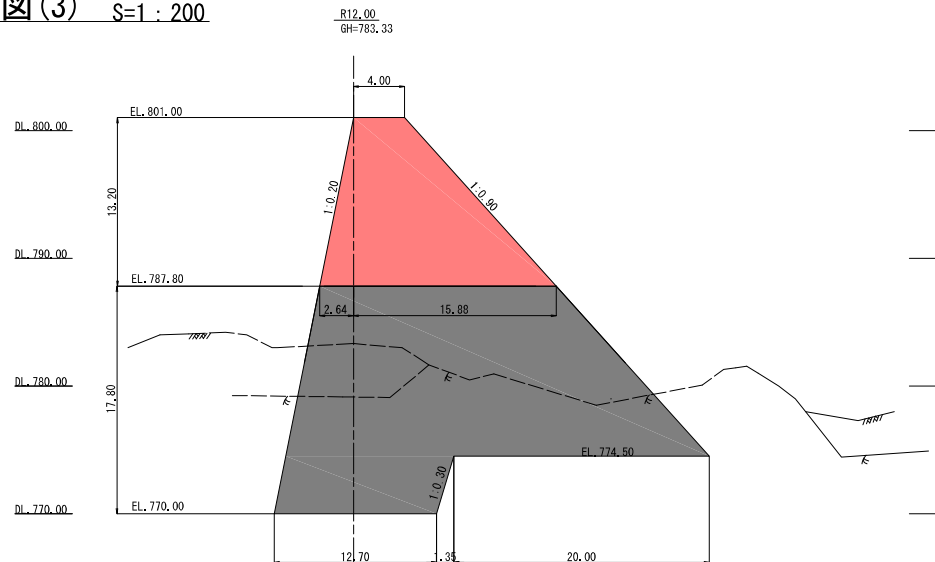
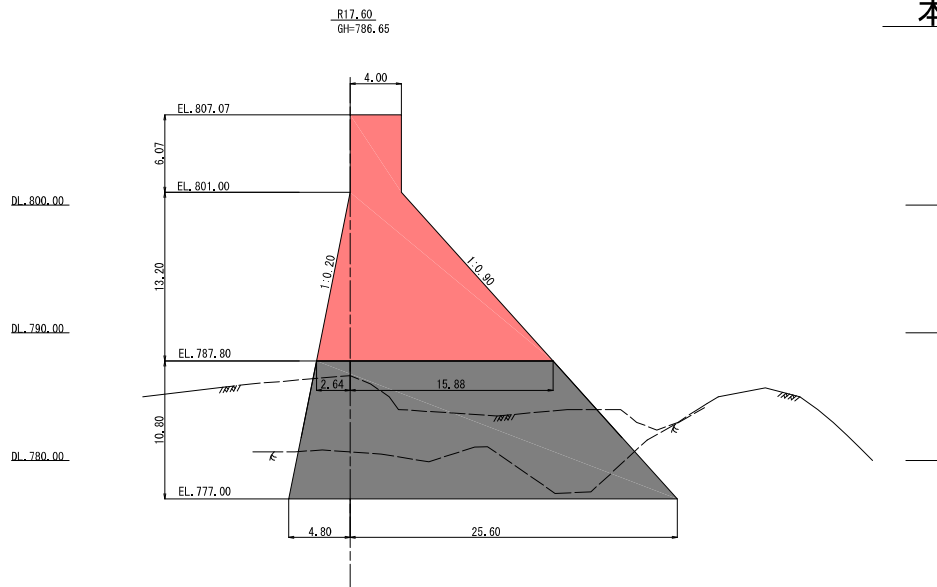


凡例	
	施工済部分
	今回施工箇所

工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事		
図面名	本堤横断図(2)		
年月日	令和7年12月		
縮尺	1:200	図面番号	30の13
設計会社名	応用地質株式会社		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

本堤横断図(3) S=1:200

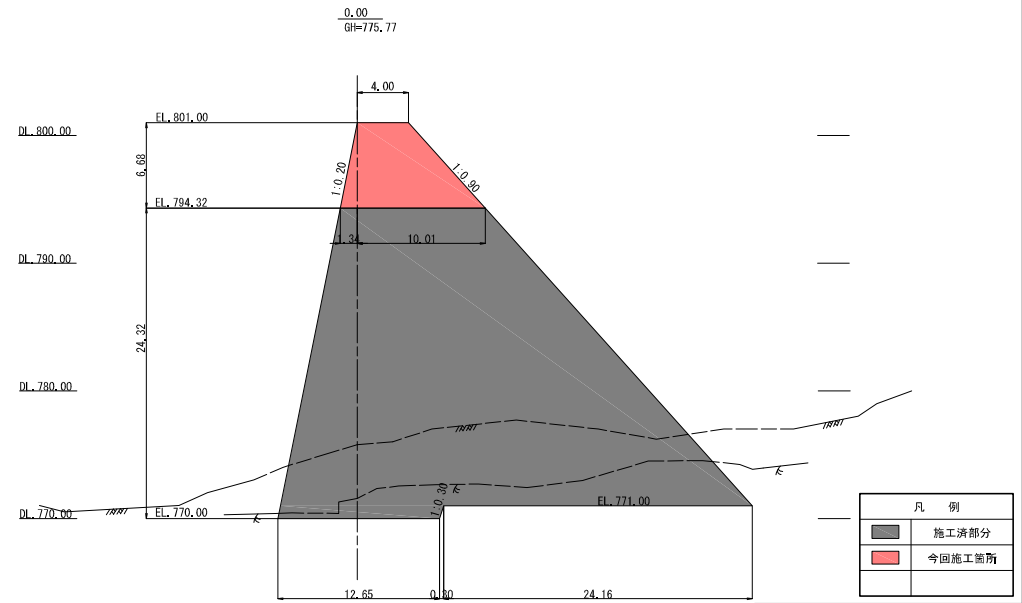
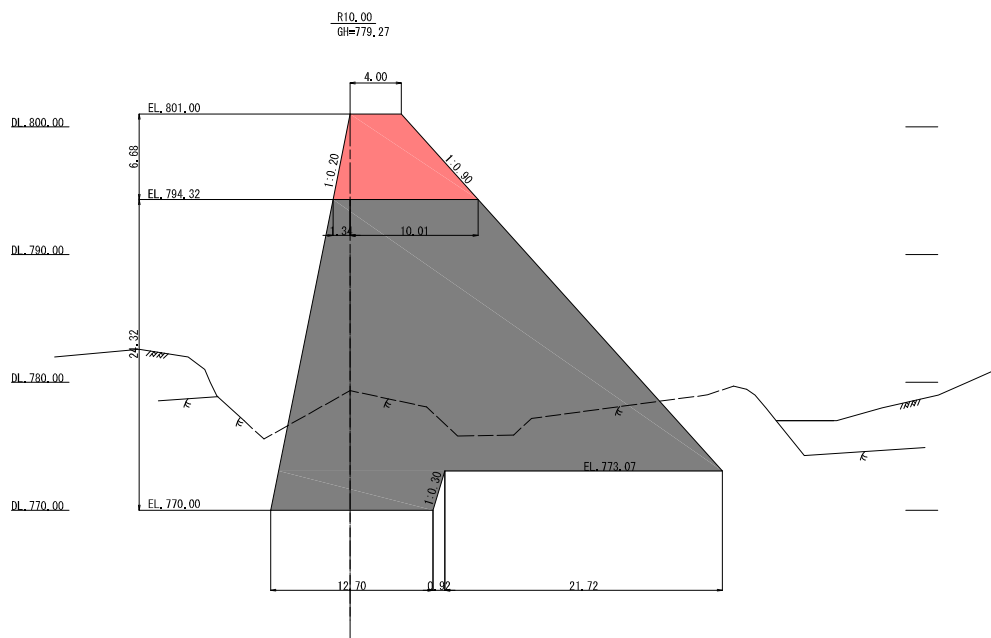
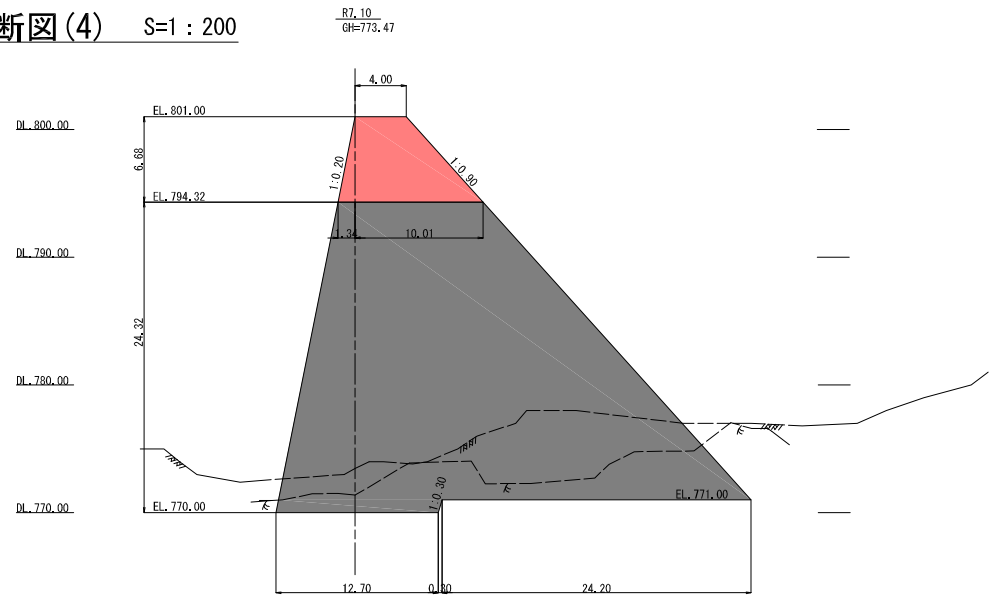
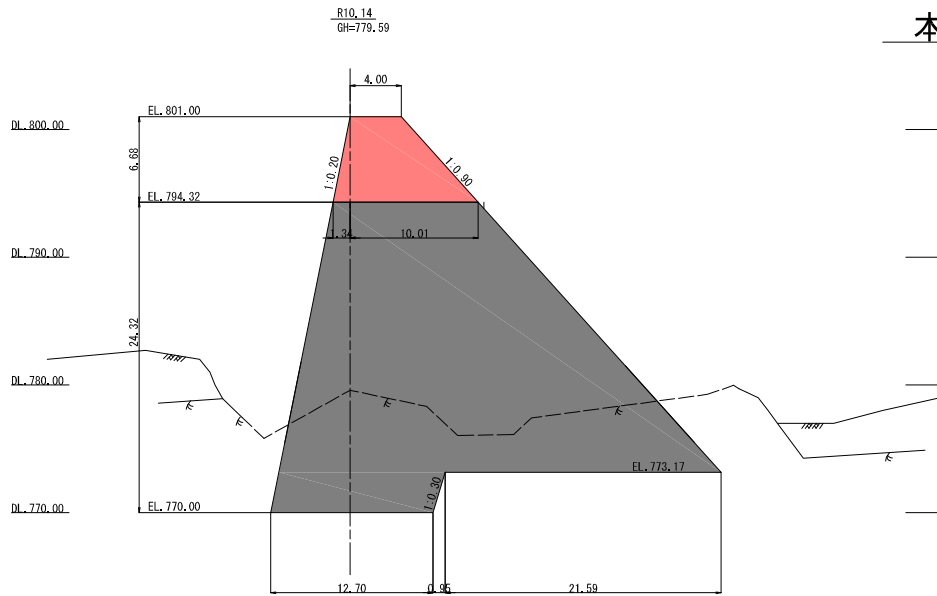


凡例	
	施工済部分
	今回施工箇所

工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事		
図面名	本堤横断図(3)		
年月日	令和7年12月		
縮尺	1:200	図面番号	30の14
設計会社名	応用地質株式会社		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

本堤横断図(4) S=1:200



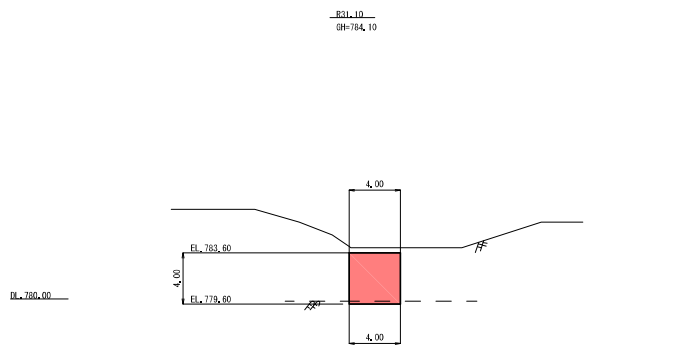
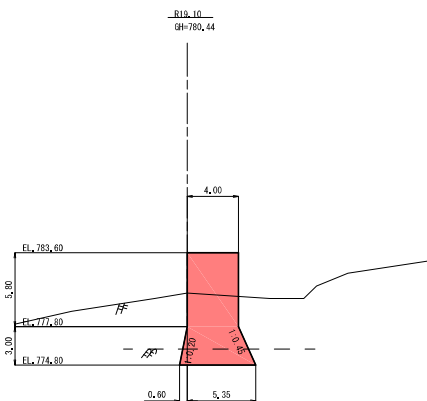
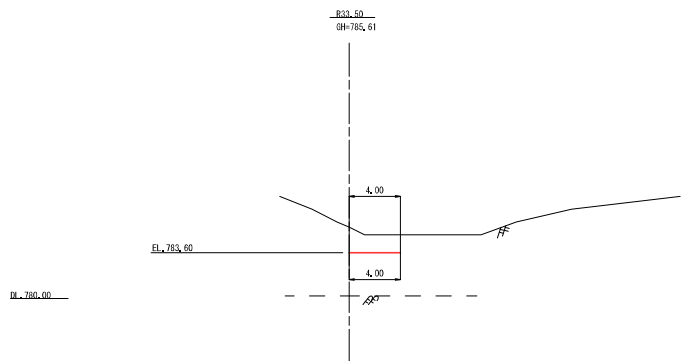
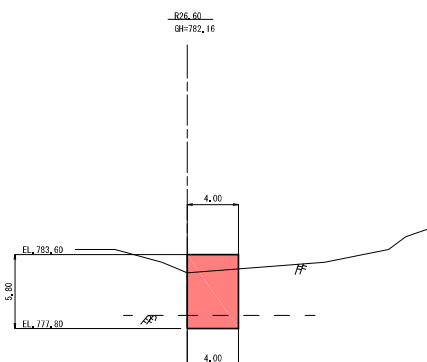
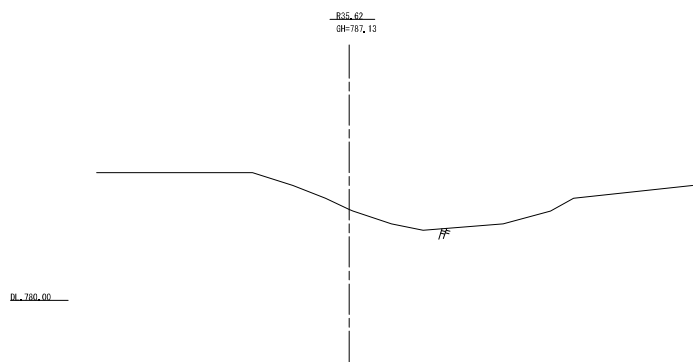
凡 例	
	施工済部分
	今回施工箇所

工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事		
図面名	本堤横断図(4)		
年月日	令和7年12月		
縮尺	1:200	図面番号	30の15
製図会社名	応用地質株式会社		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

副堤横断図(1)

S=1 : 200



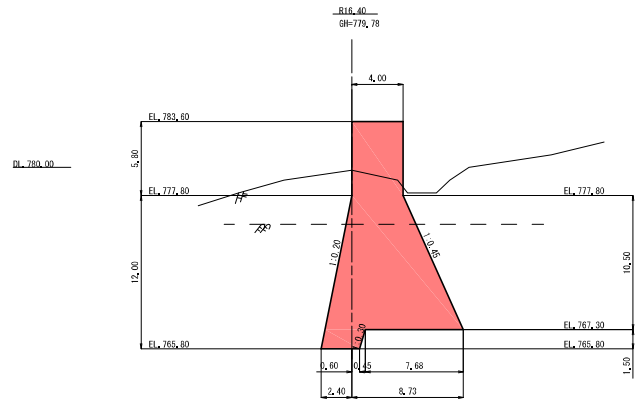
凡 例	
	今回施工箇所

工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事		
図面名	副堤横断図(1)		
年月日	令和7年12月		
縮尺	1:200	図面番号	30の16
設計会社名	応用地質株式会社		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

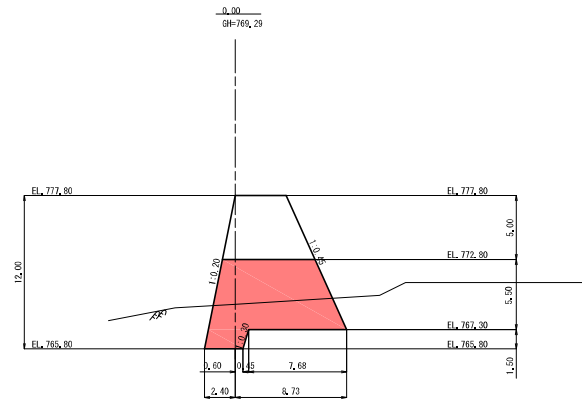
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

副堤横断図(2)

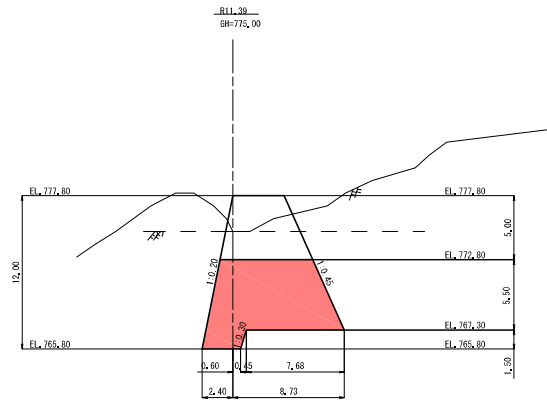
S=1 : 200



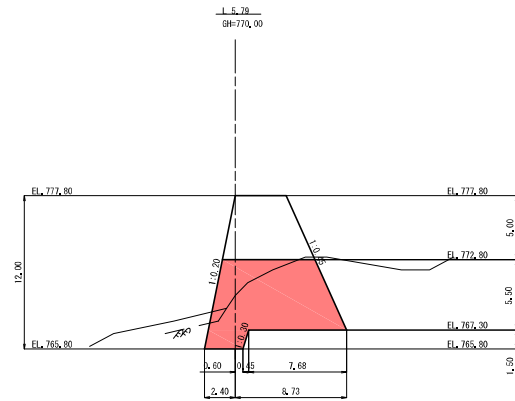
DL_780.00



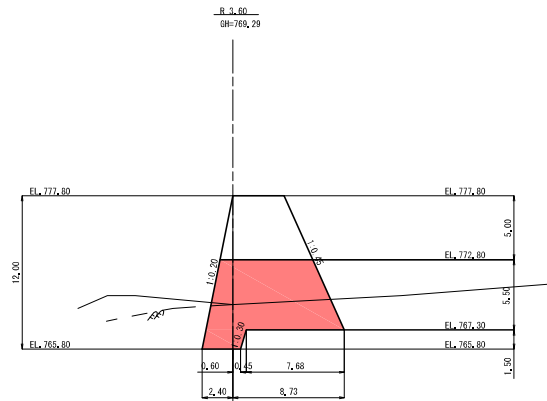
DL_780.00



DL_780.00



DL_780.00

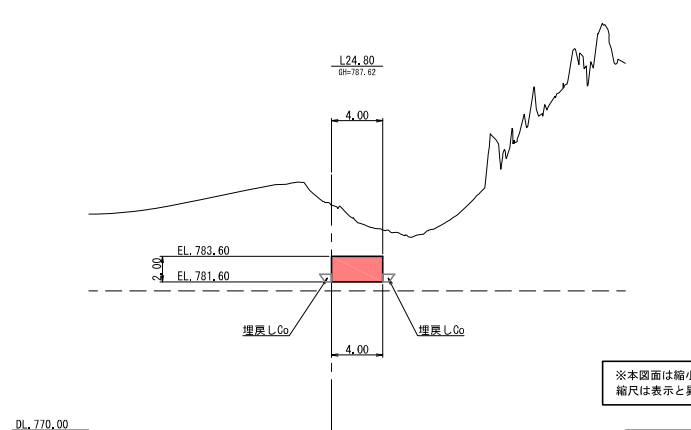
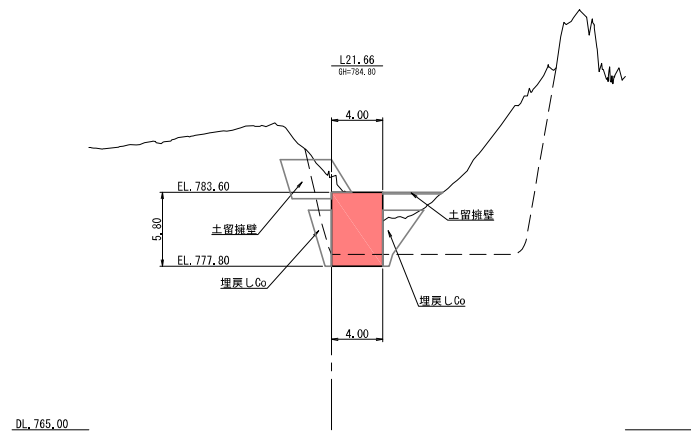
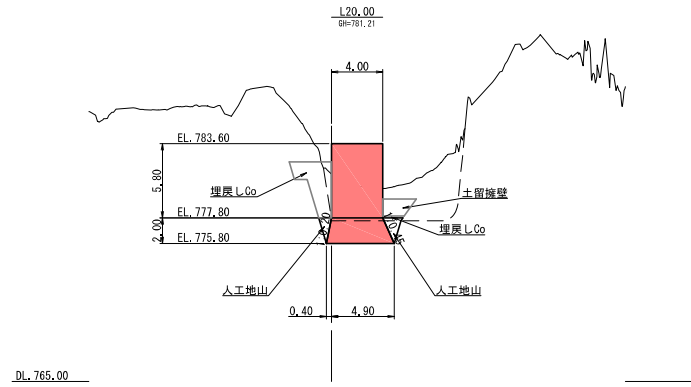
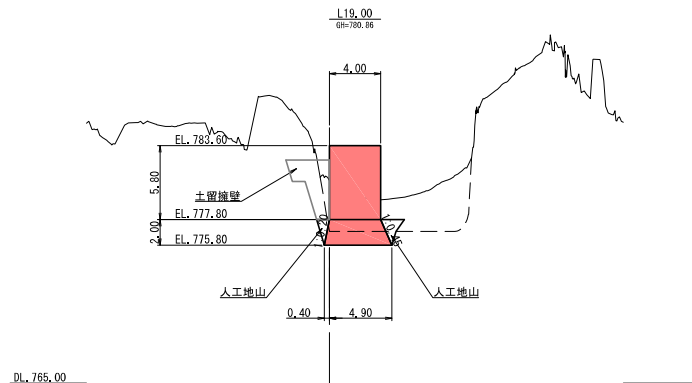
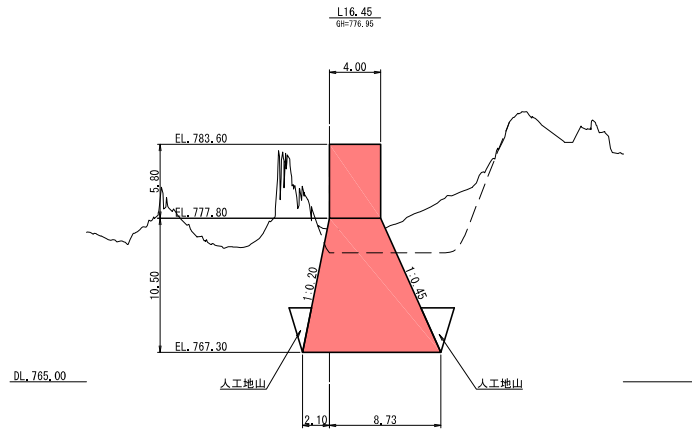
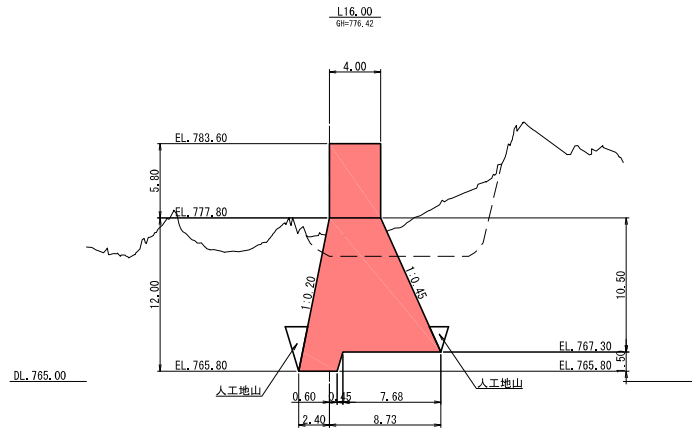


凡 例	
	今回施工箇所

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事		
図面名	副堤横断図(2)		
年月日	令和7年12月		
縮尺	1:200	図面番号	30の17
設計会社名	応用地質株式会社		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

副堤横断図(3) S=1:200

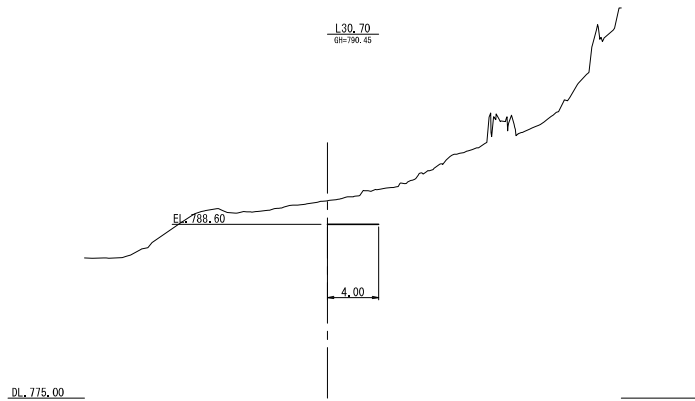
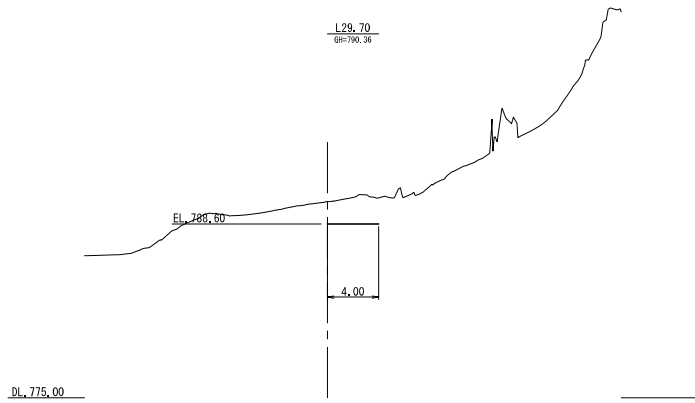
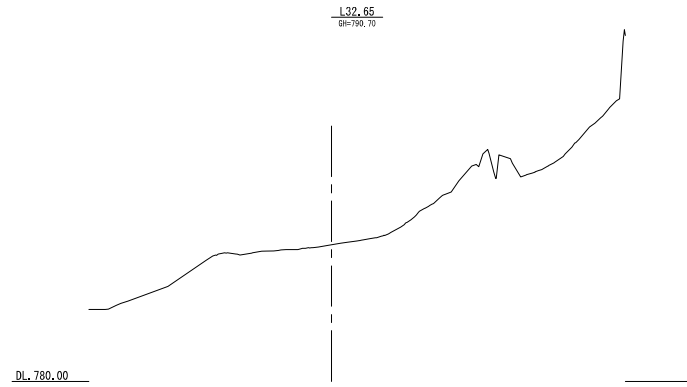
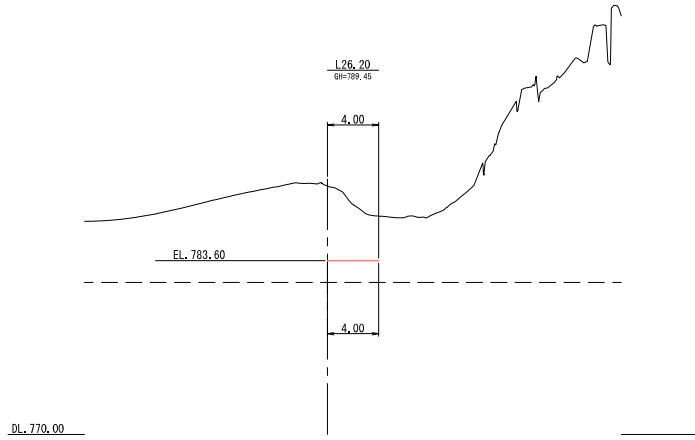


凡例	
	今回施工箇所

※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事		
図面名	副堤横断図(3)		
年月日	令和7年12月		
縮尺	1:200	図面番号	30の18
設計会社名	株式会社建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

副堤横断図(4) S=1:200



凡 例	
	今回施工箇所

※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事		
図面名	副堤横断図(4)		
年月日	令和7年12月		
縮尺	1:200	図面番号	30の19
設計会社名	株式会社建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

本堤・副堤間横断図(1)

S=1 : 200

820.00
815.00
810.00
805.00
800.00
795.00
790.00
785.00
780.00
775.00
770.00

805.00
800.00
795.00
790.00
785.00
780.00
775.00
770.00



凡 例	
	今回施工箇所

工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事		
図面名	本堤・副堤間横断図(1)		
年月日	令和7年12月		
縮尺	1:200	図面番号	30の20
設計会社名	応用地質株式会社		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

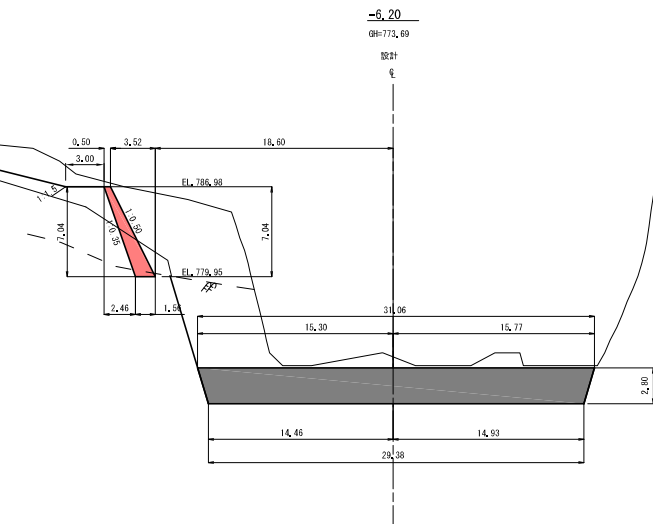
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

本堤・副堤間横断図(2)

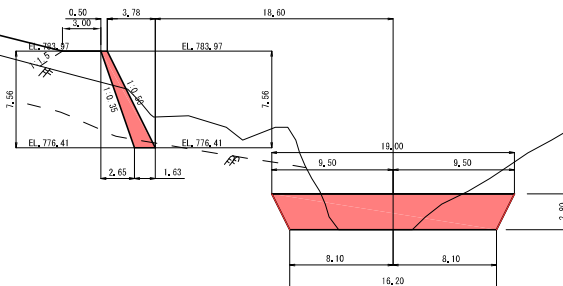
S=1:200

820.00
815.00
810.00
805.00
800.00
795.00
790.00
785.00
780.00
775.00
770.00
805.00
800.00
795.00
790.00
785.00
780.00
775.00
770.00

本堤掘削線



-6.20
GN=773.69
設計
€



-34.49
GN=770.00
設計
€

凡 例	
	施工済部分
	今回施工箇所

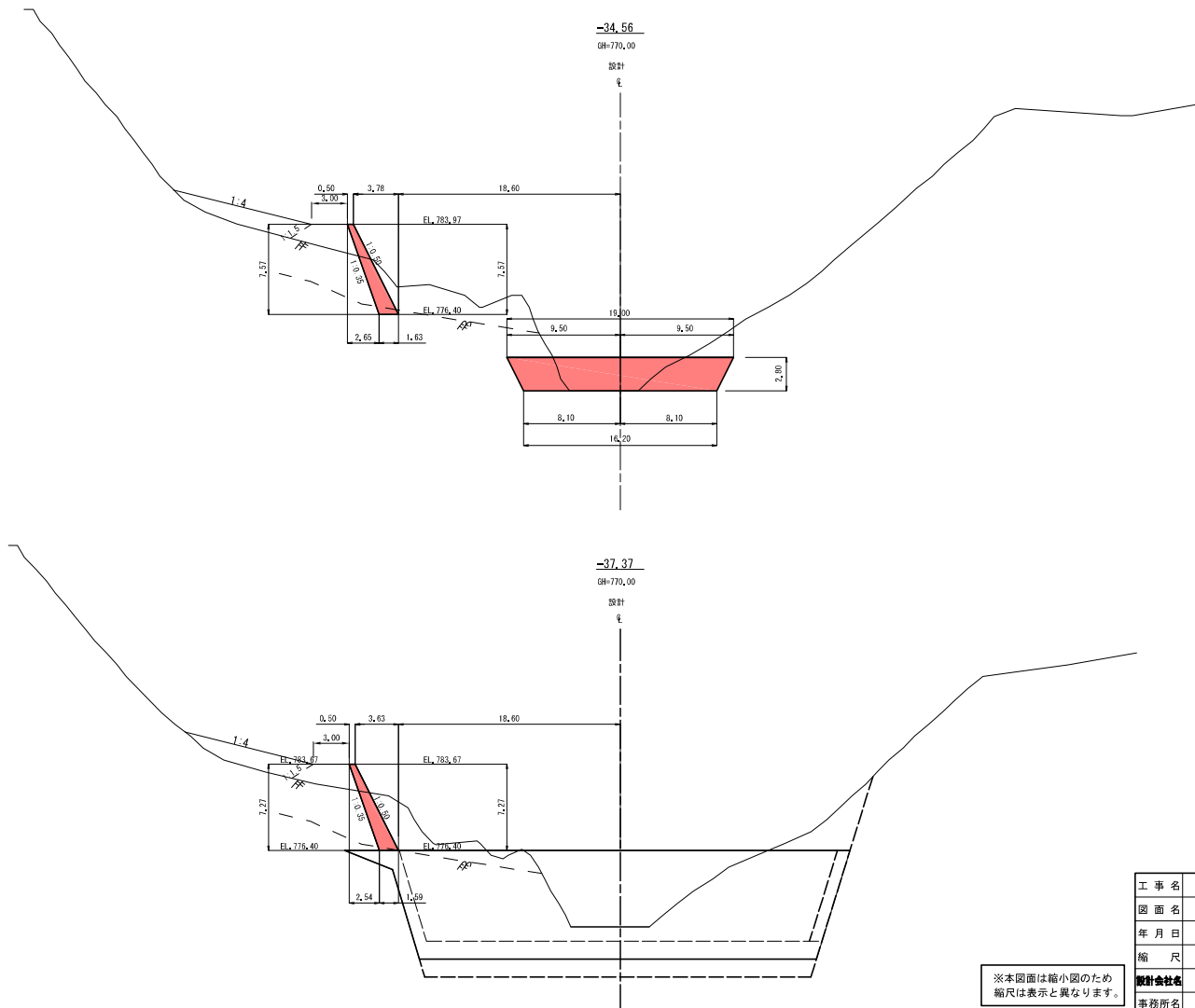
工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事		
図面名	本堤・副堤間横断図(2)		
年月日	令和7年12月		
縮尺	1:200	図面番号	30の21
設計会社名	応用地質株式会社		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

本堤・副堤間横断図(3)

S=1:200

820.00
815.00
810.00
805.00
800.00
785.00
780.00
775.00
770.00
805.00
800.00
785.00
780.00
775.00
770.00



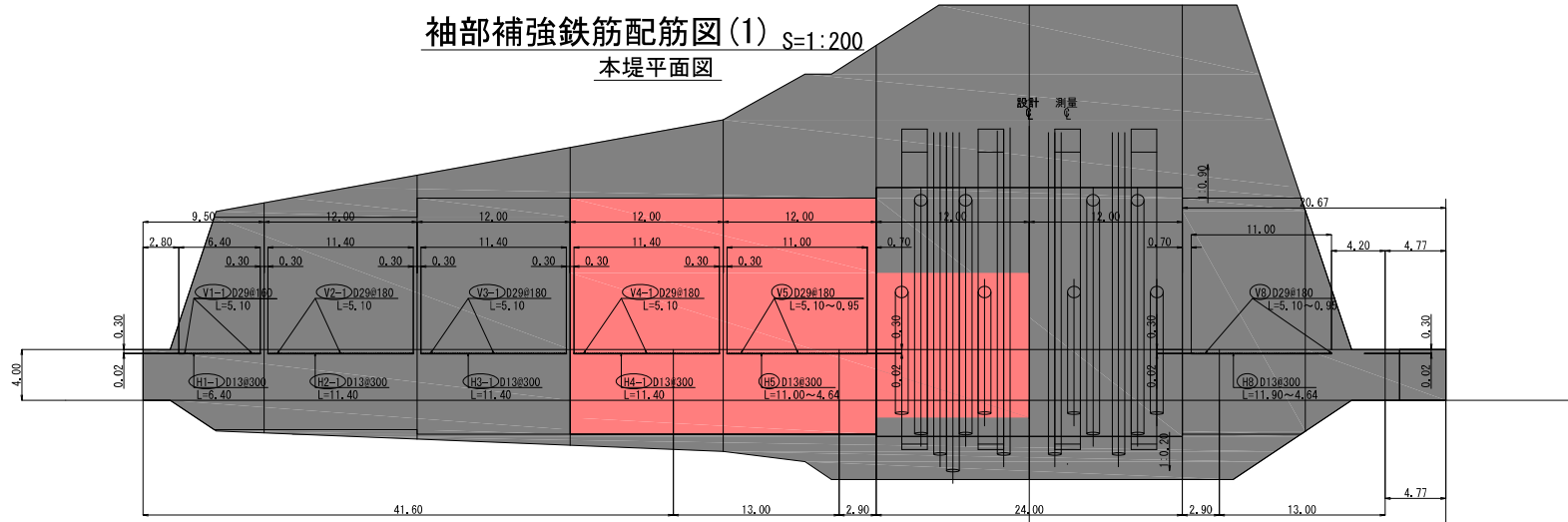
凡 例	
	今回施工箇所

工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事		
図面名	本堤・副堤間横断図(3)		
年月日	令和7年12月		
縮尺	1:200	図面番号	30の22
設計会社名	応用地質株式会社		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

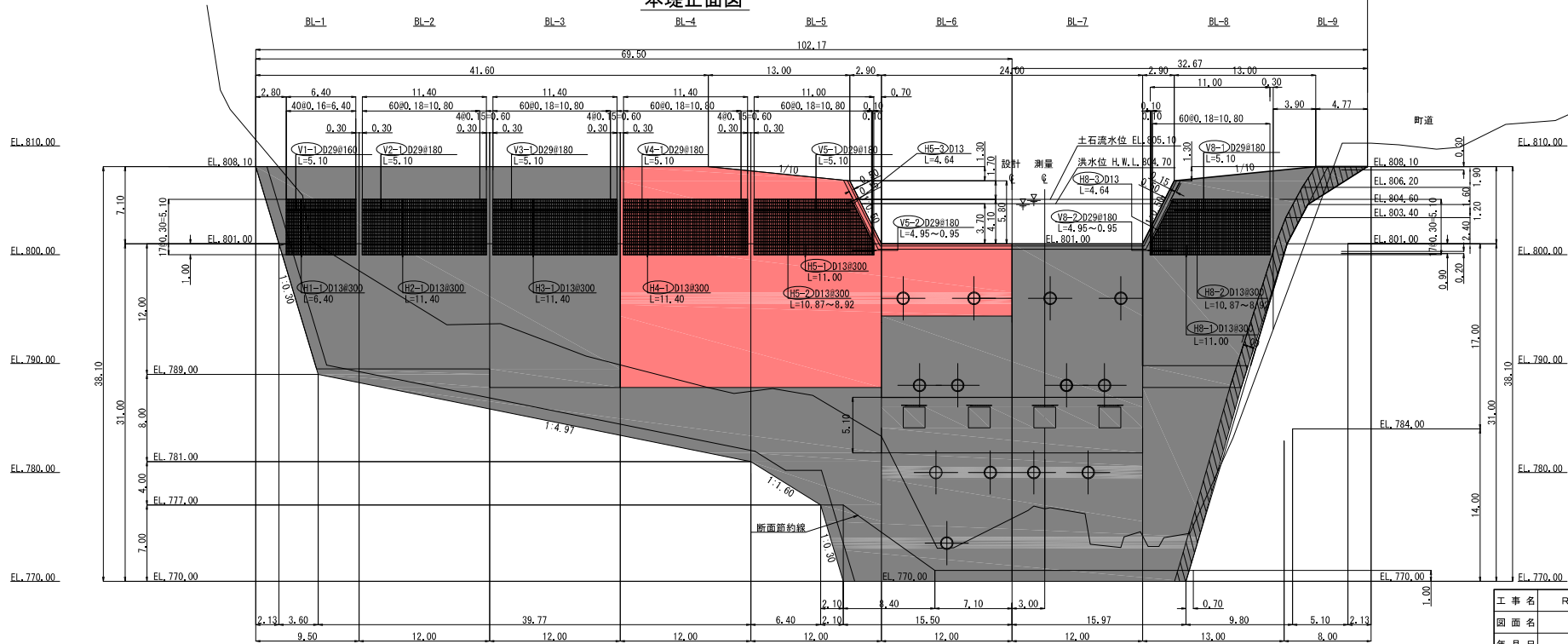
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

袖部補強鉄筋配筋図(1) S=1:200

本堤平面図



本堤正面図



凡例	
	施工済部分
	今回施工箇所

工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事
図面名	袖部補強鉄筋配筋図(1)
年月日	令和7年12月
縮尺	1:200 図面番号 30の23
設計会社名	株式会社建設技術研究所
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所

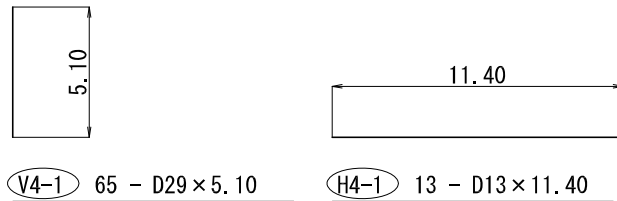
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

袖部補強鉄筋配筋図(2) S=1:100

袖部補強鉄筋質量表

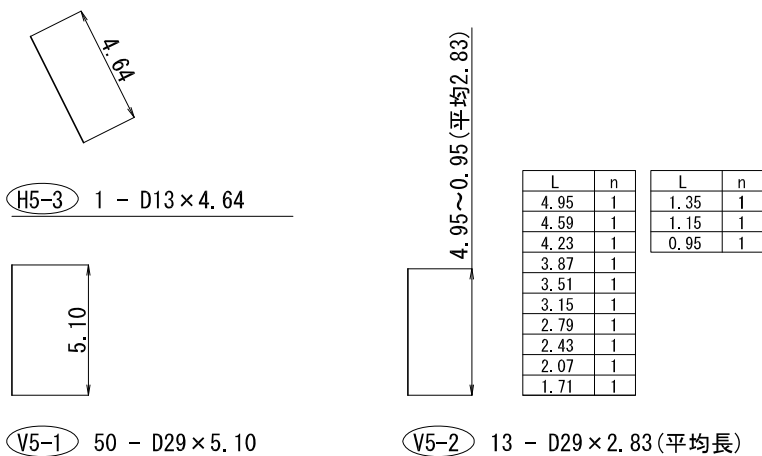
種別	径	長さ (mm)	本数 (本)	単位質量 (kg/m)	一本当り質量 (kg/本)	質量 (kg)	摘要
BL-4							
V4-1	D29	5,100	65	5.04	25.704	1,670.8	——
H4-1	D13	11,400	18	0.995	11.343	204.2	——
BL-5							
V5-1	D29	5,100	50	5.04	25.704	1,285.2	——
V5-2	D29	2,830	13	5.04	14.263	185.4	——
H5-1	D13	11,000	4	0.995	10.945	43.8	——
H5-2	D13	9,900	14	0.995	9.851	137.9	——
H5-3	D13	4,640	1	0.995	4.617	4.6	——
					D13	390.5 kg	
					D29	3,141.4 kg	
					合計	3,531.9 kg	

BL-4 袖部補強鉄筋 鉄筋加工図

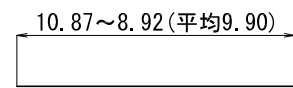


平均長で算出.

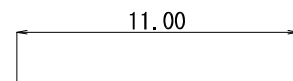
BL-5 袖部補強鉄筋 鉄筋加工図



L	n	L	n
10.87	1	9.37	1
10.72	1	9.22	1
10.57	1	9.07	1
10.42	1	8.92	1
10.27	1		
10.12	1		
9.97	1		
9.82	1		
9.67	1		
9.52	1		



H5-2 14 - D13 x 9.90 (平均長)



H5-1 4 - D13 x 11.00

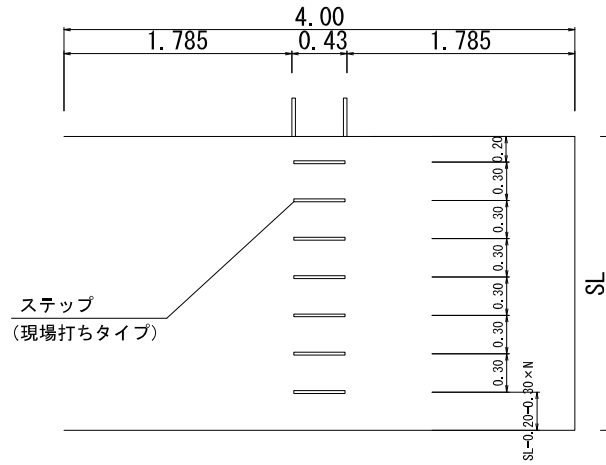
工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事		
図面名	袖部補強鉄筋配筋図(2)		
年月日	令和7年12月		
縮尺	1:100	図面番号	30の24
発注会社名	株式会社建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

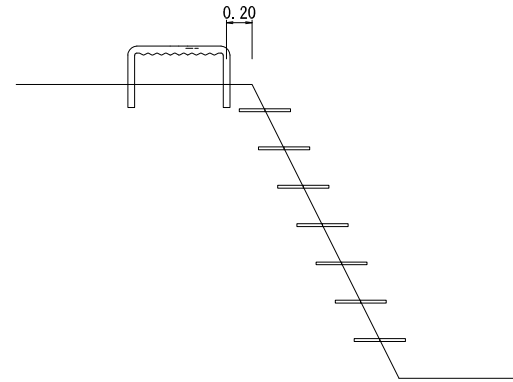
点検施設工詳細図

標準図 S=1:20

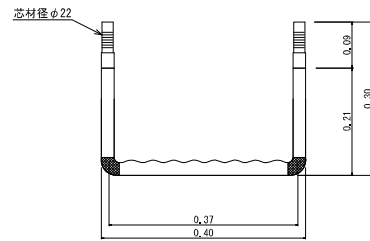
正面図



側面図



詳細図 S=1:5



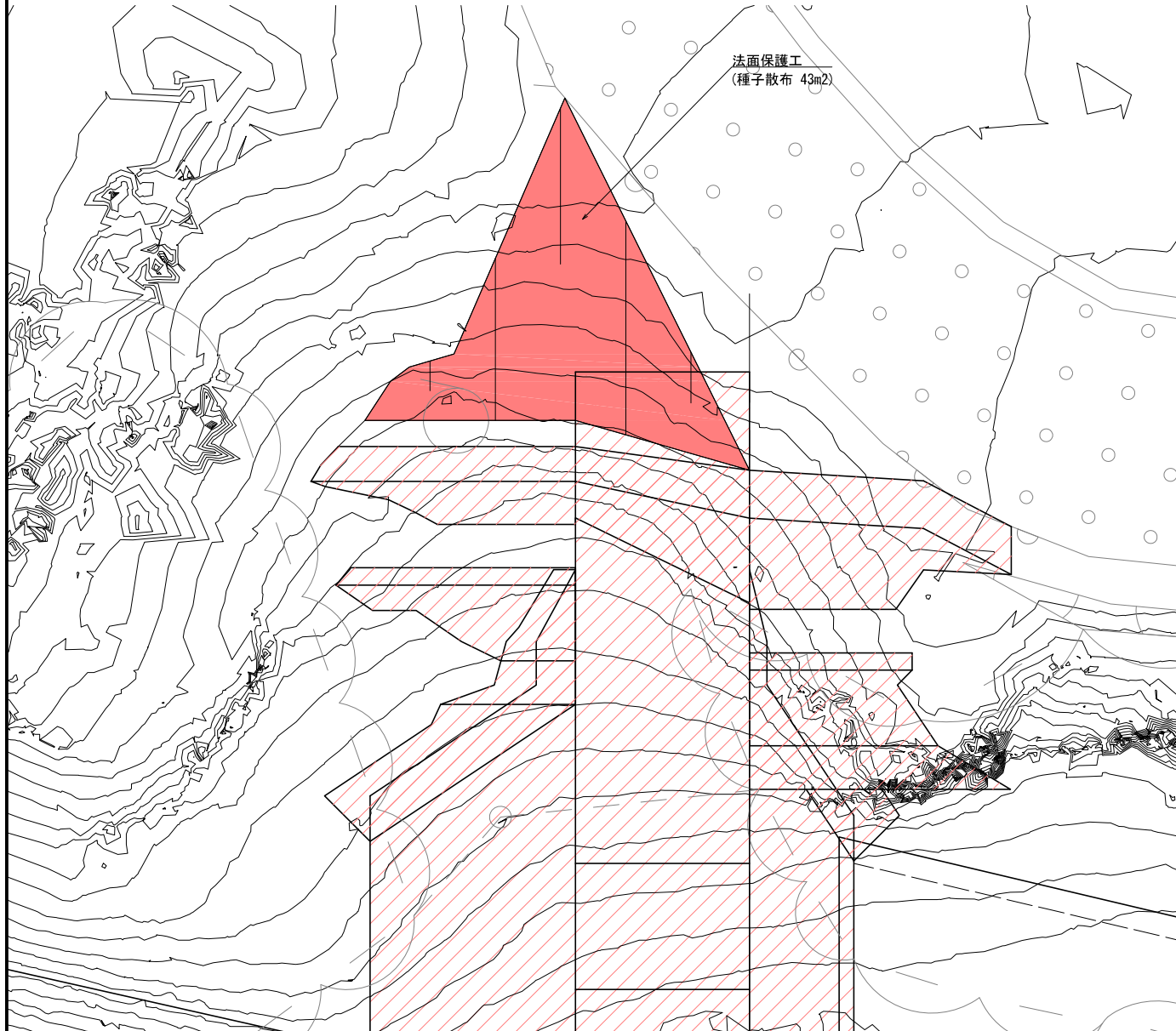
設置箇所	数量		
	右岸	左岸	計
本堰堤	23本	—	23本
副堰堤	23本	23本	46本
合計			69本

※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

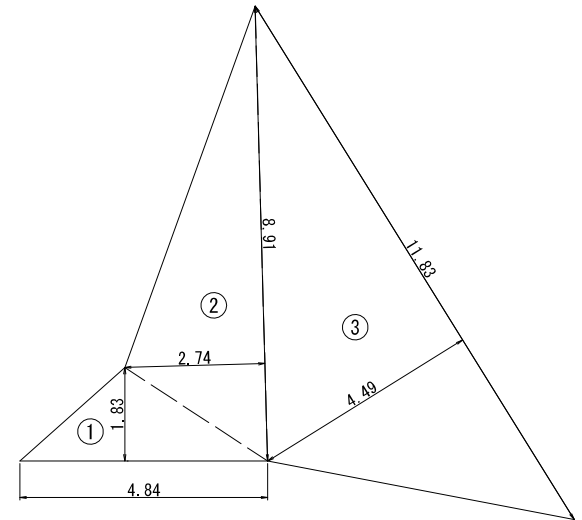
工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事		
図面名	点検施設工詳細図		
年月日	令和7年12月		
縮尺	図示	図面番号	30の28
設計会社名	応用地質株式会社		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

法面保護工詳細図 S=1 : 50

平面図



展開図

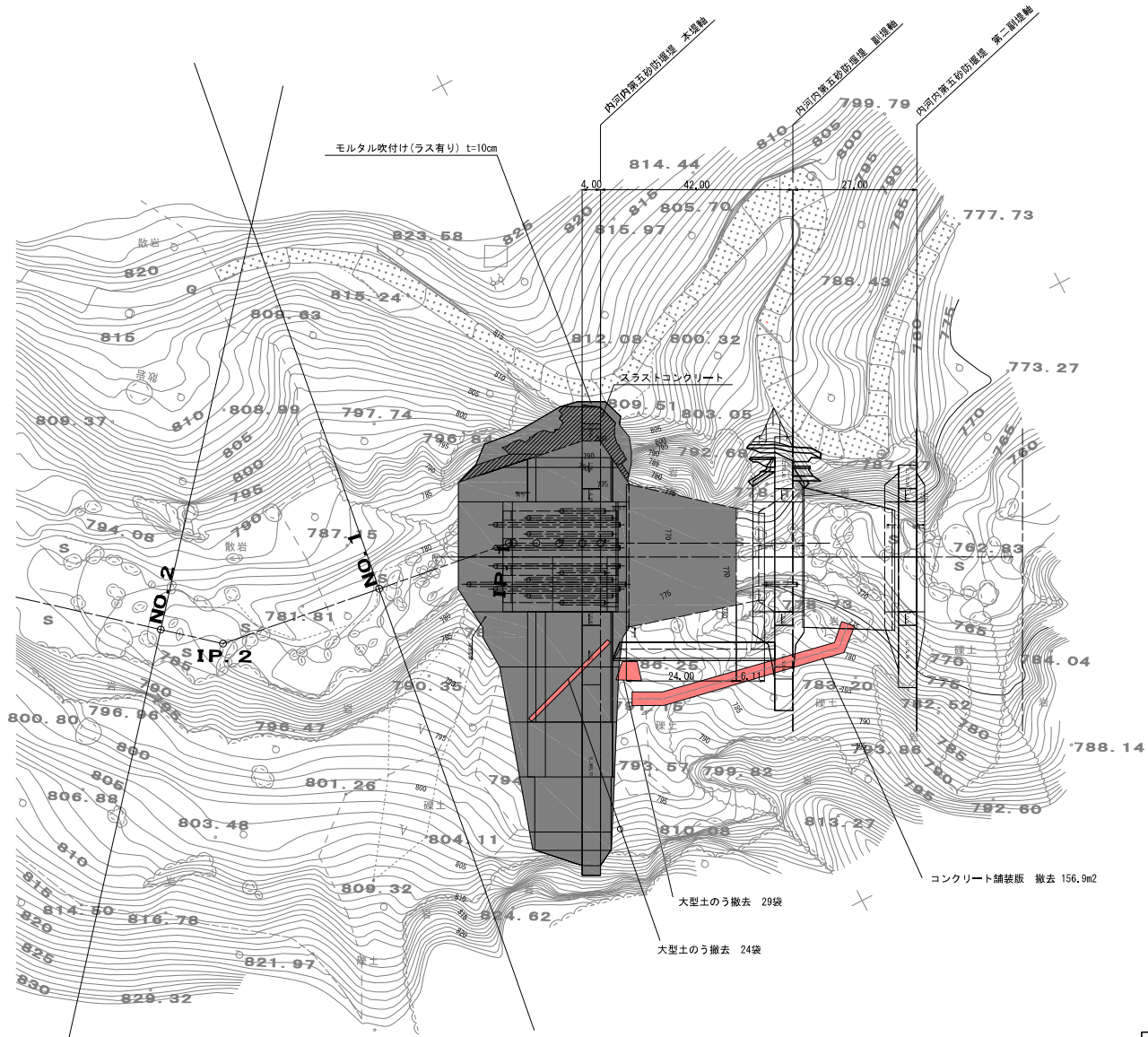


凡 例	
	今回施工箇所

※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事		
図面名	法面保護工詳細図		
年月日	令和7年12月		
縮尺	1:50	図面番号	30の29
設計会社名	株式会社建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

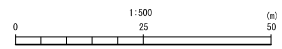
構造物撤去図 S=1:500



凡 例	
	スラスト部
	施工済部分
	今回施工箇所

工事名	R7内河内第五砂防堤工事		
図面名	構造物撤去図		
年月日	令和7年12月		
縮尺	1:500	図面番号	30の30
設計会社名	株式会社建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

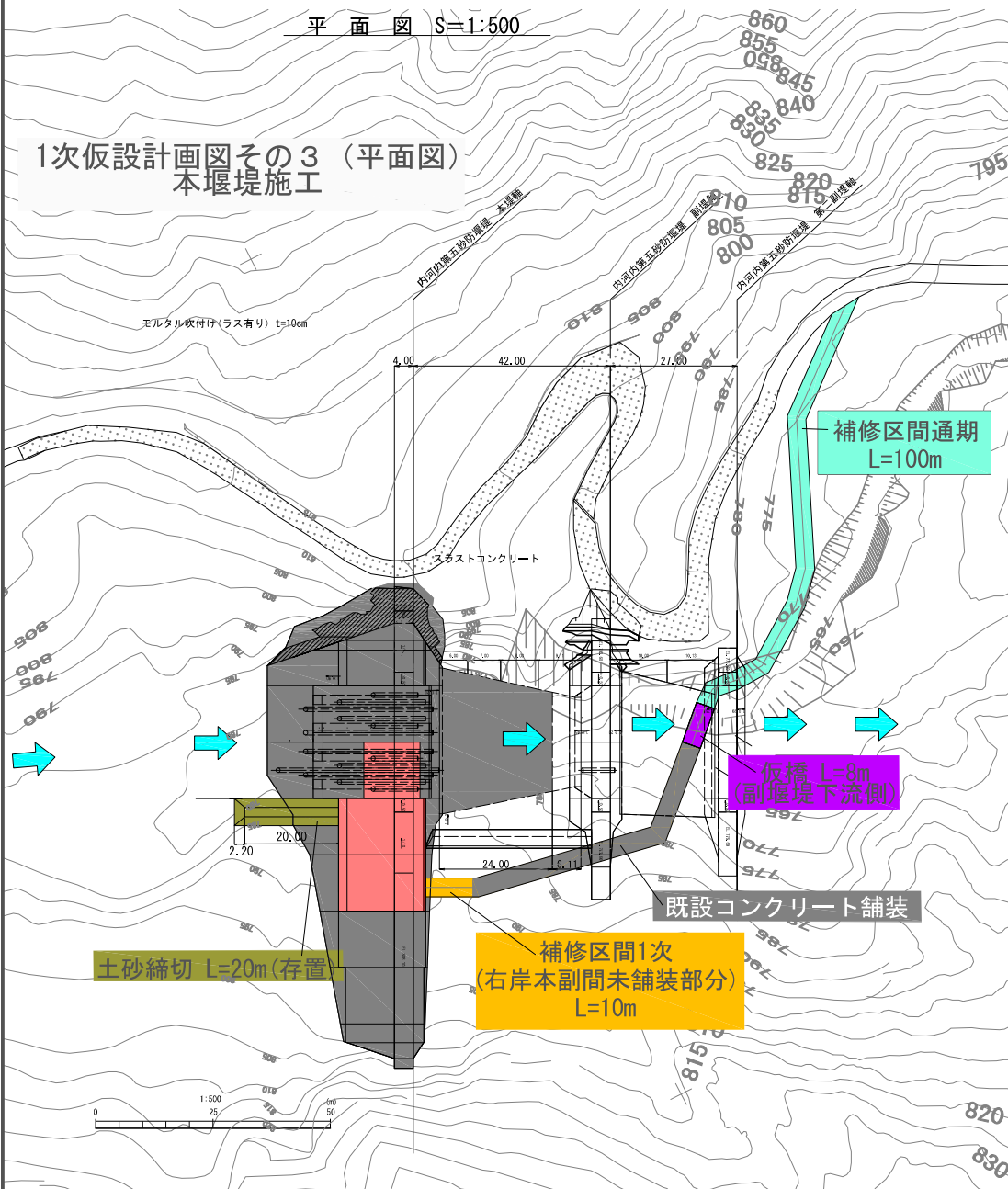
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。



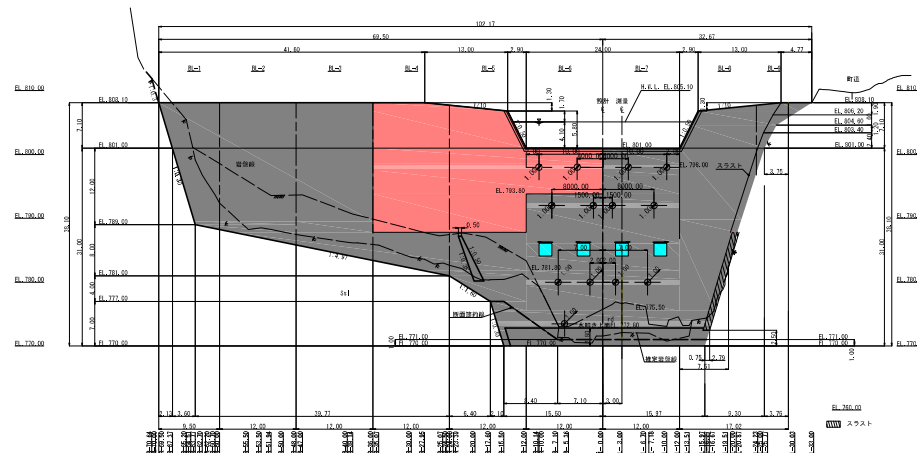
1次仮設計画図その3(参考図)

平面図 S=1:500

1次仮設計画図その3 (平面図) 本堰堤施工



通水計画図 S=1:400



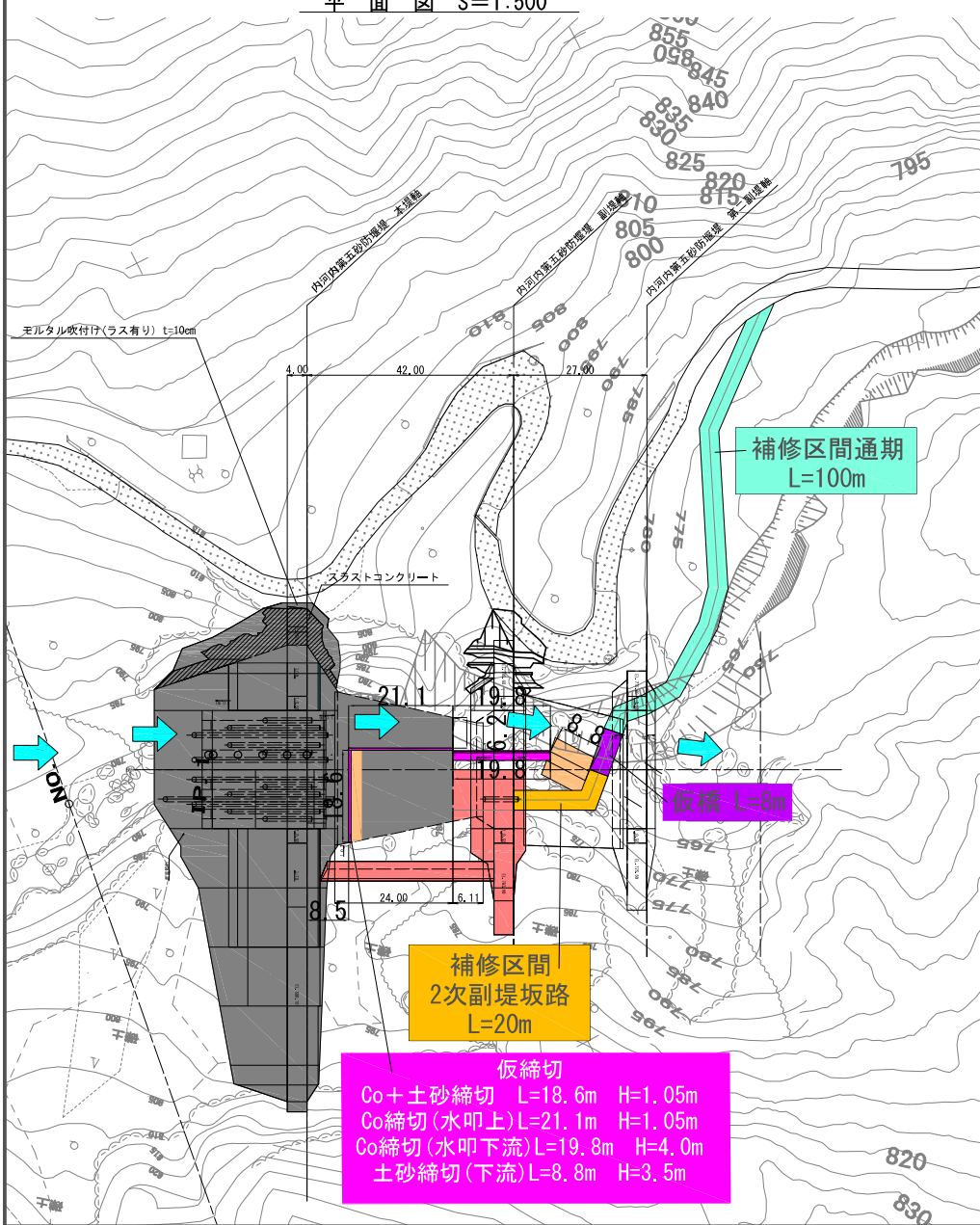
凡例	
	施工済部分
	今回施工箇所

工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事
図面名	1次仮設計画図その3(参考図)
年月日	令和7年12月
縮尺	図示 図面番号 参の3
設計会社名	応用地質株式会社
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所

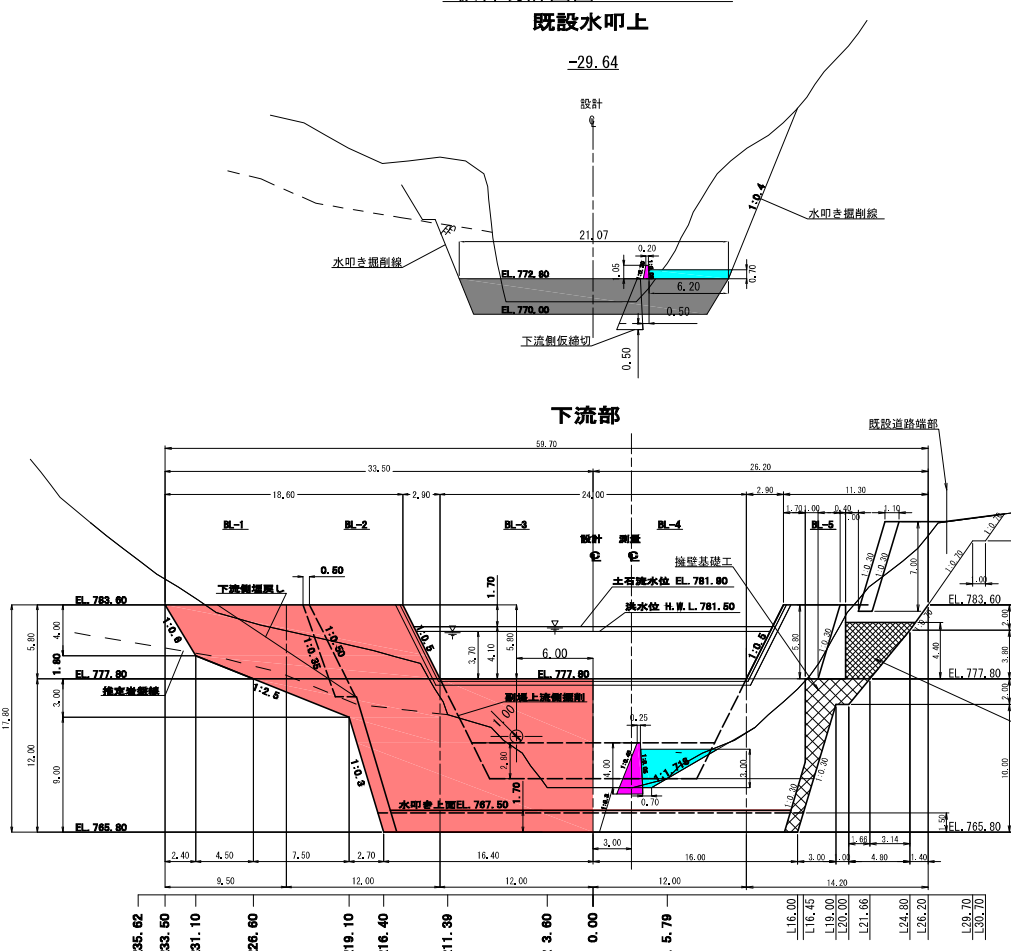
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

2次仮設計画図(参考図)

平面図 S=1:500



仮縮切計画図 S=1:200



補修区間
2次副堤坂路
L=20m

仮縮切
Co+土砂締切 L=18.6m H=1.05m
Co締切(水叩上)L=21.1m H=1.05m
Co締切(水叩下流)L=19.8m H=4.0m
土砂締切(下流)L=8.8m H=3.5m

仮橋 L=8m

補修区間通期
L=100m

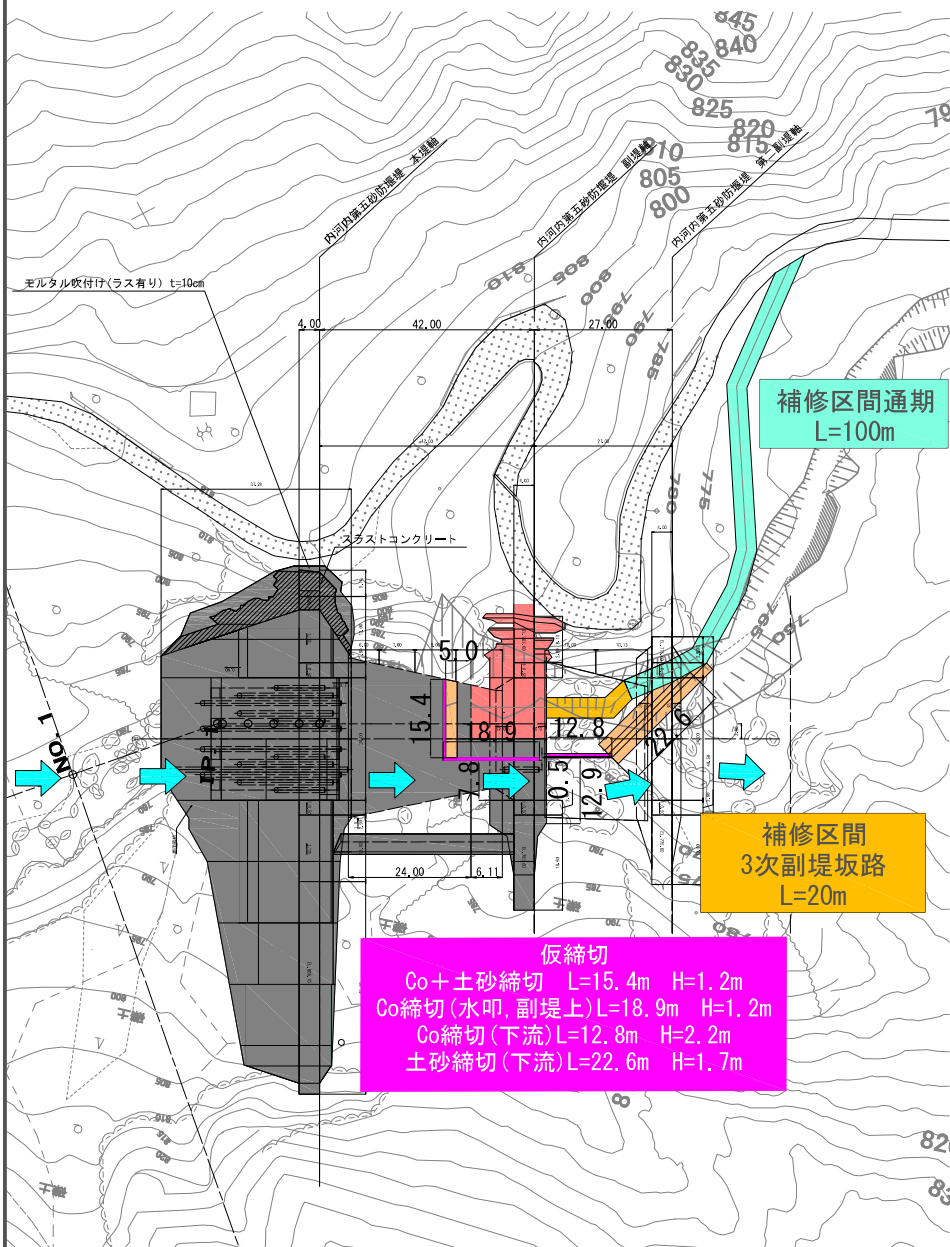
凡例	
	施工済部分
	今回施工箇所

工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事
図面名	2次仮設計画図(参考図)
年月日	令和7年12月
縮尺	図示 図面番号 参の4
設計会社名	応用地質株式会社
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所

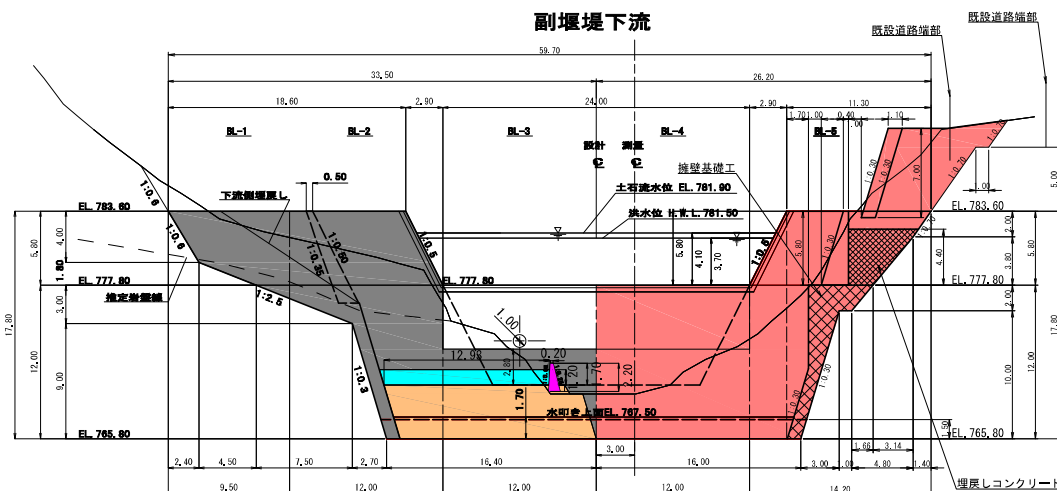
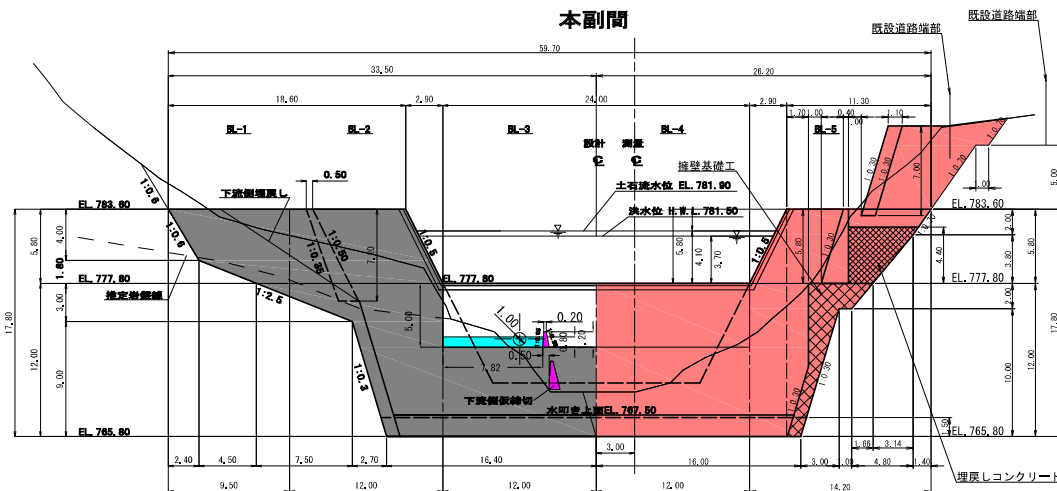
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

3次仮設計画図(参考図)

平面図 S=1:500



仮締切計画図 S=1:200



凡例	
	施工部分
	今回施工箇所
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。	

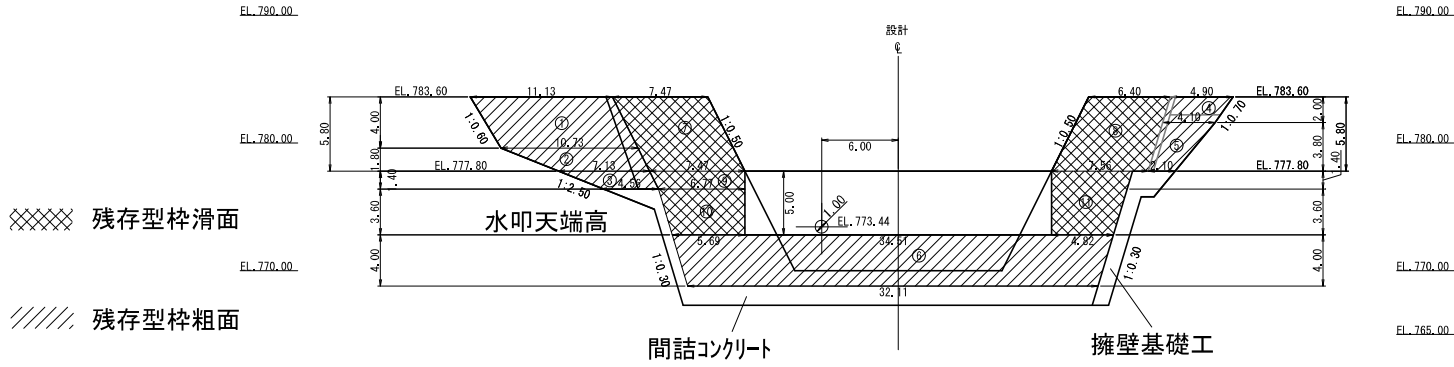
工事名	R7 内河内第五砂防堰堤工事
図面名	3次仮設計画図(参考図)
年月日	令和7年12月
縮尺	図示 図面番号 参の5
設計会社名	応用地質株式会社
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所

副堰堤型枠区分図(参考図) S=1:200

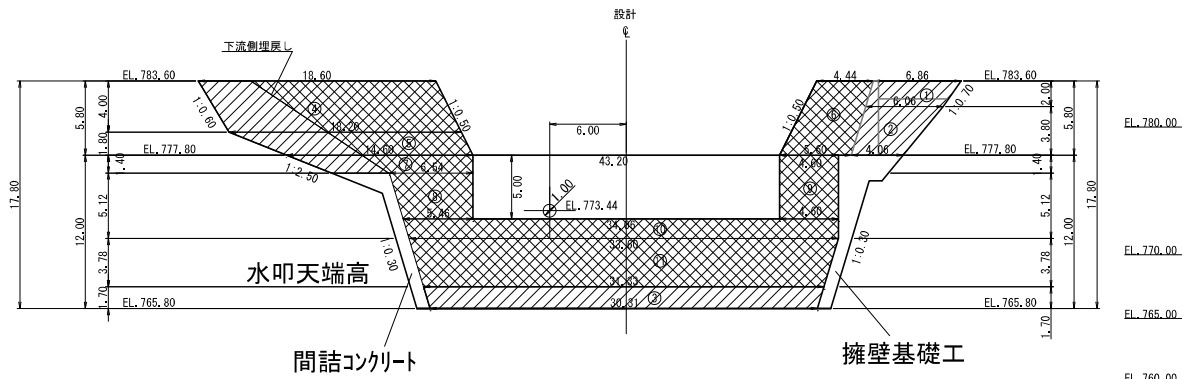
副堰堤正面図

副堰堤側面図

残存型枠配置図



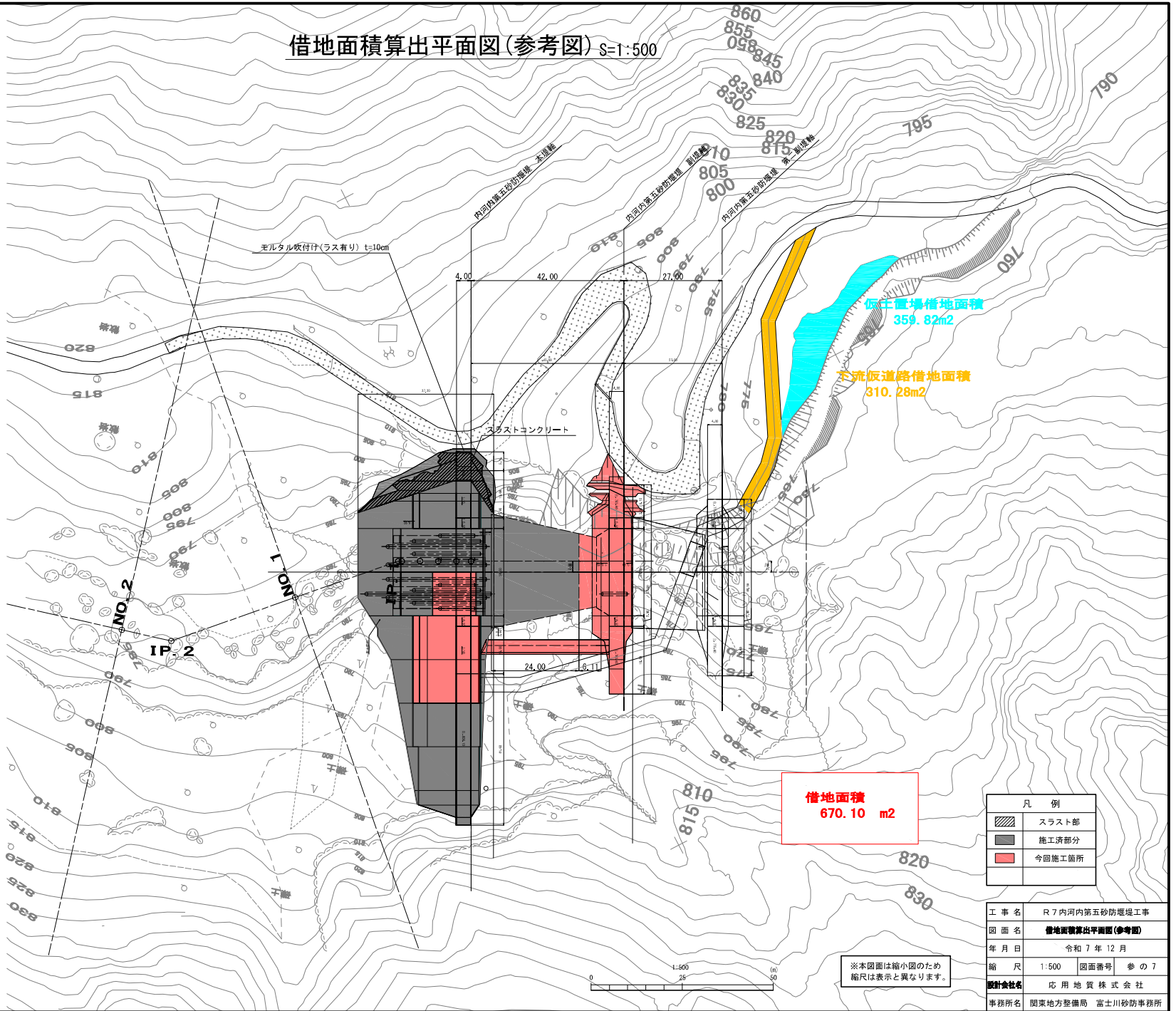
下流面



※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事		
図面名	副堰堤型枠区分図(参考図)		
年月日	令和7年12月		
縮尺	1:200	図面番号	参の6
設計会社名	国土交通省 富士川砂防事務所		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

借地面積算出平面図(参考図) S=1:500



借地面積
670.10 m²

凡 例	
	スラスト部
	施工済部分
	今回施工箇所

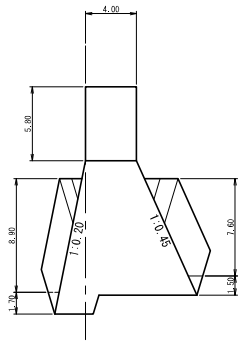
工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事		
図面名	借地面積算出平面図(参考図)		
年月日	令和7年12月		
縮尺	1:500	図面番号	参の7
設計会社名	応用地質株式会社		
事務所名	関東地方整備局 富士川砂防事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

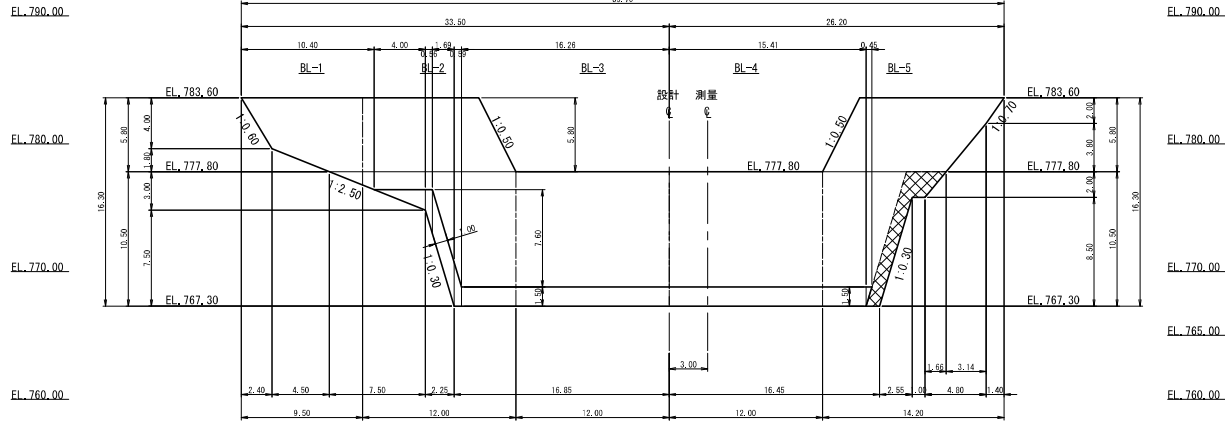


副堰堤間詰図(参考図) S=1:200

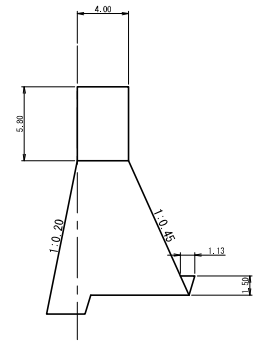
副堰堤側面図
(右岸側)



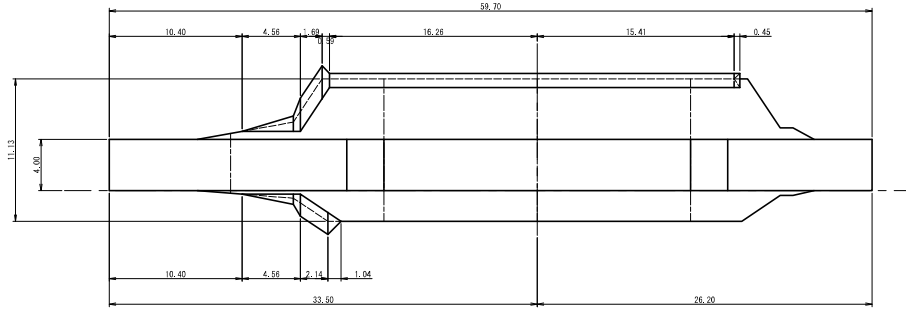
副堰堤正面図
(上流側)



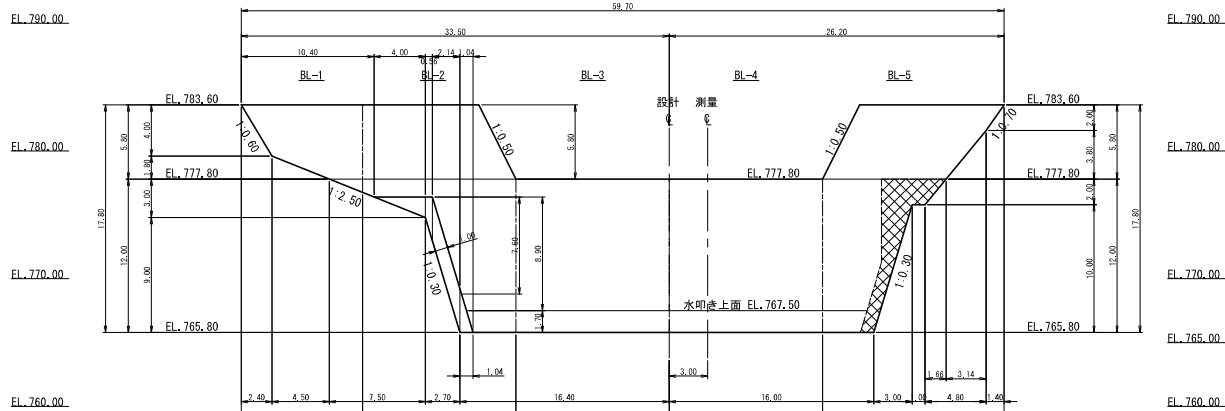
副堰堤側面図
(左岸側)



副堰堤平面図



副堰堤正面図
(下流側)



※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7内河内第五砂防堰堤工事
図面名	副堰堤間詰図(参考図)
年月日	令和7年12月
縮尺	1:200 図面番号 参の8
設計会社名	
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所